

令和4年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和3年度分）報告書

東京都教育委員会

目 次

| | | |
|------|---|-----|
| 第 1 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について…… | 1 |
| 第 2 | 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱（概要）について…………… | 1 |
| 第 3 | 東京都教育委員会の令和 3 年度の主な活動概要…………… | 2 |
| 第 4 | 東京都教育ビジョン（第 4 次）について…………… | 3 |
| 第 5 | 東京都教育ビジョン（第 4 次）に基づく令和 3 年度点検及び評価…………… | 9 |
| 第 6 | 点検・評価に関する有識者からの意見 …………… | 250 |
| <資料> | 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 …………… | 253 |

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、令和3年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について（概要）

（平成20年6月12日 東京都教育長決定）

1 点検及び評価の目的

東京都教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

2 点検及び評価の対象

東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- (4) 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の令和3年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和3年度は、定例会19回、臨時会6回を開催し、議案100件、報告事項66件について審議等を行い、審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第4次)について

1 「東京都教育ビジョン (第4次)」とは

「東京都教育ビジョン (第4次)」は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項)として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

2 「東京都教育ビジョン (第4次)」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要である。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければならない。「東京都教育ビジョン (第4次)」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の五つを示している。

(1) 情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能(AI)や Internet of Things (IoT) といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されている。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えている。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になった。情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと、との予測もある。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるAIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってくる。

(2) 超高齢社会の到来

東京都の人口は、令和7(2025)年をピークに減少傾向となることが予測されている。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースである。一方で、東京都では高齢化が加速し、65歳以上の割合が、令和7(2025)年には23.3%、令和12(2030)

年には 24.3%となり、約 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されている。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できる。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

(3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にある。東京都の総人口が 20 年前と比較して約 15%増加している中で、外国人人口は 20 年前と比較して約 70%も増加している。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約 20%が東京都で暮らしている。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にある。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示している。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれる。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠である。

(4) 就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める 34 歳以下の割合が近年低下している。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いている。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の 3～4 割が 3 年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化している。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にある。女性が職業に就くことへの意識も変化している。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成 28 (2016) 年には男女ともに 50%を大きく超えた。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成 29 (2017) 年には過去最高の約 18 万 1 千人となった。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

(5) 経済・産業の変化

世界各国の名目 GDP (国内総生産) の総計は、1980 年から 2016 年までの間に約

6倍に増加した。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は1980年と比べて30倍以上に増加している。

日本の名目GDPは、伸びに陰りが生じているものの、2016年には世界の約6.5%を占め、世界第3位にある。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有している。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けている。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が2017年5月に発表した「2016年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は3年連続で回復傾向にある。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の2番手であったが、この10年で国際競争力の低下が見受けられる。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析している。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できているが、これも楽観視できない状況である。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となる。

また、「2016年版ものづくり白書」では、次のように指摘している。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

3 「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

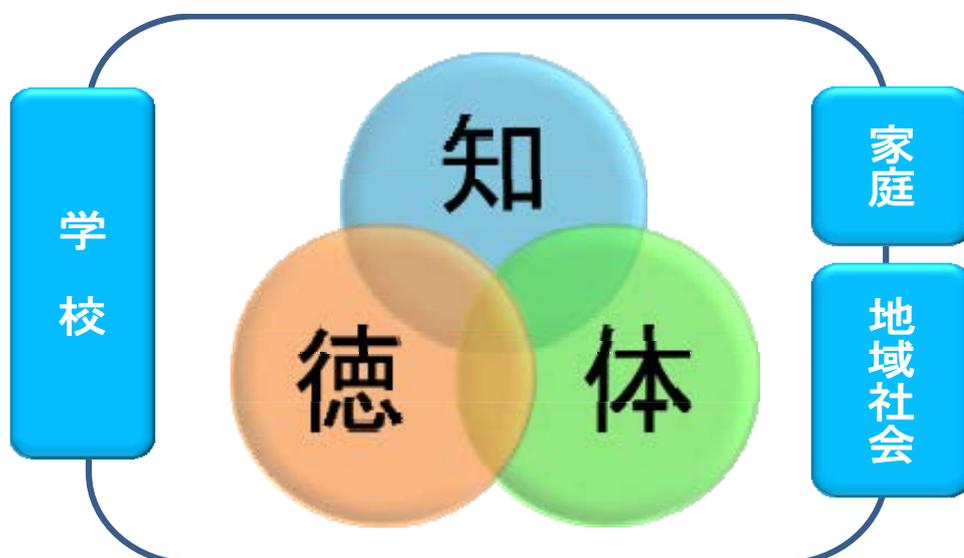
「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方の下、次のように定める。

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供

《「次代を担う東京の子供の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第4次）」の概念図》

- 情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていく必要がある。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。
- 学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていかなければならない。
- 学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成していくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第4次）の概念図



東京都教育ビジョン(第4次)の体系

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します

④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します

⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します

⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します

⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します

⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

貢献する力を培う

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します

⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します

㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します

㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

11 質の高い教育を支える環境の整備

㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります

㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します

㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

第5 東京都教育ビジョン(第4次)に基づく令和3年度点検及び評価

| 注 | 基本的な方針 | 今後5か年の施策展開の方向性 | ページ |
|-------------------------------------|-------------------------------|---|-----|
| 子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。 | 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 | 1 きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります | 11 |
| | | 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します | 29 |
| | 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 | 3 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します | 38 |
| | | 4 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します | 45 |
| | | 5 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します | 54 |
| | 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育 | 6 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します | 67 |
| | | 7 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します | 77 |
| | | 8 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します | 82 |
| | 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 | 9 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します | 88 |
| | | 10 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します | 96 |
| | | 11 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します | 106 |
| | 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 | 12 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します | 127 |
| | | 13 生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します | 131 |
| | | 14 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します | 138 |
| | 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 | 15 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します | 152 |
| | | 16 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します | 158 |
| | | 17 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します | 162 |
| | 7 オリリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育 | 18 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します | 170 |
| 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。 | 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 | 19 次代を担う社会的に自立した人間を育成します | 177 |
| | | 20 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します | 181 |
| | | 21 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます | 185 |
| | 9 これからの教育を担う優れた教員の育成 | 22 優れた教員志望者を養成・確保します | 191 |
| | | 23 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります | 196 |
| | | 24 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します | 206 |
| | 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」 | 25 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します | 210 |
| | | 26 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します | 216 |
| | 11 質の高い教育を支える環境の整備 | 27 教員一人一人の健康保持の実現を図ります | 220 |
| | | 28 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します | 223 |
| | 12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動 | 29 学校と家庭・地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します | 239 |
| | | 30 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します | 246 |

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|---------------------|
| 基本的な方針 | 1 | 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 |
|--------|---|---------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|---|---|---|-----------------------|
| 全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回っている設問の割合★ <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：90.0% 中：90.0% | — | 全教科・全質問で、 全国平均を上回る |
| 全国学力・学習状況調査における平均無解答率 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：4.1% 中：7.5% | 令和3年度 小：3.4% 中：8.0% | 全教科・全質問で、 全国平均を下回る |
| 全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率以下の児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小国語：43.8% 小算数：39.5% 中国語：46.1% 中数学：43.9% | 令和3年度 小国語：50.3% 小算数：46.7% 中国語：51.5% 中数学：49.7% | 全国を下回る・年々 下降 |

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

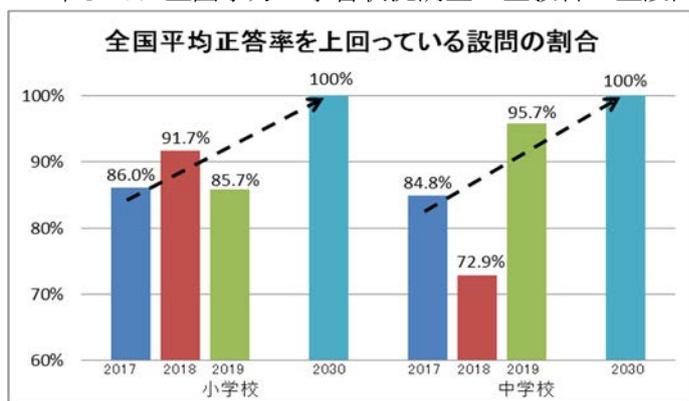
| 施策展開の方向性1：きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 小学校・中学校における基礎学力の定着 | 11 |
| 2 | 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進 | 14 |
| 3 | 高等学校における学力の確実な定着 | 16 |
| 4 | 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実 | 18 |
| 5 | 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実 | 20 |
| 6 | 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実 | 21 |
| 7 | 島しょにおける教育活動の充実 | 23 |
| 8 | 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実 | 25 |
| 施策展開の方向性2：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します | | |
| 1 | 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進 | 29 |
| 2 | 授業改善に資する研究・研修の推進 | 32 |
| 3 | 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進 | 33 |

| | | |
|-------------------|---|-------------------------------------|
| 基本的な方針 | 1 | 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 1 | きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります |
| 予算額：28,755,319 千円 | | 決算額：25,431,299 千円 |

1 小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

目 標

2030 年までに全国学力・学習状況調査の全教科・全設問で、全国水準を上回る。



※全ての教科の正答数を合計して割合を算出

※実施教科は、国語、算数・数学(2017)、国語、算数・数学、理科(2018)、国語、算数・数学、英語(中学校のみ。話すこと調査の結果は除く。)(2019)

取組状況

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 対象とした学校

都内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）

イ 対象とした児童・生徒

- ・小学校第4学年から第6学年までの児童
- ・中学校及び中等教育学校第1学年から第3学年までの生徒
- ・義務教育学校第4学年から第9学年までの児童・生徒

ウ 調査内容・調査方法

| 調査名 | 調査内容 | 調査方法 |
|---------|-------------------------|--|
| 児童・生徒調査 | 児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識を調査 | 児童・生徒が児童・生徒用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答 |
| 学校調査 | 学校の指導方法等を調査 | 学校管理職等が教師用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答 |

エ 調査実施期間

- ・児童・生徒調査 令和3年10月27日（水）から12月9日（木）まで
- ・学校調査 令和3年10月6日（水）から10月29日（金）まで

オ 調査に回答した学校数及び児童・生徒数

| 学校種別 | 学校数（校） | 児童・生徒数（人） | | | |
|------|--------|-----------|--------|--------|---------|
| | | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 | 合計 |
| 小学校 | 1,278 | 92,183 | 93,135 | 92,697 | 278,015 |
| | | 70,986 | 69,926 | 69,074 | 209,986 |
| 中学校 | 622 | 70,986 | 69,926 | 69,074 | 209,986 |
| | | 70,986 | 69,926 | 69,074 | 209,986 |

※小学校には、義務教育学校（前期課程）を含む。

※中学校には、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含む。

(2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を開催し、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化した。

(3) 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させた。

(4) 小学校教科担任制等推進事業

都内公立小学校 10 校を「小学校教科担任制等推進校」に指定し、中学校教員を専科教員として配置し、学級担任が他の教科を分担して指導することとし、教材研究や授業の質の向上、教員の指導体制の強化を図った。

(5) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から全面实施となる新学習指導要領の内容を踏まえて改訂した「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」に沿った指導方法の工夫・改善を推進する教員を配置した。

(6) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援した。

(7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの改訂（活用）

新学習指導要領の全面实施に向けて改訂した「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図った。

(8) 学力格差解消に向けた取組

児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置した。

成 果

(1) 令和 3 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から

小学校において約 9 割の児童、中学校において約 8 割の生徒が、「授業の内容はどのくらい分かりますか」の調査項目に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をしている。

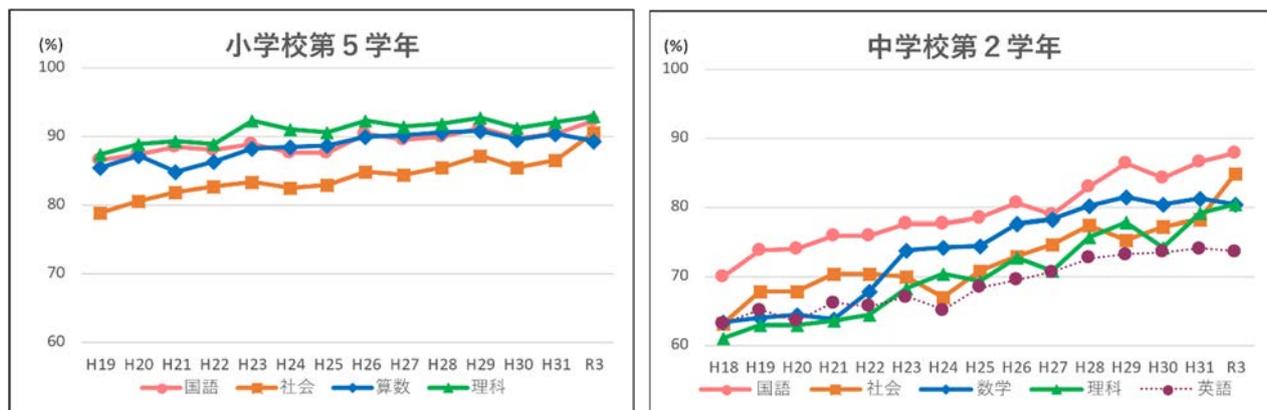
「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

| | 学年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 小学校 | 第 4 学年 | 92.8 | 89.7 | 90.0 | 94.3 |
| | 第 5 学年 | 92.4 | 90.5 | 89.3 | 93.0 |
| | 第 6 学年 | 92.8 | 90.9 | 90.3 | 91.1 |

| | 学年 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 英語 |
|-----|--------|------|------|------|------|------|
| 中学校 | 第 1 学年 | 90.0 | 82.7 | 81.0 | 83.9 | 77.4 |
| | 第 2 学年 | 87.9 | 84.8 | 80.3 | 80.3 | 73.6 |
| | 第 3 学年 | 89.2 | 87.2 | 82.7 | 82.1 | 78.4 |

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(参考)平成 19 年度（中学校第 2 学年は平成 18 年度）から令和 3 年度までの経年変化
「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合



※平成 31 年度以前は、小学校第 5 学年、中学校第 2 学年のみを対象として、本質問を調査している。
※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の影響を考慮し、調査を実施していない。

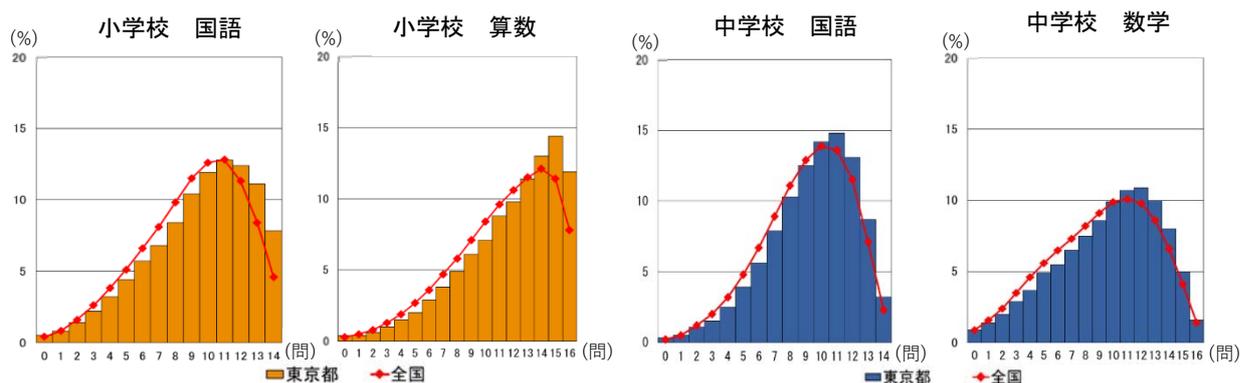
(2) 令和 3 年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

各教科の平均正答率は全国平均正答率を上回るとともに、正答数の分布においても全国に比べて正答数の少ない児童・生徒の割合が低く、正答数の多い児童・生徒の割合が高い傾向がみられた。

ア 各教科の平均正答率

| | | 東京都 | 全国 |
|-----|----|-----|------|
| 小学校 | 国語 | 68 | 64.7 |
| | 算数 | 74 | 70.2 |
| 中学校 | 国語 | 67 | 64.6 |
| | 数学 | 60 | 57.2 |

イ 各教科における正答数の分布



課題

(1) 令和 3 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から

教科共通の学習の進め方に関する調査項目のうち、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合が最も低かったのは、「自分が考えたことを、積極的に他の人や先生に伝えようとしている。」であり、小学校では 53.3%、中学校では 45.6%であった。

(2) 令和 3 年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

全国平均正答数を上回っている設問数は、小学校、中学校ともに 90.0%であった。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

| 校種 | 教科 | 設問数(問) | 全国平均正答数を上回っている設問数(問) | 割合 (%) | 校種別の割合 (%) |
|-----|----|--------|----------------------|--------|------------|
| 小学校 | 国語 | 14 | 12 | 85.7 | 90.0 |
| | 算数 | 16 | 15 | 93.8 | |
| 中学校 | 国語 | 14 | 12 | 85.7 | 90.0 |
| | 数学 | 16 | 15 | 93.8 | |

今後の取組の方向性

「全国学力・学習状況調査」の結果から、一定の成果が認められる習熟度別指導等、改訂版「東京ベーシック・ドリル」等の活用、学力格差解消に向けた取組を引き続き実施していく。

また、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析や教科担任制の効果検証等に基づいた教育施策の検討を行う。あわせて、令和3年度の結果分析に基づき、知識及び技能の確実な定着や思考力、判断力、表現力等の一層の伸長を図るため、各学校において、理解したり考えたりしたことを工夫しながら伝え合う学習活動を充実することができるよう、授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供等を通じ、区市町村教育委員会と連携しながら各学校に指導・助言していく。

さらに、各学校が、「全国学力・学習状況調査」の結果において全国平均正答率を下回っている設問等に着目し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果と関連付けながら児童・生徒の学習状況を分析し、その分析を基に効果的な「授業改善推進プラン」を策定して授業改善を進められるよう、調査結果の活用に関する研修の実施や効果的な取組を行っている学校の事例をオンラインで都内公立小・中学校全校に対して発信する等の取組を行う。

2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

目 標

就学前施設の保育者及び小学校教員を対象として、就学前教育カンファレンスを開催し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、保育・教育関係者に広く啓発を図る。

また、幼児・児童の資質・能力を更に育成するために、モデルとなる地区を指定し、5歳児から小学校低学年における指導内容や指導方法など、新たな教育課程の研究・開発を共同で進める。

取組状況

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止し、動画配信により、都教育委員会から「就学前教育と小学校教育との円滑な接続について」の説明を行うとともに、実践報告として、「令和2年度における荒川区の取組について ～幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発事業」及び「幼保小の円滑な接続・連携の促進（福生市教育委員会）」を行った。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

荒川区では、「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程の研究・開発、児童・幼児の資質・能力に関する調査、保育者及び教員対象の研修を行うとともに、研究・開発委員会において、モデル園・校版「5歳児から小学校低学年までを連続した時期として捉えた指導計画」及びモデル園5歳児一人一人の見取表及び実践記録（5歳児）の記載内容等についての検討を行った。

福生市では、「幼保小連携推進委員会」を設置し、「学びに向かう力」の育成に重点を置いた、就学前施設における教育・保育実践を共有した。また、慶應義塾大学と連携し、市内就学前施設を対象に、保育環境評価スケールに基づいた保育の質に関わる調査を実施した。

国立市では、市教育委員会と子ども家庭部が連携して「国立市幼保小連携推進委員会」を設置し、モデルとなる小学校における「スタートカリキュラム」の実践について検証を行い、改善点について、就学前施設の保育者とともに議論をし、整理した。また、小学校ごとにグループを立ち上げ、保育者及び教員間での研修や交流会の内容や予定の調整を行った。

成 果

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスの配信動画は、令和4年3月時点で2,700回以上の視聴回数を記録し、令和2年度の1.5倍の視聴回数となっている。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

- ・ 荒川区では、指導計画を「文字・言葉」、「数量・図形」及び「自然」の三つの視点で記載内容を整理し、併せて5歳児の各期で育てほしい姿と、小学校第1・2学年で身に付けさせたい資質・能力のつながりを可視化したことにより、就学前施設の保育者と小学校教員それぞれが保育・学習内容のつながりを踏まえた教育活動が行われるようにした。また、モデル園5歳児一人一人の見取表について、「文字・言葉」、「数量・図形」及び「自然」の視点から幼児の活動を見取り、小学校の「国語」「算数」及び「生活」につながる部分に下線を引くなど記載方法を統一することで、5歳児の見取りを確実に引継ぎ、小学校での指導へと生かせるようにした。
- ・ 福生市では、5歳児を対象にした教育・保育実践事例集を作成し、就学前施設同士で、各園の実践内容について各園が目指す「ふっさっ子像」、「ふしぎをふくらます子」をどのように育成しているのか共有することができた。また、保育環境評価スケールの結果を基に、就学前施設において、環境の配慮を中心として改善が図られるようになった。
- ・ 国立市では、小学校教員が就学前施設の指導の実態を把握することができ、入学当初のスタートカリキュラム時期における、就学前施設の経験を踏まえた具体的な指導方法について検討することができた。

課 題

就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組を促進するため、就学前教育と小学校教育との接続の意義について、就学前施設及び小学校へ普及させる必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、各モデル地区（研究開発地区、研究指定地区、研究協力地区）における研究の成果を、動画配信等も活用しながら、全都へ広く周知し、就学前教育と小学校教育の一層の充実を図っていく。

3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業の推進

目 標

各学校が具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導と評価を行い、その評価に基づいて次の指導を行うことにより、指導内容・方法の改善を図る。さらに生徒の学力を正確に把握し、繰り返し指導することで、学力を確実に定着させる。

取組状況

ア 「各高等学校における独自の学カスタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高等学校以外の全ての都立高等学校において、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学カスタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学カスタンダードを作成した。

【対象科目】普通科目 6 教科 19 科目、専門科目 3 教科 3 科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

イ 学カスタンダードに基づく学習指導の実施

- (ア) 学カスタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (イ) 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (ウ) 指導と評価のPDCAサイクルによる授業改善の実施
- (エ) 各学校において作成した自校の学カスタンダードのホームページへの掲載

ウ 学カスタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明をオンデマンド配信

エ 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、各校が作成した学力調査問題を共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

成 果

令和3年度学カスタンダードに関するアンケート結果の分析から、授業進度が統一されている学校の割合は98.7%であり、統一された授業及び評価等に関する教科の体制が構築されている。義務教育段階の生徒の学習の定着状況に応じて習熟度授業を実施している学校が一定数ある。

学カスタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は89.8%（令和2年度は90.2%、令和元年度は87.6%）であり、定期考査の共通化が図られつつある。

課 題

授業進度が統一されている学校においても、一部で考査問題が統一されていない学校の割合が10.2%あり、組織的な校内体制が整っていない学校がある。

今後の取組の方向性

令和3年度のアンケート結果を分析するとともに、令和4年度から年次進行で実施されている新学習指導要領の目指す生徒の資質・能力の育成に向けて、学カスタンダードの在り方を検討する。

(2) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発

目 標

「A I時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から3か年で、研究協力校6校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等をもつたための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト1年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することができなかつたため、事業全体の見直しを図つた。

当初計画した調査の枠組みを、令和3年度入学生を対象として同一集団を3年間定点観測し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和3年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、8月：ワーキンググループ会議、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、3月：ワーキンググループ会議

成 果

研究協力校において、1年次教育プログラムを基に、以下のように研究授業を行い、授業改善を図つた。

| 学校 | 月日 | 科目 |
|-------|--|--|
| 足立東高校 | 7月6日～9日 | 日本史B、国語総合、体育化学基礎科学と人間生活 |
| | 11月17日～19日 | 国語総合、世界史A、日本史B、化学基礎、体育 |
| 南葛飾高校 | 6月21日・22日・24日 | 数学I、物理基礎、現代文B |
| | 10月5日・11日 | 現代社会、国語総合、生物基礎、数学I、英語現代文B、体育、コミュニケーション英語I |
| | 11月25日・29日 | 現代社会、国語総合、生物基礎、数学I、英語現代文B、体育、コミュニケーション英語I |
| 板橋高校 | 11月4日・16日・18日・19日・25日 | 体育、コミュニケーション英語III、国語総合 数学A、体育、コミュニケーション英語I・II、 世界史A、数学I、 |
| 光丘高校 | 11月5日 | 国語総合 |
| 秋留台高校 | 10月22日・28日、 11月1日・8日・12日・16日～ 19日・24日・29日 12月9日 | 国語総合、日本史A、コミュニケーション英語I、科学と人間生活、化学基礎、生物基礎、社会と情報、世界史A、数学I、現代社会、体育、現代文A |
| 東村山高校 | 10月7日・27日・28日 11月10日・12日・26日・30日 | コミュニケーション英語I・II・III、音楽I、化学、保健、現代文B、物理 |

課 題

調査結果の分析を更に精緻に行い、生徒の読解力等の向上を図る各学校の取組と関連付けていく必要がある。

今後の取組の方向性

- ・令和4年度は、プログラムを一本化し、教育プログラムを検証する。
- ・令和5年度は、プログラムを改善、検証し、研究の成果を全都立高等学校等に周知する。

(3) 「校内寺子屋」の推進

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和3年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。 | 72.0% |
| ②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。 | 77.0% |
| ③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。 | 70.0% |

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

- ・令和4年度から30校を2年間指定する。
- ・学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（都立学校教育部）

目 標

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

取組状況

令和3年度から、校務支援システム及び学習管理システムで構成される都立通信制高校運営総合情報システムの本格運用を開始した。また、WEB学習コースの実施に向け、同システム改修等を行った。

成果

学習管理システムにより、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上につながった。

また、令和4年度から、新宿山吹高等学校において、WEB学習コースの試行実施を開始した。

課題

WEB学習コースの本格実施に向けた検証と一橋高等学校及び砂川高等学校での実施に向けた課題の整理

今後の取組の方向性

令和4年度の新宿山吹高等学校によるWEB学習コースの実施状況を検証するとともに、令和5年度以降の、一橋高等学校及び砂川高等学校へのWEB学習コース展開に向け、各校と調整を行っていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

目標

NPO等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 学びのセーフティネット事業の参加者数 | 195名 | 238名 | 287名 |

成果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。

NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課 題

- ・ 通信制課程でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげることが難しい。
- ・ 居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。
- ・ 交通アクセス等の関係から大田区をはじめとした城南地区へのアプローチが十分にできていない。

今後の取組の方向性

- ・ 学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・ 委託内容にヤングケアラーの支援を盛り込むとともに、城南地区で新たに本事業を展開する。参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

目 標

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

地域の小学校、中学校及び都立高等学校等を「授業研究連携校」に指定し、オンライン会議等を活用しながら小学校、中学校及び都立高等学校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。

さらに、特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校及び高等学校の各教科等の教育研究員に参加し、小学校、中学校及び高等学校の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

取組状況

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

準ずる教育課程を編成する特別支援学校に対して、教育課程編成・実施・管理説明会や令和3年3月に作成した指導資料等を通じて、授業改善推進プラン策定の意義や作成方法を周知し、本プランの作成及び効果的な活用について理解啓発を行った。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

準ずる教育課程を編成する特別支援学校3校と地域の小学校・中学校及び都立高等学校等が連携して授業改善・授業研究を行う「授業研究連携校」のモデル実施を行った成果を踏まえ、特別支援学校が授業改善推進プランに基づき、区市町村教育委員会や都立高等学校等と連携し、「授業研究連携校」の取組を推進させるよう周知した。

成 果

特別支援学校の準ずる教育課程における教科指導力の向上への意識が高まった。

課 題

授業改善推進プランの活用状況及び「授業研究連携校」の指定による成果検証が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる授業力向上に向けた各学校の取組を推進する。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実

(1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）

目 標

- ア 公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援
特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮等について、区市町村に対する支援を行う。
- イ 都立高等学校における指導・支援
都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築する。

取組状況

- ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。
- イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実
区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。
- ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言
都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介等により、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図った。
- エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
 - (7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、一部講座をオンラインにより実施した。
 - (4) 都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から令和2年度まではパイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施し、その検討結果などを踏まえて、令和3年度からは教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。

成 果

- ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
 - ・特別支援教室の設置：全校
 - ・特別支援教室専門員配置：1,263名（令和3年4月1日）
- イ 中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
 - ・特別支援教室の設置：全校
 - ・特別支援教室専門員配置：603名（令和3年4月1日）

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：128校

中学校訪問校数：55校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数95人

通年短期講座：6月から2月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数68人

短期集中講座：8月、計10回実施。受講生徒数46人

(イ) 都立高等学校において、25校（26課程）の81人に通級による指導を実施

課 題

ア 公立小・中学校における特別支援教室の運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとった適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(ア) 令和4年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

(イ) 令和4年度からは新たに都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの運用を開始し、都立高等学校等での通級による指導のニーズの掘り出し及び該当生徒への支援体制の充実を図っていく。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究（都立学校教育部・指導部）

目 標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布し、特別支援教育についての普及啓発を図る。

取組状況

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無に関わらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和2年度に公募により決定した実践的研究事業実施地区（2区市）において、引き続き実践的研究を行った。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、PTA代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和3年度中に3回の協議会を開催した。また、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に関する調査を実施し、交流及び共同学習の現状把握に努めた。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

成 果

- ・ 開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。実施地区からは、実践的研究を通じて児童・生徒の意識に変容が見られたなどの報告があった。
- ・ 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に関する調査の実施により、現状を把握することができた。本調査結果は、今後の事業展開の基礎資料として活用していく。
- ・ 障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

課 題

将来、都内各地区に本研究の成果の普及を図っていくことを念頭に置き、成果検証を適切に行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

区市町村等と連携しながら、引き続き、本研究を実施していく。

7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

(1) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

目 標

島しょの高校におけるICT等を活用した教育を推進する。

取組状況

島しょの都立高校は、豊かな自然環境に恵まれている一方、島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことなど、地理的制約を抱えている。こうしたことから、ICT機器の活用を促進するため、島しょの高校の一部をモデル校として指定し、web会議システム等の活用に関する実証実験を実施している。

成 果

モデル校3校（新島・神津・八丈）において、タブレット端末を貸与し、MSTeams等のアプリケーションを活用しながら学習活動を展開することができた。

課 題

島しょの高校全校でのICTの更なる活用を検討していく必要がある。

今後の取組の方向性

島しょの高校全校で、ICT等を活用した教育活動を展開していく。

(2) 島外生徒の受け入れの促進

目 標

島しょ以外の地域に居住する都内の中学生を、寮への入居やホームステイにより島しょの高校へ進学できるようにする。

取組状況

島しょの都立高校（大島海洋国際高校除く。）は、在籍する生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくい状況があることなどから、平成28年度から神津島村・神津高校、平成29年度から八丈町・八丈高校において、島外に住む生徒の島しょの高校への受け入れを開始した。

成 果

これまでの受入実績は以下のとおり。

【神津島村（神津高校）】

| 入学年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|--------|---|--------|----|--------|----|-------|----|-------|------|-------|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 募集人数 | 1名 | | 3名 | | 4名 | | 4名 | 1名 | 4名程度 | 1名程度 | 5名程度 | |
| 合格者 | 1名 | | 2名 | 1名 | 3名 | 1名 | 2名 | 1名 | 3名 | 2名 | 2名 | 2名 |

【八丈町（八丈高校）】

| 入学年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|--------|---|--------|---|--------|----|-------|----|-------|---|-------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 募集人数 | 実施なし | | 2名 | | 1名 | | | 1名 | 未実施 | | 2名 | |
| 応募者数 | | | 5名 | | 4名 | | | 3名 | | | 0名 | |
| 合格者 | | | 2名 | | 3名 | 1名 | | 1名 | | | 0名 | |

課 題

継続して実施していくための地元理解と受入先の開拓、規模の拡大などの検討

今後の取組の方向性

受け入れを継続していくために、受け入れを実施している町村から課題を聞き取り、都教育委員会として支援できることを検討する。また現在、受け入れを実施している町村からの情報を取りまとめ、町村間で共有することで、規模の拡大についても検討する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 「地域未来塾」の促進（地域教育支援部）

目 標

地域人材の学習支援員の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援を行う。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・ 取組内容
 大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。
 会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用する例や公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。
- ・ 新型コロナウイルス感染の影響
 多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。
- ・ 実施地区数等の推移

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 地区数（区市町村数） | 21 地区 | 29 地区 | 31 地区 | 30 地区 | 30 地区 |
| 対象校数 | 428 校 | 640 校 | 659 校 | 652 校 | 658 校 |

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとって、学習教室は学習のリズムをつくるペースメーカーとなっている。」「集団での学習が苦手、授業内容がよく理解できない等の子供たちにも基礎学習が定着するよう、一人ひとりに寄り添いながら学習支援を行った。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

課 題

コロナ禍により令和 2 年度に続き令和 3 年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（地域教育支援部）

目 標

民間教育事業者と連携し、中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を行う。

取組状況

平成 30 年度及び令和元年度、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。モデル実施を踏まえ、令和 2・3 年度は実施地区を拡充し実施する。また、モデル実施の効果や効果的な運営方法等について検証する。

- ・ 5 地区 計 29 中学校、中学 3 年生 240 名が参加
- ・ 数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 8 月から 2 月にかけて平均 29 回程度

成 果

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し 4 地区、令和 3 年度は 5 地区でモデル実施した。

生徒対象のアンケートには、「何度も模試を行ったので英語の点が大幅に上がった。」「難しい問題への理解が深まり、入試においておさえるべきポイントが分かった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

| | A 地区 | B 地区 | C 地区 | D 地区 | E 地区 |
|--|----------|---------|----------|----------|----------|
| 【志望校への進学】 第 1 志望に合格 | 90% | 89% | 84% | 90% | 81% |
| 【平均点の比較】 業者による事前テスト (初回) と事後テスト (最終回) の結果 | 英語 +13.6 | 英語 +7.2 | 英語 +10.8 | 英語 +13.5 | 英語 +0.5 |
| | 数学 +12 | 数学 -2.6 | 数学 +28.9 | 数学 +5.4 | 数学 +13.5 |

課 題

各実施地区とも成果と課題を踏まえ実施方法等の改善を図ってきたが、実施地区が拡大したにもかかわらず、令和 2 年度 243 名、令和 3 年度 240 名と参加生徒数は増加しなかった。コロナ禍における進学状況の把握や、更なる効果的な進学支援に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 平成 30 年度、令和元・2・3 年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和 4 年度以降も事業を継続して実施する。
- ・ 具体的には、6 地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた実施計画の策定を促すことで、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、2 年間（令和 2・3 年度）指定した。

- ・ 国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・ 各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・ 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和 3 年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。 | 72.0% |
| ②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。 | 77.0% |
| ③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。 | 70.0% |

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ 令和 4 年度から 30 校を 2 年間指定する。
- ・ 学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（指導部）

目 標

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う。

取組状況

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・ 対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2 校）
- ・ 実施回数：1 年生 4 回（1 月～3 月）、2 年生 20 回（5 月～3 月）、3 年生 16 回（5 月～12 月）
各教科 1 講座 60 分

成 果

- ・ 進学実績の向上（国立大学、GMARCH、日東駒専）
- ・ 成績の向上、学習習慣の改善

課 題

- ・ 講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・ 生徒の出席率の低下
- ・ 講座内容の充実と教員の参加の推進

今後の取組の方向性

事業実施の効果検証を行い、事業については令和3年度で終了した。

| | | |
|---------------|---|---------------------------------|
| 基本的な方針 | 1 | 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 2 | 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します |
| 予算額：24,964 千円 | | 決算額：16,777 千円 |

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1) 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業

目 標

持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度の育成を図るために、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校を指定し、その取組について普及・啓発する。

取組状況

令和3年度の1年間を指定期間として、「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を5校（小学校2校、中学校2校、高等学校1校）指定し、以下の取組を行った。

ア 各推進校での取組

- ・ 育成を目指す資質・能力を明確にし、SDGsに関する課題を扱い、課題解決に向けた学習過程等を工夫するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んだ。
- ・ 教科等横断的な視点で、各教科等で扱う単元・題材とSDGsとの関連を記した年間指導計画を作成するなどして、各推進校においてカリキュラム・マネジメントを推進した。
- ・ 外部講師による講演会や研修会について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンラインを用いて実施するなど、外部人材や地域資源等を活用した教育活動に取り組んだ。

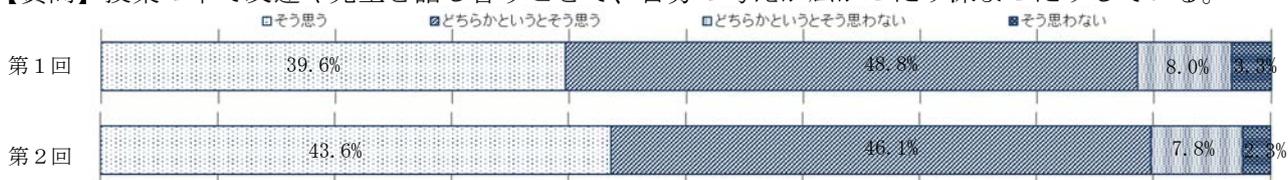
イ 都教育委員会の取組

- ・ 各推進校における研究発表会に加え、都教育委員会が主催する「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校 実践発表会」を実施した。実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策としてオンライン形式とするとともに、都内公立学校各校1名を悉皆での参加とすることで、推進校の取組を広く普及・啓発することにつながった。
- ・ 教育活動におけるSDGsの位置付けや推進校の先進的な取組等をまとめた資料を作成し、都内全ての公立学校に配布した。

成 果

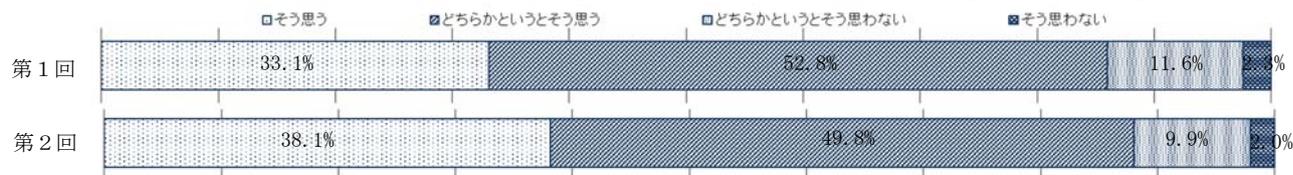
推進校のアンケート（第1回：令和3年6月実施、第2回：令和3年10月実施）から、児童・生徒の肯定的な意識の変容が見られた。

【質問】授業の中で友達や先生と話し合うことで、自分の考えが広がったり深まったりしている。



基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

【質問】授業の中で学んだことをいくつかつなぎ合わせて、自分なりの考えをもつことができている。



課 題

学習指導要領の趣旨の確実な実施のため、平成29年度から本事業を実施してきた。授業改善の取組が推進され、推進校の取組を都内全公立学校に普及・啓発することができた。一方で、急速かつ多様化する教育課題に対する教科等横断的な取組、社会全体で児童・生徒を育む機会の一層の促進、外部人材や地域資源を有効に活用した教育活動の更なる充実等の課題がある。

今後の取組の方向性

本事業は令和3年度で終了したが、これからの時代に求められる資質・能力を育むために、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進し、社会や地域と連携してよりよい学校教育を目指す継続的な取組が求められる。

(2) スクールアクション「もったいない」大作戦

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育におけるテーマの一つである「環境」について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

成 果

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

課 題

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた環境保全に係る活動を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

(3) 環境教育の推進

目 標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

令和2年度に作成した環境教育掲示用教材の2号・3号を踏まえ、環境保全に関する内容を補助資料として示した。また、環境教育掲示用教材の継続活用を促し、環境教育を推進している。

成 果

環境教育掲示用教材の補助資料の作成・電子データの配布

【対象】 都内全公立小・中学校等

【特色】

- ・ 環境教育掲示用教材2号・3号の内容をより深めるための補助資料（教材・ワークシート、指導資料）を使用し、一人1台端末が活用できるような授業展開を提案する。
- ・ 都内公立小・中学校に、年2回電子データで配布
- ・ 教材に使用した画像等を、一人1台端末で表示できる形式の電子データで配布する
- ・ 教室等に掲示することも可能な形式で作成
- ・ 小学校低学年版、中学年版、高学年版、中学校版の4種類を作成
※小学校版は同じ環境保全の内容を扱い、低学年向け、中学年向け、高学年向けとして構成

課 題

- ・ 環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成
- ・ 「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

- ・ 2030年カーボンハーフ（2050年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。
- ・ 「深刻化する気候危機」や「食品ロスの発生抑制」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、都内全公立小・中学校等に一人1台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。
- ・ 関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。

2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

(1) 「教育研究員」の実施

目 標

所属校（幼稚園を含む。）における教育活動を通して、各教科等の内容、指導方法等を研究し、様々な課題の解決と指導力の向上を図り、当該地区等における教育研究活動の指導者など中核となる教員としての資質能力を養成する。

取組状況

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を育成することにより、都の教育の質の向上を図ることを目的として実施。各教科等の分科会を校種ごとに設置し、教員経験 10 年～15 年程度の教員を研究員として募集し、教科の研究を進めた。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、宿泊研究会は実施できなかったものの、各部会月例会は、集合型・オンライン型・ハイブリッド型といった開催方法を併用した。

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 研究員数 | 319 人 | 325 人 | 323 人 | 342 人 | 228 人 | 206 人 |

成 果

集合型・オンライン型・ハイブリッド型を併用した運営により、年間を通して、感染症拡大防止と教師の学びの機会を両立することができた。また、Web 会議システムの活用により、従来であれば参加が困難な島しょ部等の教員が月例会に参加できたことも成果である。

課 題

この 2 年ほど、推薦者数、研究員数ともに減少傾向が見られる。また、人数が定員に達せず不成立となった部会も複数存在する。推薦者の積極的な掘り起こしが必要である。

部会運営では、Microsoft Teams を用いたオンライン型での月例会が浸透したものの、一部の区市では、セキュリティポリシーに抵触するなどの理由から、Microsoft Teams の使用が認められなかった。そのため、集合とオンラインを併用した「ハイブリッド型」で開催することで、年間を通して月例会を実施した。

今後の取組の方向性

推薦者の掘り起こしのため、研修センター主催の「研究推進団体支援事業説明会」において、研究員推薦対象者の掘り起こし、後押しをアナウンスする機会を設ける。また、研究員募集の通知を発出する際には、各研究推進団体会長宛てにも写しを送付し、周知する。

月例会運営では、状況に応じて集合型・オンライン型・ハイブリッド型を適切に使い分けるとともに、各区市町村のオンライン環境を把握し、実態に応じた開催方法が選択できるようにする。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

目 標

都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究の成果を都の全ての教員が共有できるように普及する事業の円滑な運営を図る。

取組状況

都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

ア 団体数

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 団体数 | 138 団体 | 139 団体 | 141 団体 |

イ 取組

学習指導要領等に従い、それぞれの教科等の特性を踏まえ、研究活動、発表会、研修会等を実施し、教科等の研究を進める。

成果

実績報告書に基づく研修会等を実施した研究推進団体の割合

| アンケート結果 | 令和3年度 |
|----------------|-------|
| 研修会等の実施を報告した割合 | 100% |

課題

研究推進団体の活動は、自主的・自発的に教員が参加しており、主体的に研究活動を行っているが、新しい教育課題への対応等が日々求められることから、教育研究員事業との連携により、両事業の一層の活性化及び成果の普及を図ることが課題である。

今後の取組の方向性

研修センター主催の「研究推進団体支援事業説明会」において、研究員推薦対象者の掘り起こし、後押しをアナウンスする機会を設ける。また、研究員募集の通知を発出する際には、各研究推進団体会長宛てにも写しを送付し、周知することで、研究推進団体事業と教育研究員事業の連携深化を図る。

あわせて、お互いの研究発表について情報共有を図ることで、一層の成果普及を推進する。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) カリキュラム・マネジメントの推進

目標

令和4年度からの新しい学習指導要領の効果的な実施に向け、カリキュラム・マネジメントの実現を目指した推進校を指定し、グランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントの実現を目指す。

取組状況

ア 推進校の取組

(ア) 平成29年度

教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの実現を目指し「カリキュラム・マネジメント推進校」を7校指定し、学習指導要領改訂の背景や趣旨の共有、各学校の現状と課題の分析、グランドデザインの構築や教育目標の見直し、教科主任会議及び教科会の活性化など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた研究開発等の取組を推進した。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(イ) 平成 30 年度

推進校 2 年目として、グランドデザイン等に示された将来の生徒像や学校の教育活動全体を通じて育成すべき資質・能力と、各教科や特別活動、進路指導、生活指導などを関連付けながら、各教科等のルーブリックや単元指導計画を作成した。

イ 都教育委員会の取組

(ア) 平成 29 年度

アクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会における実践報告や、ポスター発表を行った。

(イ) 平成 30 年度

公開授業・公開連絡協議会を実施するとともに、12 月のアクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会において、自校のグランドデザインとそれに基づく組織的な取組や教育活動の充実に向けた取組について発表した。

(ウ) 令和元年度

「カリキュラム・マネジメント推進校」の成果を広く普及するとともに、全ての都立高等学校に対してグランドデザインの作成を支援し、各校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を目指した。

(エ) 平成 31 年度～令和 3 年度

新しい学習指導要領の効果的な実施に向け、ALCM コミュニティを構築し、参加校がアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践や、グランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントの推進等の取組に対する支援を行った。

成 果

ア カリキュラム・マネジメント推進校の取組の成果

1 年目は、主に「グランドデザイン」と「概念図（コンセプトマップ）」作成に組織的に取り組み、各校の課題や進捗状況を協議することで、各校の取組を共有した。

2 年目は、グランドデザインで示された育成すべき資質・能力を具現化するために、各教科で単元指導計画とルーブリックの作成を行い、グランドデザインを意識した授業実践に取り組んだ。また、カリキュラム・マネジメント推進校の授業実践と連絡協議会を広く公開し、推進校のみではなく、推進校以外の教員が複数参加し、他の都立高等学校へ還元する機会を創出した。

イ グランドデザインに関する推進校の取組の普及

推進校が全校に先駆けてグランドデザインの作成に取り組んだ成果を、平成 30 年度の説明会、令和元年度の研修会等で好事例として紹介し、他の都立高等学校の参考とすることができた。

ウ ALCM コミュニティの成果

オンラインによる研究協議会を実施し、グランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等について参加校同士の連携を深めることができた。

課 題

ア 校内体制の構築と組織的な取組の推進

校内の体制が十分機能せず、グランドデザインの共有・活用や校内研修の充実が課題である。今後、より一層組織的に教科会等や校内研修を活性化していく必要がある。

基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

イ グランドデザインに基づくカリキュラム・マネジメントの実現

新学習指導要領の実施に向け、観点別学習状況の評価の導入及び総合的な探究の時間を軸とした探究的な学びの推進に取り組む必要がある。

スクール・ミッションに基づいた指導計画の策定、教科主任会議の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた取組の一層の充実を図ることが重要である。

今後の取組の方向性

全ての都立高等学校でグランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントの実現を図るため、作成したグランドデザインを教職員の共通理解のツールとしてだけでなく、学校の特色を生徒や保護者、地域や受験を控えた中学生にも理解してもらうためのツールとして活用できるよう、各学校において、分かりやすい概念図を作成して公開するとともに、カリキュラム・マネジメントの軸となる探究活動の充実を支援していく。

(2) 地域探究推進事業

目 標

探究的な学びを通じて、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指す。自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築し、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実践する。

取組状況

- ア 指定校を中心とした自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築
- イ 地域の課題の発見・解決に向け、大学や企業のノウハウや専門的な知見を活用した探究活動の推進
- ウ 地域に開かれた成果発表会等を開催し、得られた助言等から、新たな視点による探究活動の継続
- エ 探究フォーラムにおける成果発表

成 果

- ア 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校における地域の特色に着目し、自校の探究活動の取組や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を教育課程に位置付けた。
- イ 探究フォーラムでの実践発表を行い、各校独自のプログラムや校内体制、特色ある外部連携方法等、実践的な取組をまとめた「実践事例集」を作成し、都立学校総合掲示板に掲載することで取組の普及を図った。

課 題

- ア 「探究的な学習」の充実に向けた校内体制の構築と外部連携の強化
教職員全員で取り組むための教育課程の編成や、より適切な校内体制について研究するとともに、地域や外部機関と連携し、「探究的な学習」の指導を充実させる必要がある。
- イ 推進校の「探究的な学習」の取組を組織的に一層推進するとともに、全都立高等学校に具体的な年間授業計画の立て方、指導方法等に関する指定校の成果について普及し、各校の「探究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各校で「探究的な学習」の充実に向けて、プログラムや教育課程の編成等について組織的に研究を継続するとともに、開発した教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高等学校における「探究的な学習」を推進していく。また、本事業の成果を踏まえ、探究活動を通じて、新しい時代に求められる資質・能力の育成を更に図る取組を行っていく。

ア 推進校である都立篠崎高等学校、第一商業高等学校、町田総合高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、五日市高等学校の6校は、地域や外部機関との連携や外部講師による講演会を開催し、探究的な学習を更に推進し、地域を課題として探究を推進する。

イ 推進校には都立学校への探究的な学びを推進させるために、探究フォーラム等で発表させることで、探究活動の推進に資する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|-----------------------|
| 基本的な方針 | 2 | 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 |
|--------|---|-----------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていた」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：69.3% 中：60.4% | 令和3年度 小：67.2% 中：59.5% | 全国平均を上回る・ 年々上昇 |
| 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：52.3% 中：41.4% | 令和3年度 小：52.4% 中：43.8% | 全国平均を上回る・ 年々上昇 |
| 都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ <公立学校統計調査 公立学校卒業者の進路状況調査編（東京都）> | 令和2年度 32.1% | — | 35% |
| 授業でのICTの活用頻度（2日に1回以上活用） | 令和3年7月 51.5% | — | 令和6年度までに 100% |

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

| 施策展開の方向性3：我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成 | 38 |
| 2 | ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進 | 39 |
| 3 | 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成 | 42 |
| 4 | ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進 | 43 |
| 施策展開の方向性4：「科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します | | |
| 1 | 小学校・中学校における理数教育の推進 | 45 |
| 2 | 高等学校における理数教育の充実 | 46 |
| 3 | 高大連携の推進 | 51 |
| 施策展開の方向性5：高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します | | |
| 1 | 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進 | 54 |
| 2 | プログラミング教育の着実な推進 | 59 |
| 3 | 情報モラル教育の着実な推進 | 61 |
| 4 | デジタル利活用の着実な推進 | 63 |
| 5 | 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成 | 64 |
| 6 | 社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成 | 65 |

| | | |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 基本的な方針 | 2 | 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 |
| 施策展開の方向性 | 3 | 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します |
| 予算額：1,412,272千円 | | 決算額：1,249,728千円 |

1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

(1) 農業高校におけるGAPに関する取組の推進

目 標

農業高校におけるGAPに関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得し、令和4年3月までに認証の更新等を実施した。

成 果

都立農業系高校全8校において、令和2年度末までにGAP認証を取得している。

また、認証を取得した農産物を、東京2020大会に提供し、選手村で活用することができた。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

| 学校名 | 認証取得農産物 |
|----------|---|
| 園芸高等学校 | トマト |
| 農芸高等学校 | トマト |
| 農産高等学校 | ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ |
| 瑞穂農芸高等学校 | メロン |
| 農業高等学校 | トマト、緑茶、日本なし、ブドウ |
| 大島高等学校 | トマト、ブロッコリー |
| 三宅高等学校 | さといも、ナス、緑茶 |
| 八丈高等学校 | オクラ、トマト、ミニトマト |

課 題

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

今後の取組の方向性

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等。

(2) 農業系高校における企業と連携した学習の推進

目 標

農業高校における外部と連携した教育を推進する。

取組状況

東京都農林水産振興財団と連携し、東京の就農体験学習について検討・一部実施した。

成 果

農業系高校の一部において、緊急事態宣言期間等を避けた時期に地元農家での体験研修や生徒が半日程度の就農体験を行い、東京都の農業において、GAPに関する取組の実施状況や生産品の費用対効果等について学習を実施した。

課 題

一部の学校では、上記取組を計画したものの、依頼した地元農家の当日の体調不良等により実施できなかった。

今後の取組の方向性

東京都農林水産振興財団との連携を深め、東京の農業に関する理解や就農につながるような体験学習等を実施していく。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、実施時期等についても検討を行う。

2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（指導部、都立学校教育部）

(1) ものづくり立志事業の実施

目 標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

成 果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課 題

講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

今後の取組の方向性

主に2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(2) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成

目 標

工業高校において、IT人材を育成する取組を推進する。

取組状況

町田工業高校において、日本工学院八王子専門学校(学校法人片柳学園)、及びIT企業等と連携して、IT人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」を本格的に開始。

あわせて、荒川工業高校及び府中工業高校においても、今後の拡大を目指して調整を開始した。

成 果

新型コロナウイルス感染症対策としてIT関連人材の需要がさらに高まっている状況を受け、当初令和4年度事業開始予定であったものを、令和3年度入学生から開始した。

追加で拡大する2校については、連携する企業や専門学校の開拓を進めた。

課 題

効果検証を適切に行い、必要に応じて内容や実施体制を改善していく。

今後の取組の方向性

既に取り組みを開始している町田工業高校については、学校や企業と連携して効果を検証するとともに、適宜、改善を図りながら、専門学校への進学等を通じてIT人材の育成を進める。拡大する2校については、試行的な取組を進め、本格的な実施へつなげていく。

(3) 工業高校における企業等との連携に関する調査研究

目 標

Society5.0時代において、東京の強みである社会資源を一層活用し、社会全体で工業高校に通う生徒の興味や関心、将来社会で活躍するための素地を育成する体制の実現に向けて、工業教育の現場における外部人材や企業実務家等を活用した指導体制や指導の仕組み等を調査し、工業高校における企業等外部組織と連携した教育モデルの検討のための基礎資料を得る。

取組状況

工業高校と企業等との連携状況等について、国公立工業高校30校、道府県及び政令指定都市教育委員会66自治体及び都内事業者1,500社程度にアンケート及びヒアリングによる調査を行った。

成 果

調査結果をもとに、先進的な教育事例等を分析し、都立工業高等学校における企業等との連携に関する課題を整理した。これらの課題を解決するために、必要となる個別具体的な解決策や考え方について検討した。

課 題

工業高校における企業等外部組織と連携した教育モデルについて、検討が必要となっている。

今後の取組の方向性

以上の成果を基に、工業高校における企業等外部組織と連携した教育モデルについて、検討を進める。

(4) 工業科教員の先端技術研究モデル事業

目 標

工業高校の教員が、今後の教育内容の充実や企業連携の方法などについて、先端技術を有する企業や研究団体等を視察し、意見交換するなどの研究活動を実施することで、授業改善を図る機会につなげる。

取組状況

工業高校各校の校長から推薦された教員 18 名が、先端技術を有する企業等 19 団体とオンラインで交流し、技術者等と意見交換を行った。

成 果

各教員が、以上の取組を通じて、企業等との連携方策について、導入に当たっての所属校における課題や対応策を含めて検討するとともに、所属校における還元内容について検討し、報告書をまとめた。

課 題

令和4年度でモデル期間が終了するため、令和5年度以降の展開について検討が必要である。

今後の取組の方向性

本事業の令和5年度以降の展開について、これまでの成果を検証の上、検討を進めていく。

(5) 工業系高校PRワークショップ

目 標

都立工業系高校が、新しい時代に対応した知識や技術を学べる学校であることを、広く中学生や保護者、中学校教員等に周知することで、進学先の一つとして検討してもらい、都立工業系高校への進学者数の増加を図る。また、企業や大学等にも周知することで、都立工業系高校の生徒の学びを周知する。

取組状況

年度当初、対面での展示会の準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、専用ホームページを開設し、動画配信等を実施した。

成 果

ホームページ閲覧者（延べ14,752名）に対して都立工業系高校の魅力を発信することができた。

課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での実施が困難となったため、ものづくり体験や実験のワークショップが実施できなかった。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症対策を強化し、ものづくり体験や実験のワークショップ、学科別の学習内容を紹介する対面での展示会を開催する。

(6) 東京未来ファクトリーの実施

目標

本事業は、高度ものづくり技術者の素養を育成するため、都立工業高校で社会課題を解決できる人材を目指し、高度な知識・技術や工学的思考力・発想力のある未来の「スペシャリスト」を育成するとともに、東京の課題を解決し得る次代のトップランナーを育成する。

取組状況

主に2年次の都立工業系高校生24名を対象として、先端技術施設における探究活動、技能五輪全国大会出場者や企業等で活躍するエンジニアとの交流、AIプログラミングに関する講義・演習等を実施した。

成果

プログラム体験後、「AIは想像以上に楽しい。」「他校の生徒と一緒に取り組めたのがよかった。」といった感想のほか、「工業高校で学んだ技術で誰かの役に立てる人になりたい。」「新しいアイデアを生み出せる人になりたい。」等、参加生徒のキャリア意識やものづくりへの興味・関心を高めることができた。

課題

他校の生徒との交流、協働学習の内容や方法、プログラム体験後の継続的な探究活動の支援について検討が必要である。

今後の取組の方向性

ものづくりへの興味・関心を高めるとともに、キャリア意識を育成するため参加生徒同士、講師と生徒の交流や協働学習の機会を設定する。

また、プログラム体験後に、引き続き先端技術に触れながら課題研究等を進められるよう、ソフトや機器の継続的な貸出等を調整する。

3 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成（都立学校教育部）

(1) 産業高校における新たな類型の設置検討

目標

産業科高校（橋高校）における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橋高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備検討及び外部講師等の確保に向け検討・調整を行った。

成 果

実習室等を伝統工芸が実施できるように整備し、授業を実施する体制が概ね整った。

課 題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

4 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

- (1) 実地に学ぶ商業教育の推進
- (2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

目 標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1 学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和 3 年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2 学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネスアイデア」の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

エ 「商業教育コンソーシアム東京」の設置

平成 30 年度から、学校設定科目「ビジネスアイデア」等において、企業、地域、地元商店街でのフィールドワークや外部講師等の活用等の取組を円滑に進めるため、「商業教育コンソーシアム東京」を設置し、ビジネス科 7 校の教育活動を支援した。

成 果

- ア ビジネス科7校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。
- イ ビジネス科7校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。
- ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。
- エ ビジネス科7校の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の協力企業等の支援によって、業界の歴史や仕組みを学び、商品企画や販売戦略を考えるなど、ビジネスを実地に学ぶ機会を創出した。

課 題

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ ビジネス科7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

| | | |
|---------------|---|-------------------------|
| 基本的な方針 | 2 | 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 |
| 施策展開の方向性 | 4 | 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します |
| 予算額：178,608千円 | | 決算額：280,643千円 |

1 小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

目 標

全ての児童・生徒一人一人が、理科や算数・数学の学習を通して、学習指導要領で求められている資質や能力を身に付けることができるようにする。

また、理科や算数・数学に高い関心をもつ児童・生徒の意欲・能力を更に伸ばし、将来、理数系や科学技術の世界で活躍できる人材を育てる。

(1) 「小学生科学展」の開催

取組状況

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を、4日間にわたり展示発表するとともに口頭発表を行う予定であったが、感染拡大防止の観点から口頭発表を中止とし、展示発表のみで開催した。

成 果

出品点数 64点（各区市町村から代表1点、都立特別支援学校小学部から2点）

課 題

- ・各区市町村教育委員会における本事業の更なる活用推進
- ・学校への本事業の周知

今後の取組の方向性

- ・区市町村教育委員会における本事業活用例の調査及び更なる周知
- ・各種説明会、ホームページ、ツイッター等を活用した本事業の周知

(2) 「東京ジュニア科学塾」の開催

取組状況

小学校第6学年及び中学校第1・2学年の児童・生徒が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾」を開催した。感染拡大防止のため、会場での開催をオンライン開催に変更して行った。

・参加人数 3回で延べ728名（令和2年度は1回のみ327名、令和元年度は3回で延べ556名）

成 果

- ・受講者を対象としたアンケート調査では、「自然科学に対する興味が深まった」と回答する参加児童・生徒の割合が、令和3年度が92%、令和2年度が92%と、いずれも90%を超えている。
- ・オンライン開催となったため、例年参加者のいない島しょ地区からも延べ2名参加した。

課 題

参加者数の更なる拡大

今後の取組の方向性

- ・ 感染症拡大の状況により大規模会場での実施ができない場合、オンラインで開催する。
- ・ 各学校への周知、募集方法の改善（DXを推進し、メールによる募集、デジタルアンケートの実施）

(3) 「中学生科学コンテスト」の開催

取組状況

都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨^{せつさたくま}する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する都代表チームを筆記競技と実技競技により選考を行う予定であったが、感染拡大のため、実技競技は中止とした。

成 果

237 チーム（710 人）の申込みがあったが、感染症防止のため、1校4チームまでとし、157 チーム（471 人）で実施した。上位2チームが「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場し、総合優勝した。

課 題

- ・ 参加学校数の拡大
- ・ 「新しい日常」を踏まえた実技競技の実施

今後の取組の方向性

- ・ 各自治体や関係団体及び学校を通じた開催の周知
- ・ 全国大会の開催状況を見ながら実技競技の時間短縮等開催方法を決定

2 高等学校における理数教育の充実（指導部、都立学校教育部）

(1) 理数教育重点校

目 標

理数に係る高度な探究活動及び教科等横断的な学習の充実を図ることで、生徒の興味・関心を更に向上させ、将来のデジタルトランスフォーメーションを担い、新たな社会を創造していくために必要な資質・能力を身に付けた人材を育成する。

取組状況

理数教育重点校 晴海総合高等学校・豊島高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校

- ア 探究活動に関する研究開発
- イ 高等学校や大学等の先進校の視察
- ウ 大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
- エ 研究開発のため研究開発委員会の設置
- オ Tokyoサイエンスフェア（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）、各種コンテスト等への参加

成 果

- ア 大学や研究機関の研究者による講演会、探究活動プログラム、課題研究、フィールドワーク活動などにより、理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- イ 各種の科学コンテストに参加した生徒が入賞したほか、国際科学オリンピック 2019 本選大会で銅賞を獲得した生徒もいた。
- ウ 研究開発委員会を設置し、各校とも年間3回程度実施し、外部有識者、学校関係者から指導助言をもらい、研究開発を行った。
- エ 探究活動における評価の充実として、ルーブリックの研究開発を行った。
- オ 探究活動の過程で必要とされる研究倫理等の指導に当たっての研究開発を行った。

課 題

- ア SSHの指定、新学習指導要領の共通教科「理数」の設置を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- イ 探究活動の時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる指導体制を構築する必要がある。
- ウ 組織的に活動できるような体制を校内に位置付け、探究的な活動を促進する教員組織を立ち上げていく必要がある。

今後の取組の方向性

新学習指導要領を見据え、探究活動の充実に向けて、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、教科等横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

(2) 「理数研究校」事業の充実

目 標

理数に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、優れた資質・能力をもつ生徒の発掘とその才能を伸ばすための支援を行い、都の理数教育の更なる充実を図る。

取組状況

理数研究校 (24校)

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 農産高等学校 | 竹早高等学校 | 小松川高等学校 | 西高等学校 |
| 調布北高等学校 | 小笠原高等学校 | 三鷹中等教育学校 | 田園調布高等学校 |
| 目黒高等学校 | 駒場高等学校 | 新宿高等学校 | 桜修館中等教育学校 |
| 北園高等学校 | 農芸高等学校 | 町田高等学校 | 成瀬高等学校 |
| 府中東高等学校 | 国立高等学校 | 八王子東高等学校 | 武蔵高等学校 |
| 武蔵野北高等学校 | 小金井北高等学校 | 清瀬高等学校 | 小平南高等学校 |

- ア 探究活動の実施
- イ 科学の甲子園東京都大会、研究発表会、各種コンテスト等への参加
- ウ フィールドワーク・観察の実施

成 果

5年間連続で指定してきた豊島高等学校を、令和3年度から「理数教育重点校」に指定した。

ア 「Tokyoサイエンスフェア」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果について交流した。

イ 積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

課 題

各学校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、共通教科「理数」を教育課程上に位置付けるなど、探究活動において学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、広く都立高等学校で取組を共有する必要がある。

今後の取組の方向性

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。令和4年度は、以下の24校を指定する。

| | | | |
|---------|-----------|----------|---------|
| 農産高等学校 | 竹早高等学校 | 六本木高等学校 | 向丘高等学校 |
| 白鷗高等学校 | 小松川高等学校 | 西高等学校 | 調布北高等学校 |
| 小笠原高等学校 | 三鷹中等教育学校 | 田園調布高等学校 | 目黒高等学校 |
| 新宿高等学校 | 桜修館中等教育学校 | 農芸高等学校 | 町田高等学校 |
| 成瀬高等学校 | 八王子東高等学校 | 府中東高等学校 | 国立高等学校 |
| 武蔵高等学校 | 武蔵野北高等学校 | 小金井北高等学校 | 清瀬高等学校 |

(3) 「理数研究ラボ」事業の充実

目 標

SDGs 達成に向けて、科学技術イノベーションの観点から研究活動を行っている研究機関及び企業等を訪問し、宇宙・原子・分子・地球、農業、工業、環境・気象・防災科学、生命等に関する研究に触れることで、理科や数学、科学技術に対する生徒の興味・関心を深め、充実した高校生活の基礎を作るとともに、将来の進路に向けての触発・動機付けの機会を創出する。

取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

成 果

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

課 題

理数に興味・関心をもち、探究活動に取り組もうとする生徒の裾野を、更に拡大する必要がある。

今後の取組の方向性

理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を支援し、生徒の意欲の向上と進路実現に資するとともに、学校としてノウハウとネットワークを構築するために、SIP (Scientific Inquiry Program) 事業として継続する。

(4) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援

目 標

本取組を通じて、理数教育の更なる充実を図り、我が国の技術進歩や産業発展に貢献できる人材の素地を育成する。

取組状況

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- ・医学部や病院等への見学・体験の実施
- ・最先端医療に関する講演会
- ・医学部大学教授による模擬授業
- ・医科学系論文指導、小論文指導
- ・個人面談、個別学習管理等

成 果

令和4年度入試では、目標としている国公立大学医学部の現役合格者数には達しなかったものの（目標8名：実績〇（調査中）、学校全体で医学部を目指すことが特別なことでなくなっている。

| 大学入試年度 | 29 | 30 | 31(第1期生) | 2(第2期生) | 3(第3期生) | 4(第4期生) | 5(第5期生) | 6(第6期生) |
|------------------|----|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 第1期生 | 第2期生 | 第3期生 | 第4期生 | 第5期生 | 第6期生 |
| | | | 28年度入学生 | 29年度入学生 | 30年度入学生 | 31年度入学生 | 2年度入学生 | 3年度入学生 |
| 国公立医学部医学科合格数 目標値 | 1 | 2 | 4 | 6 | 8 | 8 | | |
| 実績 | 2 | 3 | 6 | 4 | 7 | | | |
| 参加生徒数 | | | 10 | 20 | 22 | 25 | 31 | 23 |

課 題

コロナ禍にあるため、講演会、医学部や病院等での体験活動や交流がオンライン実施となることもあり、実地での体験ができていない。

今後の取組の方向性

実地での体験が難しいことを踏まえた育成プログラムへと改編しながら、キャリア教育と学習支援を2本の柱とし、さらに、医療分野の課題研究、論文作成により医師に必要な主体性の向上と、他者と協力して課題解決を図るコミュニケーション能力の育成に取り組んでいく。

(5) 「理数科」の設置

目 標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成31年2月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和2年3月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

| 対象校 | 内容 | 改編予定年度 |
|----------|-----------------|--------|
| 立川高等学校 | 普通科の一部を理数科に改編 | 令和4年度 |
| 科学技術高等学校 | 科学技術科の一部を理数科に改編 | 令和6年度 |

成 果

検討委員会報告書に基づき、令和4年度に、立川高校の理数に関する学科の設置準備を進め、外部機関等を開拓し、同機関との連携方策の検討、実施方法等の調整を行った。

また、理数科の特色を踏まえ、立川高等学校において、学科名称（創造理数科）や入学者選抜方法を決定し、生徒募集を行った。

課 題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和4年度は、科学技術高校の一部を理数科に改編するため、準備を進める。

(6) 「科学の甲子園東京都大会、表彰式及び研究成果発表会」の実施

目 標

- ア 科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、トップ層を拡大
- イ 生徒同士の競い合いや活躍できる場の設定により、ものづくりの能力、コミュニケーション能力等により課題を解決する力の伸長
- ウ 研究成果を発表することにより、コミュニケーション・プレゼンテーションの能力を育成

取組状況

- ア 科学の甲子園東京都大会
 - ・理科・数学等に関わる筆記競技（120分間）と実技競技（製作60分間）
 - ・筆記競技と実技競技の合計得点で順位を決定
- イ 表彰式及び研究成果発表会
 - ・ポスター発表（展示のみ）40校65件
 - ・口頭発表 4校

成 果

感染症対策を実施した上で、開催することができた。

課 題

ポスター発表は、展示のみとなってしまった。意見交換ができる機会を確保する必要がある。

今後の取組の方向性

なるべく対面で、意見交換しながら参加できるように感染症対策を工夫して開催する。

(7) 「観察実験アシスタント(PASE0)」の配置

目 標

理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタントを配置する。

取組状況

- ア 理科室及び理科準備室などの理科教育に使用する特別教室の環境整備
- イ 理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け
 - (例)・観察・実験活動に使用する設備等の準備、調整、片付け
 - ・観察・実験活動に使用する試薬等の調整、調合
- ウ その他、理科の観察・実験活動の充実に資すること
- エ 観察実験アシスタントの配置調整、職務能率や安全の確保等のための情報交換、会議等への参加

成 果

実験・観察の質の向上を推進することで、理数に興味・関心をもち、探究活動に取り組もうとする生徒の裾野を拡大することができた。

課 題

申請段階での年間計画が抽象的である。また、実施後の各学校での検証内容を集約し、今後の取組に反映させていく必要がある。

今後の取組の方向性

年間事業計画の具体化を推進すると同時に、実施後の効果の検証とその集約を実施していく。

3 高大連携の推進 (指導部・都立学校教育部)

(1) 東京都立大学との高大連携

目 標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和3年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンラインによる都立大ゼミを9校対象に10回、夏季集中ゼミを4校対象に3回実施した。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

ア 都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週1回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ 夏季集中ゼミ

参加者は三つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの物理学や数学に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成 果

オンライン学習支援システムを活用し、短期間で生徒への周知を実現できた。また、参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課 題

- ・ 興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。
- ・ 感染症対策を講じ、連携事業を実施する必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ 連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。
- ・ 会場集合型又はオンライン型など、実施形態を検討する。

(2) 東京農工大学との高大連携の推進

目 標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和3年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プログラムを開始した。

ア 都立多摩科学技術高等学校との連携事業

- (ア) 講演「工学の魅力」
- (イ) イノベーションワークショップ
- (ウ) 卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

イ 都立農業高等学校との連携事業

- (ア) イネの生育調査及び講義
- (イ) 講演「都市の緑と生物多様性」
- (ウ) 講演「麹菌のタンパク質分解酵素の機能」

成 果

高大接続プログラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課 題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(3) 「志」育成事業の推進

目 標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和3年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンラインによる講演等を6回実施した。

- ア 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム
- イ 東京都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム
- ウ 都立高校生向けキャンペーン(京都大学)
- エ サイエンスカフェ in 上北沢
- オ 東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義 ～Meet the Young Scientist!～
- カ コスモス国際賞受賞記念講演会 (一般公開)

成 果

フォーラム形式の事業は中止となったが、オンラインでの動画配信などの事業を実施し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課 題

- ・ フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・ 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- ・ 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。
- ・ 各フォーラムの参加者増加に向けて、開催時期の検討が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・ 他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・ 会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- ・ 進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

| | | |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 基本的な方針 | 2 | 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 |
| 施策展開の方向性 | 5 | 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します |
| 予算額：9,521,224千円 | | 決算額：7,243,361千円 |

1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）

目 標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の3つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適な学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を令和2年度から引き続き行う区市町村に対して、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】東京都公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業 1地区

イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適な学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において一人1台端末の整備を行った区市町村に対して、令和2年度から引き続き端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助した。

【補助実績】東京都公立学校情報機器整備費支援事業（端末導入支援員） 45地区

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

デジタル技術を活用して、Society5.0に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校（高等学校及び中等教育学校12校、特別支援学校6校）指定し、デジタル技術やデジタル教科書を活用した学習支援の効果を検証するとともに、学習方法のモデルを開発・類型化し、グランドデザインに基づくICT活用推進計画等を各校で立案・実施した。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進するため、定期考査採点・分析システムを都立高校等に導入した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校への校内無線LAN整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT支援員）を都立学校全校へ常駐配置した。

(イ) 未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより、教育イノベーションを実現するため「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施した。

【実施実績】教育イノベーション研修 156回実施 延べ6,335人参加

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤（クラウド）構築とデータ分析の有用性について試行検証を行った。また、統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードとその分析基盤を構築するための要件定義を実施した。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を授業内や放課後の学習に活用する実証研究を実施し、学習ログ等のエビデンスに基づくデータから義務教育段階のつまづきを把握し、個別最適な学びにおけるデジタル活用について検証した。

カ 教育用ICTネットワークの更改

都立学校全校を結んだ教育ICTネットワークについて、帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備した。

キ 校内無線LAN環境の整備

令和3年度中に都立学校全校の校内無線LAN環境の整備を完了した。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度入学生から保護者負担による生徒所有の端末として一人1台端末を導入するため、令和3年度において端末の調達方法や保護者負担に対する支援策の構築等を行った。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VR等の先端技術の活用について、都立学校3校において実証研究に取り組み、新たな指導方法の検証・試行を行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度からの導入に向けてシステムの開発を関係部署と調整しながら行った。

成 果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国及び都の補助を活用し、令和3年度中に全ての地区で通信環境の整備が完了した。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

都の補助を活用し端末導入支援員を配置することで、円滑な端末導入及び活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

デジタル技術を活用して、Society5.0に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学

習方法を開発するための研究を実施した。成果報告会等を開催し、その成果を全都立学校へ普及を図った。また、モデル校において開発・類型化した学習方法のモデルを学習支援クラウドサービスによる実践例とともに成果報告書にまとめた。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査採点・分析システムを構築し、令和4年3月から先行利用者による活用を開始した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターにより、統合型学習支援サービスの年度更新及びID管理支援、学習者用端末、ICT教育用機器などのICT環境保守運用支援、校内無線LAN接続及び活用支援、ICTを利活用した授業の準備、授業での端末操作支援、ICT利活用を推進するための校内研修等が行われ、都立学校におけるデジタルの利活用を推進した。

(イ) 「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員の育成を図った。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のための検証シナリオを作成し、データ分析の有用性について試行検証を実施し、教育ダッシュボードと分析基盤を構築するための要件定義を完了した。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を導入し、導入時の課題について整理して、効果的な活用場面について事例を蓄積した。

カ 教育用ICTネットワークの更改

運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

キ 校内無線LAN環境の整備

令和3年度に都立学校全校の校内無線LAN環境を整備することで、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

令和3年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和4年2月から端末の販売を開始した。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRの活用については、生徒の授業への参加意欲や探究へのモチベーションの向上がみられた。また、現実では見ることが難しいものや行くことが難しい場所など、通常の教科書や資料集などの画像では伝えることが難しいことを伝えやすくなり、効果的な指導を実現できた。

IoTセンシング機器等の活用では、センシングデータやカメラの記録をもとに、生徒自身が仮説の立案と検証を行い、エビデンスベースのアクティブ・ラーニング型の学びを実践することができた。また、実際の環境データを収集・可視化でき、より実態に即した学習や指導が可能となった。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度からの円滑な運用開始を目指し、各機能の開発を実施するとともに、学校及び関連部署と連携し運用開始に向け必要なマスターデータ（システム稼働時に必要な基本データ。例えば、学校情報、教室、教科、科目など）を作成した。令和3年12月から順次マニュアルの整備及び研修動画を配信、令和4年2月に学校にデモサイト及び本番環境を展開するとともにヘルプデスクを設置し、運用開始に向けた初期登録作業の支援を行った。

課 題

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

一人1台端末環境下での校内通信ネットワークの円滑な運用を確保する必要がある。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

一人1台端末を授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

一人1台端末を活用したこれからの社会において必要となる資質・能力を育成する教育活動を実践し、デジタルを活用して個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる必要がある。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

授業改善や個別最適な学びの実現に向けて、定期考査採点・分析システムの活用をより一層促進する必要がある。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校におけるデジタルの利活用のさらなる推進のため、一人1台端末の活用のための支援及び各種システムの円滑な導入・運用に向けた支援等、支援内容の充実を図る必要がある。

(イ) 一人1台端末の配備により各校の活用の段階が、導入期から拡大・普及期へ進行することを踏まえた研修を実施する必要がある。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のため、連携するシステム等と調整を図り、教育ダッシュボードとその分析基盤の設計・開発を進める必要がある。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材のログデータから生徒の学習の進捗状況や課題を把握し学習支援に活用を図る等、活用事例の更なる蓄積を図る必要がある。

カ 教育用ICTネットワークの更改

高校段階における一人1台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

キ 校内無線LAN環境の整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するため、PDCAサイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

導入した一人1台端末の活用を促進していく。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRの活用については、教育課題に即した授業デザイン設計を事前に行うことが重要である。また授業外も含めたVR機器導入・活用における学校現場のニーズ検証・整理のため、継続的な研究が必要である。

IoT センシング機器等の活用は、農業学科系高校へ IoT 機器を導入している事例は全国を見てもまだ少ないため、生徒の学びの変容につながる収集データの活用事例や、データを活用した有効な指導方法を集積・整理する必要がある。

(4) 都立学校統合型校務支援システムの整備

令和4年4月からの円滑な運用開始を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」に上乘せ補助を行い、ネットワークの点検・応急対応等を行う各区市町村の取組を支援していく。また、各区市町村の校内通信ネットワークの接続状況、課題等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費を補助するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0 に向けた学習方法研究校」事業

デジタルを活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴（スタディ・ログ）の活用について研究する指定校事業を実施する。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査採点・分析システムを活用し、教員の採点業務における業務縮減を図るとともに、データを活用した授業改善や個別最適な学びの充実を図る。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 令和4年度もデジタルサポーター（ICT支援員）を都立学校全校へ常駐配置し、デジタルの利活用を支援する。

(イ) 令和4年度も「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員を育成する。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

統合型学習支援サービスのログデータと統合型校務支援システムのデータを分析・可視化する教育ダッシュボードとその分析基盤の設計・開発を進める。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を授業中及び放課後の学習に活用し、学習ログによりエビデンスから義務教育段階でのつまづきや日常の授業での生徒個々の学習状況及び理解度を効率的・効果的に把握するなど、個別最適な学びの実現のための活用について研究する指定校事業を実施する。

カ 教育用ICTネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

キ 校内無線LAN環境の整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

P D C A サイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度入学生についても生徒所有一人1台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRやIoT センシング機器等の有効な活用方策や活用事例の蓄積に向け、引き続き実践・研究を行っていく。

(4) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

2 プログラミング教育の着実な推進（令和3年度：指導部、令和4年度：総務部）

目 標

これからの社会を生きる子供たちが、グローバル化やデジタル化する予測不可能な社会で幸せに生きることができるよう、プログラミングの働きの理解やよさに気付き、コンピュータ等を活用して問題解決に取り組む態度を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（14校）におけるプログラミング教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各4校、特別支援学校2校）し、各校種においてプログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、専門家の助言を取り入れるなどして、研究した。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。

ウ プログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引き等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小・中学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

児童・生徒の論理的思考力（プログラミング的思考）の育成を図るため、外部専門家を派遣し、プログラミング教育に関する講座（55校）を実施した。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していたプログラミング教育推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

| | デジタル利活用 | プログラミング教育 | 情報モラル教育 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 開発した指導事例数 | 27 | 9 | 3 |

(2) 小・中学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

プログラミング教育が全面実施されたことと、GIGA スクール構想に基づく一人1台端末が配備されたことを受け、校内の多くの教員が関心をもち、多くの学校で、授業者以外の教員が本講座を見学する様子が見られたり、講座終了後に校内全体で研修会を行ったりするなど、各学校におけるプログラミング教育の推進に寄与することができた。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」（以下「東京モデル」という。）を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について160の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリで分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、82の事例を掲載した。

課 題

(1) 情報教育研究校におけるプログラミング教育の研究

プログラミングに関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) 小・中学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

応募校が、本講座を基に指導法を校内で広め、各教員が一人でプログラミング教育を行えるようにすること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

令和3年度に指定した7校は、引き続き令和4年度も研究を進め、更に指導事例の開発を行う。

(2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

令和3年度から中学校の技術分野におけるプログラミングが充実することを受け、中学校を対象とした内容について検討する。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

3 情報モラル教育の着実な推進（令和3年度：指導部、令和4年度：総務部）

目 標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「SNS東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究（再掲）

- ア 情報教育研究校（小・中・高各4校、特別支援学校2校）を指定し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究した。
- イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。
- ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。
- エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校100校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子スマホ教室を実施した。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

- ア 情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し、一人1台学習用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校の参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。
- イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

- ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。
- イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネット利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の作成

有害情報から子供を守るための取組として、学校非公式サイト等の検索・監視の結果や監視で得られた最新の事例等を基にした情報モラル啓発用動画教材を作成し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

令和元年度までしていた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究（再掲）

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

開発した指導事例

| | デジタル利活用 | プログラミング教育 | 情報モラル教育 |
|-------|---------|-----------|---------|
| 指導事例数 | 27 | 9 | 3 |

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて94.9%と高い評価を得た。話の内容について興味をもつことができたかという質問について、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて83.8%の肯定的評価を得た。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているにも関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の2.8%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の作成

情報モラル啓発用動画教材（小学校用：1教材、中学校用：1教材）を作成し、都内の小・中学校が本教材を活用してモラル教室を実施できるよう情報教育ポータルサイトに掲載した。また、本教材を作成した事業者が都内公立小・中学校それぞれ1校で、本教材を活用した出張モラル教室を実施し、その様子を撮影した動画を併せて公開することで、本教材の効果的な活用方法を展開した。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」（以下「東京モデル」という。）を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について160の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」のカテゴリごとに分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、82の事例を掲載した。

課 題

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

令和3年度に指定した7校は、引き続き令和4年度も研究を進め、更に指導事例の開発を行う。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

4 デジタル利活用の着実な推進（令和3年度：指導部、令和4年度：総務部）

目 標

デジタルを活用することにより、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含め、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（14校）におけるデジタル利活用の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各4校、特別支援学校2校）し、各校種における一人1台環境を生かしたデジタル利活用に関する実践的な指導方法を研究した。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。

ウ デジタル利活用の効果的な指導事例（学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等）を情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

都内公立小・中学校等のGIGAスクール構想の着実な推進に向けて、先進的な事例を収集し、公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

| | デジタル利活用 | プログラミング教育 | 情報モラル教育 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 開発した指導事例数 | 27 | 9 | 3 |

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

令和3年度研究開発委員会（情報教育部会）にて、都内公立学校のデジタル活用における先進的事例を幅広く収集し、収集した事例から教科・校種を問わず汎用的に授業に組み込んで活用できる実践モデル事例として42事例をまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

また情報教育ポータルサイトにタグ検索機能や類似事例のリコmend機能を追加することで、事例検索の利便性を高めた。

課 題

(1) 情報教育研究校におけるICT利活用の研究

ICT利活用に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

令和3年度に指定した7校は、引き続き令和4年度も研究を進め、更に指導事例の開発を行う。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

5 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成（都立学校教育部）

(1) 「理数科」の設置（再掲）

目 標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成する。

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成31年2月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和2年3月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

| 対象校 | 内容 | 改編予定年度 |
|----------|-----------------|--------|
| 立川高等学校 | 普通科の一部を理数科に改編 | 令和4年度 |
| 科学技術高等学校 | 科学技術科の一部を理数科に改編 | 令和6年度 |

成 果

検討委員会報告書に基づき、令和4年度に、立川高校の理数に関する学科の設置準備を進め、外部機関等を開拓し、同機関との連携方策の検討、実施方法等の調整を行った。

また、理数科の特色を踏まえ、立川高等学校において、学科名称（創造理数科）や入学者選抜方法を決定し、生徒募集を行った。

課 題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和4年度は、科学技術高校の一部を理数科に改編するため、準備を進める。

6 社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成（都立学校教育部）

(1) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成

目 標

工業高校において、IT人材を育成する取組を推進する。

取組状況

町田工業高校において、日本工学院八王子専門学校（学校法人片柳学園）、及びIT企業等と連携して、IT人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」を本格的に開始した。あわせて、荒川工業高校及び府中工業高校においても、今後の拡大を目指して調整を開始した。

成 果

新型コロナウイルス感染症対策としてIT関連人材の需要がさらに高まっている状況を受け、当初令和4年度事業開始予定であったものを、令和3年度入学生から開始した。追加で拡大する2校については、連携する企業や専門学校の開拓を進めた。

課 題

効果検証を適切に行い、必要に応じて内容や実施体制を改善していく。

今後の取組の方向性

既に取組を開始している町田工業高校については、学校や企業と連携して効果を検証するとともに、適宜、改善を図りながら、専門学校への進学等を通じてIT人材の育成を進める。拡大する2校については、試行的な取組を進め、本格的な実施へつなげていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|---------------|----------|----------------------------|
| 基本的な方針 | 3 | グローバルに活躍する人材を育成する教育 |
|---------------|----------|----------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 生徒の英語力の向上（中学校 CEFR A1レベル（英検3級）以上、高等学校 CEFR A2レベル（英検準2級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞※2020年度は都独自調査 | 令和3年度 中：54.4% 高：50.0% | 令和3年度 中：47.0% 高：46.1% | 令和12年度までに 中：80% 高：80% |
| 生徒の英語を「話す力」の向上 ＜中学校英語スピーキングテスト＞ | 令和3年度 平均スコア 53.7 | — | 年々上昇 |
| 「英語の授業では、英語で話したり書いたりして、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞ | 令和3年度 小：72.7% 中：67.7% | 令和3年度 小：74.6% 中：67.7% | 年々上昇・全国より多い |

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

| 施策展開の方向性6：生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 小学校における英語教育の充実 | 67 |
| 2 | 中学校における英語教育の充実 | 69 |
| 3 | 高等学校における英語教育の充実 | 72 |
| 4 | 学校外における英語に触れる環境の充実 | 74 |
| 5 | 高度で創造的な探究学習の提供 | 76 |
| 施策展開の方向性7：我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します | | |
| 1 | 国際社会に生きる日本人の育成 | 77 |
| 2 | 優れた芸術文化に対する理解の促進 | 78 |
| 3 | 高等学校における日本史の必修化の推進 | 80 |
| 4 | 特別支援学校における文化部活動の推進 | 80 |
| 施策展開の方向性8：文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します | | |
| 1 | 国際交流の推進 | 82 |
| 2 | 高校生の留学・海外大学進学への支援 | 83 |
| 3 | 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備 | 86 |

| | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| 基本的な方針 | 3 | グローバルに活躍する人材を育成する教育 |
| 施策展開の方向性 | 6 | 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します |
| 予算額：6,662,820千円 | | 決算額：5,032,708千円 |

1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部）

(1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（指導部）

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して、小学校教員へ学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる開催とした。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和3年度実績】

- これまで作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレットについて、指導主事連絡協議会や学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に課題に取り組む演習などを実施し、理解の深化を図った。
- 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導助言を行った。

成 果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ19.2%、16.4%、30.2%減少した。

課 題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、各区市町村教育委員会が独自に英語専科教員としている者及び外国語の授業を担当する時間講師等を新たに参加対象に加え、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施するとともに、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続することで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

(2) 英語教育を推進する教員の採用

目 標

英語の専門性の高い小学校の教員を確保する。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

成 果

英語教育を推進する教員の採用（令和3年度）

| | 採用見込数 | 応募者数 | 受験者数 | 名簿記載者数 | 倍率 |
|--------------|-------|------|------|--------|-----|
| 小学校全科（英語コース） | 30人 | 32人 | 27人 | 7人 | 3.9 |

課 題

小学校全科（英語コース）の受験資格を、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学へのPR活動を引き続き実施する。

(3) 小学校教員の海外派遣研修

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る講義等を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資する。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣を中止したが、オンラインによる代替研修を実施した。

成 果

小学校教員36名がオンラインで代替研修を受講した。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、海外渡航が困難な場合はオンラインで代替研修を実施すること等を検討する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

2 中学校における英語教育の充実（指導部）

目標

都内公立中学校3年生約80,000人を対象として確認プレテストを実施することにより、令和4年度からの本実施に向けた準備を進める。また、プレテストを受験した生徒及び学校に対し、テストの結果を返却し、生徒の学習改善及び教員の指導改善に資する。

また、生徒の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施

事業者と令和3年度実施協定を締結し、都内公立中学校3年生約80,000人を対象として確認プレテストを実施した。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図っている。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討した。

全5回のうち、新型コロナウイルス感染症の状況から、4回はオンライン開催とし、1回は紙面開催とした。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや活動の観察等を授業に取り入れていくことができるよう、

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレットを作成した。これらを活用した授業実践等を「授業力向上セミナー」として広く中学校英語科教員に公開し、優れた実践や学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方を学ぶ機会とした。

令和3年度は、「授業力向上セミナー」全3回のうち、第1回は開催したが、新型コロナウイルス感染症の状況から、第2回、第3回については中止し次年度に延期した。

成 果

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。確認プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度の本実施に向けて検討を行った。

ESAT-Jの結果

| 年 度 | 結 果 |
|-------|------------|
| 令和3年度 | 平均スコア 53.7 |

結果分析

参考 CEFR A1 レベル以上は全体の8割を超える。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づき、生徒一人一人に対して、きめ細やかな指導を行うことができている。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

特に学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善の方策等について検討し、検討結果を「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の内容に反映させた。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の受講者に対するアンケート集計結果より（第1回）

| 項 目 | 「よくあてはまる」「ややあてはまる」の合計 | 「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の合計 |
|--|-----------------------|--------------------------|
| ①中学校外国語科の目標や学習評価などについて理解することができた。 | 100% | 0% |
| ②授業者や授業者・講師の説明等を通じて、テーマについて理解を深めることができた。 | 100% | 0% |
| ③自身の指導と評価の改善につながる内容だった。 | 99.4% | 0.6% |

課 題

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、令和4年度から始まる本実施に向けて、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を

進めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動及び教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価に関して、教員の理解を深め、指導力の向上を図るための研修を充実させる必要がある。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善の方策等について検討していくとともに、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等新たな課題についても検討していく必要がある。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。一方で、「読むこと」及び「書くこと」の指導、「生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする指導について」は、依然として不安に感じている受講者の割合がそれぞれ、64.4%、66.7%、57.0%であった。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を見られる機会を提供するとともに、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等、新たな課題も研修内容に含めていくことで、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施

事業者と連携の上、スピーキングテストを円滑に実施するとともに、生徒・保護者や学校関係者へ向けた事業の趣旨理解及び本事業の活用に向けた周知を行っていく。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

引き続き、中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善に関わる事例等について検討する。特に「書くこと」及び「読むこと」、「学習の見通しや振り返り」など、中学校英語科教員が課題と感じている指導内容や、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等新たな課題について検討していく。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

引き続き、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、年3回実施する。実施の際には、「書くこと」及び「読むこと」、「学習の見通しや振り返り」など、前年度の受講者アンケートにより把握した中学校英語科教員が課題と感じている指導内容や、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等新たな課題等についても扱うこととする。さらに、今年度作成した指導資料冊子等も効果的に活用し、学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価に関する情報及び授業実践事例等を発信していく。

3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

- (1) JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- (2) 「東京グローバル10」の指定継続
- (3) 「英語教育推進校」事業の実施

目 標

JETプログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）の配置、都立高等学校における「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」の指定、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備により、異文化理解、英語授業の改善、国際理解教育の推進、英語4技能の育成を図る。

取組状況

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校に JET プログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。あわせて、生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」の40校の指定も継続した。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、JET 青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

なお、オンライン英会話においては、時差通学、オンライン授業において活用するため、自宅において個人端末でも視聴可能とし、柔軟に対応した。

・JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R 2 | R 3 |
|----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実績 | 5人 | 5人 | 5人 | 100人 | 200人 | 200人 | 220人 | 239人 | 239人 | 239人 | 241人 |

・「東京グローバル10」指定校（10校）

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

・「第二期 英語教育推進校」指定校（40校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、杉並高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、新宿高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、成瀬高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、府中高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、福生高等学校、羽村高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校

成 果

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進んだ。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年、指定校で実施していた海外語学研修の実施や留学生の受入れは中止となったが、オンラインによる海外との学校の交流を行うなど、ICT 機器を活用した国際理解教育の推進を図った。

また、「英語教育推進校」の指定においては、オンライン英会話等の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成と「CAN-DO リスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することができた。

さらに、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成を行うなど、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することができた。

課 題

世界各国から来日している JET 青年は、感染症拡大の影響もあり、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。4技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

今後の取組の方向性

JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高等学校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

また、令和4年度は新たに策定した東京グローバル人材育成指針に基づき、「Tokyo Global Education Network 20」及び「英語教育研究推進校」を新たに指定し、引き続き JET 青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、JET 青年とともに英語でディスカッションやディベートを行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。さらに、オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

4 学校外における英語に触れる機会の充実（指導部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営支援

目 標

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の利用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上 利用者の80%以上

取組状況

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)を平成30年9月に開設し、平成30年度は約5万人、令和元年度は約9万人、令和2年度は約3万人、令和3年度は約8万人が利用した。令和2年度以降、学校利用がほぼ皆無となる期間があるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響により校外活動が抑制され、利用者が減少していたが、令和3年度は回復傾向にある。

成 果

利用した児童・生徒の約9割が「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」と回答している。

課 題

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

今後の取組の方向性

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

また、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) の特長を備えた環境を多摩地域でも展開し、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成する。

(2) 多摩地域における体験型英語学習施設の整備

目 標

多摩地域における体験型英語学習施設を令和5年1月（令和4年度中）に開設

取組状況

令和元年12月策定の『『未来の東京』戦略ビジョン』において、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」と同様の体験型英語学習環境を多摩地域にも整備していくことを打ち出し、開設に向けて準備を行っている。

成 果

令和3年2月に策定した「多摩地域における体験型英語学習施設整備方針」に基づき、同年4月に事業者募集要項を公表し、同年9月に事業者予定者を決定した。事業予定者決定後、事業予定者と開設に向けた調整を行い、令和4年3月に事業概要や今後のスケジュール、施設名称を決定した。

課 題

開設に向けて着実に準備を進める必要がある。また、開設後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、教育委員会や学校関係者に対して、施設の意義やメリットを積極的に発信するとともに、多摩地域ならではの魅力あるプログラムを提供できるよう地域の施設や企業等と積極的に連携を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年1月予定の開設に向けて引き続き準備を進めていく。

(今後の予定) 令和4年5月 施設整備及び予約受付を開始 (都内学校から順次)

7月 説明会 (学校関係者等向け)

12月 内覧会 (学校関係者等向け)

令和5年1月 開業

(3) TOKYO ENGLISH CHANNEL の創設

目 標

いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を創設し、オンライン上で議論する場を設定するなど、児童・生徒が英語を主体的に学び、使う機会を創出する。

取組状況

ア ウェブサイト

令和3年9月にウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を開設し、独自教材等のオンライン化や新規の動画教材掲載により内容を充実した。

イ オンラインイベント

| イベント名 | 内容 | 回数・時期 |
|-----------|--|-------------------|
| バーチャル留学 | 多様な国・地域の生徒と共にディスカッションを行いながら、海外・国内の大学の講義を受講 | 1回 令和3年9月 |
| LIVE TALK | 世界で活躍する人々から、世界で生き抜く術を聞き、自分ごととして将来の展望をもつ。 | 5回 令和3年10月以降順次 |
| 高校生フォーラム | 分科会形式で議論を行い多様な意見を融合させ、全体で一つの提言を導き出し発表 | 1回 令和4年2月 |

成 果

ア ウェブサイト (※令和3年9月開設以降)

| | |
|-------|------|
| 年度 | R3※ |
| アクセス数 | 約12万 |

イ オンラインイベント

| イベント名 | 参加人数 | アンケート結果 |
|-----------|------|--|
| バーチャル留学 | 162人 | 英語を使って外国人とも積極的にコミュニケーションを取ろうと思うようになった…97% |
| LIVE TALK | 198人 | プレゼンターの話聞いて英語をもっと勉強したいと思うようになった…全ての回で98%以上 |
| 高校生フォーラム | 173人 | 今回のイベントを通じて英語をもっと勉強したいと思うようになった…97% |

課題

教材の活用方法やオンラインイベントの魅力などについてよりよく知ってもらうなど、事業の認知度を高めより多くの児童・生徒に英語の学習機会を提供する必要がある。

今後の取組の方向性

令和3年度の実施結果を踏まえて内容や実施方法の改善・充実を図るとともに、ウェブサイトの活用方法やオンラインイベントの告知など、学校や教育委員会、保護者等に対する周知を、各種連絡会等を通じて積極的に行う。

5 高度で創造的な探究学習の提供（指導部）

(1) Diverse Link Tokyo Edu の構築

目標

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見だし分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成するため、高度で創造的な探究学習を社会・世界と連携して提供する都独自の「学びのプラットフォーム」の構築を目指す。

取組状況

令和元年度は、学校における教育課程におけるきめ細かかつ継続的な取組と、学校の特色を生かした取組を支援したほか、14校を主な対象校として、学校同士の連携の場の提供、アウトプットの場の提供、外部リソースの開拓等を行った。

令和2年度は、事業に協力いただける外部機関を登録する制度「協力機関バンク」を発足した。また、生徒同士の学び合いを活性化するため、各校から優秀な論文を募集し、ホームページ上に新たに設ける「グローバル論文レポジトリ」に掲載して公開する仕組みを構築した。

令和3年度は、本事業の連携先である東京大学先端科学技術研究センターの協力により、特別講座「Tokyo Leading Academy」、都立高校生への個別指導「高校生研究員プロジェクト」を実施した。事業実施に当たっては、外部有識者から専門的見地より指導助言、成果検証をしていただく運営指導委員会・検証委員会を実施した。

成果

令和3年度「Tokyo Leading Academy」には都立高校生21名が参加した。

令和3年度「高校生研究員プロジェクト」には都立高校生12名が参加した。

課題

令和4年度は、事業の最終年度にあたり、取組内容や成果を可視化し、汎用化することを目指す必要がある。

今後の取組の方向性

都立高校生の個別指導「高校生研究員プロジェクト」を継続実施する。また、取組内容や成果を最終報告書に取りまとめるとともに、最終報告会を実施し、広く情報発信していく。

| | | |
|---------------|---|------------------------------|
| 基本的な方針 | 3 | グローバルに活躍する人材を育成する教育 |
| 施策展開の方向性 | 7 | 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します |
| 予算額：585,450千円 | | 決算額：416,995千円 |

1 国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

目 標

「Welcome to Tokyo」の配布・活用促進により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長、東京2020大会に向けた国際教育の推進を図る。

取組状況

「Welcome to Tokyo」Beginner（入門編）（小学校3・4年生用）、Elementary（初級編）（小学校5・6年生用）、Basic（基礎編）（中学生用）、Intermediate（発展編）（高校生用）には、それぞれに付属のDVDと指導資料を用意している。都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒全員に配布した。さらに、Elementary（初級編）及びBasic（基礎編）の日本語版を国際交流実施校等に配布した。

成 果

都内公立小学校の外国語活動や総合的な学習の時間、都内公立中・高等学校等の英語の授業における補助教材として活用した。

日本語版については、生徒がALTやJET-ALT等の外国人講師や海外の高校生（留学受入れ生徒等）とのコミュニケーションを図る活動の題材として活用することで、外国語教育の充実と異文化理解の促進を図ることができた。また、姉妹校交流や国際交流を行う相手先の学校へ、日本や東京の文化・歴史を紹介する時に活用することで、交流活動の契機とすることができた。

デジタル化へ向けて、英語教育ウェブサイト「TOKYO ENGLISH CHANNEL」に掲示するための準備を行った。令和4年4月に掲示する。

課 題

「Welcome to Tokyo」の活用を年間指導計画に位置付け、英語科の教科書や文部科学省の外国語活動教材と組み合わせ効果的に活用している地区や学校の事例が共有されていない。

日本語版について、各地区や各校で充実した交流活動に活用するための具体的な方法に関する情報提供が必要である。あわせて、日本語学習が必要な児童・生徒への活用に向けて、活用に関する情報提供を行う必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における活用状況を把握し、各校での指導目標に即した効果的な活用方法に関する情報を集約して、共有を図る。また、外国語（英語科）教員等の海外派遣研修等において、引き続き「Welcome to Tokyo」を活用した授業の実践に関するプログラムを実施する。これにより、児童・生徒が東京や日本のことを理解し、英語で発信できる力の育成を強化していく。

国際交流の状況や交流における日本語版の活用について、状況を把握し、交流事業での効果的な活用や活用に向けた指導事例等について、共有を図る。

また、英語教育ウェブサイト「TOKYO ENGLISH CHANNEL」においてデジタル化した「Welcome to Tokyo」及び指導書の活用の促進を図る。

(2) 日本の伝統芸能鑑賞教室

目 標

都立高等学校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。

取組状況

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心をもつとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成28年度から平成30年度までに第一期として、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能に触れる機会を設定した。また、希望する定時制・通信制及び都立中等教育学校の前期課程の生徒が日本の伝統芸能に触れる機会も設定した。

令和元年度から令和4年度までの期間で第二期日本の伝統芸能鑑賞教室を実施している。

令和3年度伝統芸能鑑賞教室

オンデマンド配信（令和4年1月11日（火）～3月31日（木）） 56 課程 18,528 人が視聴

| | |
|---------|--------------|
| 吉田兄弟 | 「ようこそ邦楽の世界へ」 |
| 野村万作・萬斎 | 「狂言の世界」 |
| 東儀秀樹 | 「雅楽の世界」 |

成 果

日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を視聴することで、参加した高校生が伝統・文化のすばらしさを実感するとともに、理解を深めることができた。また、字幕や説明のある映像を提供することで、生徒は分かりやすく学習できた。

課 題

会場での実施に向けて十分に感染症対策を講じるとともに、オンラインを活用した実施方法について工夫・改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

都立高等学校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。

2 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

成果

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 117 校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。オンライン対応も可能となるようプログラムを準備した。

課題

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた様々な芸術・文化の鑑賞・体験を継続、発展できるよう、学校 2020 レガシーとしての設定と取組を推進する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

目標

令和 4 年度に開催が決定している第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進する。

取組状況

東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校 18 校及び文化部新設置推進校 4 校を指定した。また、文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

成果

第 45 回全国高等学校総合文化祭和歌山大会に、都立高等学校が延べ 35 校出場した。

| 項目 | 成果目標 | 結果 |
|-------------------------|-----------|---------|
| 全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校 | 延べ 40 校以上 | 延べ 35 校 |

令和 2 年度に比べ、全国高等学校総合文化祭への出場校が 9 校増加した。また、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じて交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

課題

- ・外部人材を効果的に活用し、生徒の取組意識及び技能の一層の向上を図ること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の一層の活性化を図ること。
- ・第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会の開催に向け、部門内組織を更に強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

今後の取組の方向性

全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高等学校全体の文化部活動全体の活性化につなげる。

3 高等学校における日本史の必修化の推進（指導部）

(1) 都立高等学校における日本史必修化の推進

目 標

日本人としてのアイデンティティを育むため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるという都教育委員会の基本的な考えに基づいて、都立高等学校の日本史教育の一層の充実を図る。

取組状況

日本人としての自覚を高めるため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるとの基本的な考えに基づき、平成24年度から日本史必修化を推進している。あわせて、全都立高等学校へ都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の教科書を配布し、普及・啓発を図っている。また、教育課程に「江戸から東京へ」を教科として設置している学校に対しては、「江戸から東京へ」歴史地図帳及び問題集であるサブノートを配布。

成 果

全都立高等学校において日本史を学習するとともに、令和3年度においては16校が教育課程に「江戸から東京へ」を設置している。

課 題

教科書の巻末の写真等に関して、最新版に差替え可能な部分については対応する必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度から「歴史総合」が必修修となり、日本の近現代史を都立高校生全員が学ぶことになる。日本史必修化事業の目的である「日本人としての自覚を高めるため、高校生が日本史を継続して学ぶこと」については、「歴史総合」の必修修によって達成することになる。このため、平成24年度から全面実施してきた日本史必修化事業は、令和3年度入学生までで役割を終えることになるが、都独自科目「江戸から東京へ」については、引き続き、学校設定科目として設置できるようにする。

4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

目 標

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア 部活動指導員の配置

都立高等学校及び公立中学校並びに都立特別支援学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を配置する。

イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

- イ Web 美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」（令和3年2月公開開始）
第5回アートプロジェクト展の展示作品や過去の展覧会の様子を展示している Web 美術館の公開を継続し、広く都民等に向けて発信する。
- ウ 東京都特別支援学校総合文化祭
音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催する。実施に当たっては、感染症予防対策を検討して開催方法を工夫する。

取組状況

(1) 文化部活動への専門家の招へい

都立特別支援学校における文化部活動の教育体制の整備・充実のため、部活動指導員及び外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長した。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

- ア 第6回東京都特別支援学校アートプロジェクト展
都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を経て選ばれた51作品を展示し、広く都民等に向けた展覧会を開催した。
【会期】令和4年1月5日（水）から1月16日（日）までの12日間
【会場】東京藝術大学大学美術館 陳列館
- イ Web 美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」
令和3年2月に公開し、令和4年3月までの約1年間で2.3万回の閲覧があり、特別支援学校の児童・生徒の作品群が長期間にわたり広く鑑賞された。本サイトを通じて、特別支援学校の児童・生徒が作りだした作品に内在する芸術的価値を啓発することができた。
- ウ 東京都特別支援学校総合文化祭
令和3年度は、音楽祭、舞台芸術・演劇祭、オセロ大会、将棋大会を開催したが、5部門作品展及び書道作品展については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る様々な影響を考慮し中止した。

成 果

「第6回東京都特別支援学校アートプロジェクト展」の参観者からは、「どの作品も自由に自分の描きたいものを表現できていることが感じられ、とても素晴らしい。」「障害の有無を感じることなく素敵な作品ばかりで楽しく鑑賞できた。」など、都内外を問わず、多くの方々が本展覧会を通して、児童・生徒の作品に出会う機会を創出することができた。

また、出品者の関係者からも「美術館で展示され、多くの方々に御覧いただき光栄だった。」等の意見があり、次の作品づくりへの意欲につながっている。

課 題

今後も引き続き、広く都民に鑑賞してもらうための展示機会の確保やオンラインを活用した取組の検討が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる文化芸術活動の充実に向けた各学校の取組を推進する。

| | | |
|-----------------|---|---------------------------------------|
| 基本的な方針 | 3 | グローバルに活躍する人材を育成する教育 |
| 施策展開の方向性 | 8 | 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します |
| 予算額：1,297,454千円 | | 決算額：803,746千円 |

1 国際交流の推進 (指導部)

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

目 標

海外との学校間交流活動を通じて国際感覚を醸成し、同年代の生徒間交流による異文化理解の促進を図るとともに、実践的な語学力の向上を図る。

取組状況

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的に推進する先導的 school 72校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

成 果

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

課 題

国際交流の方法について、様々な事例の共有を図る等しながら、推進校を増加させていく必要がある。

今後の取組の方向性

今後も引き続き、継続及び単発での海外学校間交流を支援する。

また、平成30年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して交流を支援していく。

(2) 国際交流コンシェルジュの運営

目 標

都内公立学校における国際交流について、学校間の交流活動のマッチング支援や相談対応、実施支援を通し、「自校らしい国際交流」を選べる、創れる機会を提供し、都内公立学校全校で国際交流を恒常化させていくことを目指す。

取組状況

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を通じて、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

成 果

平成30年10月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。令和3年度には本事業を東京学校支援機構に移管し、業務内容の充実化を図っている。

課 題

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用をより促進する必要がある。

今後の取組の方向性

都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援 (指導部・都立学校教育部)

(1) 次世代リーダー育成道場の実施

目 標

国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。

取組状況

ア 取組概要

(ア) ねらい

本事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(イ) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(ロ) 令和3年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

令和3年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、A、B二つのコースを設定

A (冬出発) コース：約6か月の事前研修の後、冬に約8か月の留学に出発

※Aコースについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、出発を延期し留学期間を1年間から8か月間に短縮した。

B (夏出発) コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

イ 実施状況 募集人数・応募状況

(ア) 令和3年度実績 (10期生)

| 合格者数 (応募者数) | Aコース | Bコース |
|-------------|------|------|
| 156人 (240人) | 67人 | 89人 |

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

(イ) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習）、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験（日本の伝統・文化、先端技術施設見学）等を実施。実施の際には、オンライン研修（ライブ配信等）を適宜取り入れた。

(ウ) 留学プログラム

Aコース：

オーストラリア・南オーストラリア州（11名）令和4年3月から同年11月まで
オーストラリア・クイーンズランド州（15名）令和4年3月から同年11月まで
アメリカ合衆国・カナダ（35名）令和4年8月から令和5年6月まで（予定）

Bコース：

アメリカ合衆国・カナダ 令和4年8月から令和5年6月まで（予定）

※新型コロナウイルス感染症に係る状況により、Aコースのオセアニアへの出発時期を1月から3月に変更するとともに、留学先国及び時期をアメリカ合衆国・カナダに変更可能とした。

(エ) 事後研修

帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、交流研修

(オ) 留学フェア、フォーラム及びウェブページによる普及・啓発

令和3年度留学フェアはオンデマンド配信をした。公開プログラムであるフォーラムについては、研修生は対面で参加、一般参加者には動画配信を実施した。

成 果

令和3年度にプログラムを修了した第8期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等8つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

①英語力

留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修了生の割合 97%

②コミュニケーション能力

コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 92%

③主体性・積極性

主体性や積極性が高まった修了生の割合 89%

④協調性・柔軟性

協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 98%

⑤責任感・使命感

責任感や使命感が高まった修了生の割合 84%

⑥異文化に対する理解

異文化に対する理解が深まった修了生の割合 95%

⑦日本人としてのアイデンティティ

日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 82%

⑧将来の展望

「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 87%

- 英語以外の七つの観点のうち、90%以上の修了生が肯定的に回答した観点が三観点あった。「誰とでも分け隔てなく、接することができるようになった」、「広い視野で物事を捉えるようになった」、

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

「日本と諸外国との生活や文化の違いを理解し、尊重するようになった」、「自分で考え判断し、行動することが多くなった」等において、肯定的回答が顕著に見られた。留学を通して、様々な困難を乗り越え、異文化理解や他者を尊重する感情、そして自立心や自尊感情が育まれたことが見受けられる。

- ・ 「責任感・使命感」及び「日本人としてのアイデンティティ」の肯定的回答率が80%前半にとどまった。前者は、「地域のイベントなど、コロナウイルスの影響で中止になったものが多い。」と複数の研修生からの自由記述にあるように、留学後の活躍の機会が限られたことが原因の一つと考えられる。後者は、「日本のよさについてもっと知りたいと思うようになった」という研修生が多い一方、前述と同様の理由により、実際に行動する機会は不足していることが理由の一つとなっている。

課 題

- ア 研修生の資質・能力をより高める研修の工夫及び成果還元の様子の構築
- イ 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留學生活のサポート
コロナ禍における事前研修、留學プログラムの実施及び可否判断
- ウ 事業の趣旨に合致した研修生の確保

今後の取組の方向性

- ア 資質・能力をより高められるよう、内容を充実させていくとともに、留學中の研修生や修了生の成果の還元の仕組みを構築する。
- イ コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、留學中の研修生の体調管理等を現地機関と連携し行っていく。出発の判断に関しては、研修生の安全を第一に考え、行っていく。
- ウ 本事業の求める資質・能力を研修生が身に付けられる事業スキームの実現を図る。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

目 標

将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成するため、高校生の海外大学進学を支援

取組状況

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得とともに、それを用いた海外大学進学を支援している。

成 果

- ・ 令和4年3月に卒業した第5期生のフルディプロマ取得率100%
- ・ 令和4年度入学者選抜（第8期生）は、募集人員20名に対して81名の応募があった（応募倍率4.05倍）。

課 題

英語で授業を行える教員の安定的な確保

今後の取組の方向性

引き続き、英語で授業を行える教員の安定的な確保に努めていく。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

目 標

豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と強調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成する。

取組状況

都立新国際高等学校（仮称）について、基本設計に着手した。

成 果

都立新国際高等学校（仮称）については、令和2年度に基本設計の契約を締結・着手した。

今後の取組の方向性

都立新国際高等学校（仮称）については、令和2年度に引き続き基本設計を実施し、その設置に向けた準備を着実に進めていく。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

目 標

小学校第1学年からの英語教育等を通じて、高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成する。

取組状況

都立小中高一貫教育校の令和4年度の開校に向けた準備を進めた。

成 果

- ・小学校1、2年生の英語教科書を作成するとともに12年間の教育課程を策定した。
- ・令和4年度の開校に向け、適性検査を実施した。

課 題

小学校における英語や12年間を見通した授業体系を踏まえて指導できる教員の確保

今後の取組の方向性

都立小中高一貫教育校については、小学校3、4年生以降の英語教科書の作成や施設整備に係る諸調整等、安定的な運営のため支援を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|---------------|----------|----------------------------------|
| 基本的な方針 | 4 | 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 |
|---------------|----------|----------------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|--|-----------------------------|----------------------------------|
| 「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：78.6% 中：66.5% | 令和3年度 小：80.3% 中：68.6% | 全国平均を上回る・ 年々上昇 |
| 副籍制度の利用率（直接交流または間接交流実施率） | 平成27年度 小：52.1% 中：29.2% | — | 令和8年度 小：80%以上 中：50%以上 |
| 特別支援学校高等部生徒の企業就労率の向上 | 平成27年度卒 46.4% | 平成27年度卒 29.4% | 令和8年度卒 50%以上 |
| 都立学校における在京募集枠 | 令和3年度 在京外国人生徒 募集枠設置校 8校（155人） | — | 在京外国人生徒数、 入選の応募状況等を 踏まえ、検討 |

○施策展開の方向性と主な取組

| 施策展開の方向性 9：自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します | | |
|--|--------------------------------|-----|
| 1 | キャリア教育の推進 | 88 |
| 2 | 主権者として社会に参画する能力の育成 | 92 |
| 3 | 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 | 93 |
| 4 | 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保 | 94 |
| 5 | 知的障害特別支援学校における職業教育の充実 | 95 |
| 施策展開の方向性 10：障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します | | |
| 1 | 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進 | 96 |
| 2 | 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供 | 103 |
| 3 | インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施 | 104 |
| 施策展開の方向性 11：社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します | | |
| 1 | 給付型奨学金による支援 | 106 |
| 2 | 学校と家庭との連携を図る取組の充実 | 107 |
| 3 | 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実 | 109 |
| 4 | 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援 | 111 |
| 5 | チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実 | 115 |
| 6 | 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲） | 115 |
| 7 | 区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進 | 117 |
| 8 | 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲） | 118 |
| 9 | 病院内教育におけるデジタル機器の活用 | 121 |
| 10 | 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備 | 123 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 基本的な方針 | 4 | 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 9 | 自分の未来を切り拓く ^{ひら} 力を育むキャリア教育を充実します |
| 予算額：223,040 千円 | | 決算額：177,137 千円 |

1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 義務教育段階におけるキャリア教育の推進

目 標

- ・ 公立中学校等の生徒に五日間程度の職場体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する教員の理解を促し、キャリア・パスポートの活用を推進することを通してキャリア教育の一層の充実を図る。

取組状況

- ・ 全ての中学校で職場体験活動の取組を計画
- ・ 令和2年4月から実施している「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の周知

成 果

- ・ 中学生の職場体験
令和元年度 100%実施
令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校を除き中止
令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校で代替の活動を実施
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットの活用や、校種間での引継ぎ、職場体験活動が中止になった際の代替処置について、指導主事連絡協議会や校長会で計5回説明を行った。
- ・ 令和3年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会、キャリア教育シンポジウムに、都から指導主事や、学校管理職らがオンラインで計50名が参加し、各地区の取組を共有した。

課 題

- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施の徹底
- ・ 「キャリア・パスポート」の校種間の引継ぎの徹底

今後の取組の方向性

- ・ 中学生の職場体験を引き続き実施する。
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレット等について、さらに周知を行い、系統的なキャリア教育を推進する。
- ・ 特に、中学校と高等学校間の引継ぎを着実にを行う。

(2) インターンシップ事業の推進

目 標

国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業を通して、生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択決定する能力や態度を育むキャリア教育を支援する。

取組状況

ア 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を平成19年度から実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況や国際ロータリーの受け入れ態勢の状況に鑑み、講演会を対面又はオンライン形式で実施した。

- ・国際ロータリー第2580地区との連携による参加校 2校
- ・国際ロータリー第2750地区との連携による参加校 4校

イ 都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

成 果

6校で講演会を実施し、生徒の将来の進路に対する視野を広げたり、進路活動に対する意欲を高めたりすることができた。

課 題

各校における生徒の変容を把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

報告書から現状と課題を分析し、進学指導研究協議会や「人間と社会」推進者研修等において情報提供を行うなどして、各学校の取組の一層の充実を図る。

(3) 都立高校における起業・創業に関する教育の推進

目 標

起業・創業学習を通して起業・創業への関心を高め、都立高校生の起業家精神を醸成するとともに、起業に必要な知識やスキル等、新しい価値を創り出す力を育成する。

取組状況

令和3年度は、令和3年7月～8月に計6回全てのプログラムをZoomによるオンラインで実施した。

40名の参加生徒がA・B日程に分かれ、1チーム4名の10チーム構成で臨んだ。参加生徒は、メンターとともに、社会の課題に対して、ビジネスアイデアを企画・調査・検討し、ビジネスモデルとして提案し、起業家や投資家等から講評を受けた。令和3年度の取組をまとめた冊子を全ての都立高校等へ配布し、事業の成果を周知した。

成 果

ア ビジネスモデルの提案や起業家や投資家等からの講評を通して、約9割の参加生徒が「働くことに対して以前よりも前向きになった。」「働くことに対するイメージがより具体的になった。」と回答しており、働くことに対して前向きに捉える傾向が高まった。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

イ 起業家の講演や成長期のITベンチャー企業による講義等によって、約7割の参加生徒が「起業・創業したいという気持ちがより高まった。」「起業・創業という選択肢を意識した進路を選びたい。」と回答しており、起業・創業に関する具体的なイメージをもつことができた。

ウ 令和3年度プログラムのテーマである「世の中で起きているコロナによる困りごとを解消するビジネスを考える」ことを通して、8割以上の生徒が「世の中の役に立ちたい。」「世の中を変えていきたい。」「地域の発展に貢献したい。」という気持ちの高まりを回答しており、社会的課題への関心や地域・社会に貢献する気持ちが高まった。

課題

全プログラムをオンラインで実施したことにより、参加した生徒同士が打ち解けるための時間を要した。

今後の取組の方向性

本事業の学びを探究的な学びや産業コンソーシアム(仮)に関連付け、生徒一人一人が自分の未来や可能性に挑戦する力を育むための取組を推進する。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進(再掲)

目標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1学年「東京のビジネス」の活用

平成30年度から、ビジネス科7校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和3年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2学年「ビジネスアイデア」(学校設定科目)を実施

令和元年度から、ビジネス科7校の「ビジネスアイデア」の授業において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

成果

ア ビジネス科7校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ ビジネス科7校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

課 題

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ ビジネス科7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(5) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

目 標

- ・ 企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等と連携し、生徒が社会や職業について実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる教育プログラムを新たに開発し、普通科高校を中心に順次展開する。
- ・ 実施に当たっては、プログラムを効果的かつ継続的に指導することができる外部人材を社会人講師として派遣するなど、事業内容の充実を図っていく。

取組状況

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携により、普通科高校を中心に、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを実施した。

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 実施校 | 138校 | 142校※ | 142校※ | 138校 | 138校 | 138校 |
| 協力団体数 | 55団体 | 58団体 | 58団体 | 56団体 | 51団体 | 59団体 |

※ H29・30年度専門学科高校（4校）試行実施

成 果

- ・ 生徒が社会人・職業人の経験等に学ぶことにより、学校で学習することや働くことの意義を実感するとともに、自己理解・自己管理能力や課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・ 普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が教員から寄せられた。
- ・ 成年年齢引下げを見据え、「金銭基礎教育プログラム」「金融経済教育」「模擬投票」「知っておきたい労働法規」などの社会人としての素養を養い主権者意識を醸成するプログラムや、懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、「金融トラブル」「ローン・クレジット」などの消費者教育プログラムを専門家の支援の下、実施することができた。

課 題

- ・ 教育プログラムの単発的な導入に留まっている学校もあり、令和4年度の総合的な探究の時間の本格実施に向けて、授業内容を深める系統的・継続的な活用ができていないという課題がある。
- ・ 働き方改革の下、定時制等の夜間授業に対応できる団体が少なくなっている。

今後の取組の方向性

- ・ 令和4年度から本格実施される総合的な探究の時間への対応に備え、学校ニーズを踏まえたプログラム開発を行う。

2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1) 全都立学校への全国紙等配布

目 標

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成する。

取組状況

全都立学校へ新聞（全国紙等6紙）等の学校図書館への配備と活用を図る。

成 果

新聞（全国紙等6紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養を育むことができた。

課 題

全国紙を活用した効果的な授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。

今後の取組の方向性

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整える。

(2) 主権者意識の醸成

目 標

論理的思考力や多面的・多角的な考察力、判断力、課題解決能力等を育むとともに、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付け、有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、各学校の主権者教育を充実させる。

取組状況

ア 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面型の研修会は中止し、オンデマンド配信にて各都立高等学校等へ発信した。

イ 公職選挙法改正に伴い、高校生に政治的教養を学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

基づき、都独自の教材として主権者教育リーフレット及び民主主義リーフレット、選挙啓発カードを全都立高等学校に配布した。

成 果

- ア 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育担当教員を中心とした主権者教育を実施することができた。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの活用を通して、主権者として社会に参画するための政治的教養を育むことができた。

課 題

- ア 主権者教育における優れた授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会等で伝達するなどして、主権者教育の一層の充実を図る必要がある。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの内容を更に充実したものに改善し、継続的に生徒の意志決定力を育成していく必要がある。

今後の取組の方向性

感染症対策を講じた主権者教育推進者研修の実施について検討する。衆議院解散等による突発的な選挙への対応も考慮しながら、高校生に政治的教養を学ばせるための効果的な指導法や学習教材を引き続き開発していく。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

目 標

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実には照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成27年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度1回（オンデマンド式））
- イ 全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施（令和3年度末）

成 果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

令和3年度からは、探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びができるようにした。

教員を対象に、「指導と評価の一体化」に基づく学習評価の在り方や、教科書の各章の学習を通して、「課題（リサーチ・クエスチョン）」を設定する方法等を掲載した指導資料を配布し、各学校における「人間と社会」の更なる充実に向けた取組を推進した。

課 題

新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

目 標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成31年3月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア 特別セミナー

生徒は各HRにて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、オンラインでの双方向型のセミナーを実施

イ チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

ウ 教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成 果

令和3年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課 題

感染症対策を徹底した上で、大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施方法を工夫したりする。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科における職業教育の展開

目 標

生徒の障害の状態や程度に応じて、障害のある生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、生徒の多様な進路選択や企業就労の希望に応え、社会的自立を促進していく。

取組状況

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）において今後の計画を示した。

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校に、知的障害軽度から中度までの生徒を対象とした職能開発科を4校に設置し、生徒の企業就労を促進している。

＜就業技術科設置校（設置年度）＞

永福学園（平成19年度）

青峰学園（平成21年度）

南大沢学園（平成22年度）

志村学園（平成25年度）

水元小合学園（平成27年度）

＜職能開発科（設置年度）＞

足立特別支援学校（平成26年度）

港特別支援学校（平成28年度）

江東特別支援学校（平成30年度）

東久留米特別支援学校（令和3年度）

成 果

都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の企業就労率

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 就業技術科 | 97.4% | 96.1% | 93.8% | 96.3% | 96.3% |
| 職能開発科 | 100.0% | 90.0% | 97.4% | 100.0% | 93.2% |

課 題

将来の生徒数の増加、就業技術科・職能開発科の受入人数の割合や地域バランスに配慮しながら設置を進める必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

＜今後の職能開発科の設置予定校＞

青鳥特別支援学校（令和5年度）

練馬特別支援学校（令和6年度）

南多摩地区特別支援学校（仮称）（令和6年度）

北多摩地区特別支援学校（仮称）（令和9年度）

| | | |
|------------------|----|--|
| 基本的な方針 | 4 | 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 10 | 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を実現します |
| 予算額：34,879,076千円 | | 決算額：30,126,175千円 |

1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部、指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

目 標

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、今後も在籍者数が増加していくことが見込まれることから、教育環境の充実を図る。

取組状況

平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとしている。

成 果

これまでの新設校

| | |
|-----------|--|
| 平成31年4月1日 | 都立王子特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立臨海青海特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部） |
| 令和2年4月1日 | 都立花畑学園 肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部） |
| 令和3年4月1日 | 都立八王子西特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立東久留米特別支援学校 知的障害教育部門（高等部） |
| 令和4年4月1日 | 都立立川学園 聴覚障害教育部門（幼稚部・小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部） |

課 題

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）（都立学校教育部）

目 標

肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均運行時間は、60分以内とする。

取組状況

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。令和3年4月1日時点の配車状況は、52校・509コースである。肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減するため、バスの小型化やコース設定の工夫を行った。

成 果

スクールバスの平均運行時間は、平成27年度には60分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる運行乗車時間の短縮を図るため、引き続き、バスの小型化等に取り組んだことから、令和3年度の平均運行時間は、54分となった。

課 題

個別の運行コースをみると、運行時間が60分を超えるものがある。

今後の取組の方向性

引き続き、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均運行時間の短縮に努める。

(3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（指導部）

目 標

特別支援学校高等部卒業生の企業就労率：50%以上（令和8年度）

知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率：55%以上（令和8年度）

取組状況

ア 民間を活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託した。

【参考：委託企業が現場実習先を開拓した事業所数】

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 | 315事業所 | 314事業所 | 193事業所 | 112事業所 | 146事業所 |

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進した。

【参考：就労支援アドバイザー委嘱者数】

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|------|------|------|
| 実績 | 29人 | 29人 | 28人 | 24人 | 24人 |

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置した。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(7) 動画配信及び個別相談会による企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼した。

【参考：企業向けセミナーに参加した会社数(企業関係参加人数)】

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|-------------------------|
| 実績 | 155社 (217人) | 122社 (166人) | 117社 (142人) | 130社 (159人) | 新型コロナウイルス感染症拡大のため休止 | 動画再生回数：600回 個別相談：28社 |

(4) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成27年度に制作したDVDを活用した。

エ 職業教育の充実

(7) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けた。

(4) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図った。

(4) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図った。

成 果

都立特別支援学校高等部生徒の企業における現場実習の機会が増えることで就労意欲が高まり、卒業後の企業への就職者数が増加した。

| 卒業年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就業者数 | 710人 | 774人 | 854人 | 843人 | 809人 |
| 卒業生数 | 1,580人 | 1,550人 | 1,926人 | 1,897人 | 1,883人 |
| 就職率 | 44.9% | 49.9% | 44.3% | 44.4% | 43.0% |

課 題

今後、新たに都立特別支援学校高等部職能開発科の設置が計画されており、生徒の在籍者数が増加することを見込まれる。そのため、更なる現場実習先の確保が必要である。また、就職をした卒業生に対して、継続して就労生活を送ることができるよう、福祉・労働等の関係機関と強固な連携が必要である。

今後の取組の方向性

現場実習先の確保に向けては、今まで開催してきた企業向けセミナーを動画配信及び個別相談会として継続するとともに、その内容を充実させ、企業関係者へ更なる理解啓発を図る。一方、各特別支援学校においては、外部の専門家等を活用し職業教育の改善を図っていく。

卒業生の就労生活を支援するために、各特別支援学校が「個別移行支援計画」作成し、関係機関との連携を図る。さらに、都教育委員会が各都立特別支援学校と協力し、卒業生の職場定着状況についての調査を継続的に実施し、都立特別支援学校における進路指導・職業教育の在り方について検討していく。

(4) 医療的ケアの充実（都立学校教育部）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和3年度は都立肢体不自由特別支援学校12校で人工呼吸器の管理を実施し、校内管理体制の整った学校から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和2年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和3年度は準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を開始した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を4回開催するとともに、職務内容に関する知識や医学的知識の習得を目的とした「常勤看護師等研修会」を1回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和3年度は6人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

成 果

各学校が「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校17校で、令和3年度末までに注入を開始するに至った。

課 題

都立肢体不自由特別支援学校で人工呼吸器の管理を実施しているが、人工呼吸器の管理など高度なケアが必要な場合には、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

保護者付添い期間の短縮化に向け、医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始する。

(5) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（都立学校教育部）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和3年度は都立肢体不自由特別支援学校6校をモデル校に指定し、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮するモデル事業に取り組んだ。

成果

令和3年度は、モデル校6校に入学予定の幼児36人がモデル事業に参加し、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、モデル校の看護師や教員が、幼児の健康観察等を実施した。

課題

保護者付添い期間の短縮化に当たっては、就学前の医療的ケア児が通う施設と入学予定の特別支援学校とが、健康状態やケアの内容について迅速かつ適切に共有し、引き継ぐことが必要となっている。

今後の取組の方向性

令和4年度は、医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から実施する。

全校実施に当たっては、令和3年度のモデル校の取組により得られた、健康観察や引継ぎ手順等のノウハウをガイドラインとして取りまとめ、都立特別支援学校全校に周知する。

(6) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）（都立学校教育部）

目標

ア 公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮などについて、区市町村に対する支援をしていく。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく。

取組状況

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図った。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、一部講座をオンラインにより実施した。

(1) 都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から令和2年度まではパイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施し、その検討結果などを踏まえて、令和3年度からは教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。

成 果

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：1,263名（令和3年4月1日）

イ 中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：603名（令和3年4月1日）

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：128校
中学校訪問校数：55校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

- (7) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数95人
通年短期講座：6月から2月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数68人
短期集中講座：8月、計10回実施。受講生徒数46人
- (1) 都立高等学校において、25校（26課程）の81人に通級による指導を実施

課 題

ア 公立小・中学校における特別支援教室の運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとった適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(7) 令和4年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

(4) 令和4年度からは新たに都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの運用を開始し、都立高等学校等での通級による指導のニーズの掘り出し及び該当生徒への支援体制の充実を図っていく。

(7) 特別支援学校八丈分教室の設置（都立学校教育部）

目 標

都立八丈高校内に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置し、3年間のモデル事業を実施する。モデル事業を通し、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証する。

取組状況

令和3年度は3名が入学し、都立八丈高等学校の生徒との交流・共同学習や、島内の団体・企業等と連携した就職等の進路指導を実施している。

成 果

実技科目及び総合的な探究の時間等の授業や、文化祭・校外学習といった学校行事において、八丈高等学校との共同学習を実施しながら、集団による教育活動を実施することができた。

また、島内企業や中学校等団体向けの学校見学会を複数回実施し、島しょ地域における都内初の特別支援学校分教室としての取組について、地域からの理解を得ることができた。

課 題

令和4年度は学年進行に伴い、進路指導の一環として、第2学年の現場実習が予定されているため、実習受入先の開拓が必要となる。

今後の取組の方向性

引き続き都立八丈高等学校との交流・共同学習を継続していくとともに、島内の企業や施設等に協力を依頼し、生徒の関心や進路希望に応じた職場体験や現場実習を実施していく。

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和3年度は都立肢体不自由特別支援学校12校で人工呼吸器の管理を実施し、校内管理体制の整った学校から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和2年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和3年度は準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を開始した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を4回開催するとともに、職務内容に関する知識や医学的知識の習得を目的とした「常勤看護師等研修会」を1回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和3年度は6人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

成 果

各学校が「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校17校で、令和3年度末までに注入を開始するに至った。

課 題

都立肢体不自由特別支援学校で人工呼吸器の管理を実施しているが、人工呼吸器の管理など高度なケアが必要な場合には、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

保護者付添い期間の短縮化に向け、医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始する。

(2) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（再掲）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和3年度は都立肢体不自由特別支援学校6校をモデル校に指定し、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮するモデル事業に取り組んだ。

成 果

令和3年度は、モデル校6校に入学予定の幼児36人がモデル事業に参加し、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、モデル校の看護師や教員が、幼児の健康観察等を実施した。

課 題

保護者付添い期間の短縮化に当たっては、就学前の医療的ケア児が通う施設と入学予定の特別支援学校とが、健康状態やケアの内容について迅速かつ適切に共有し、引き継ぐことが必要となっている。

今後の取組の方向性

令和4年度は、医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から実施する。

全校実施に当たっては、令和3年度のモデル校の取組により得られた、健康観察や引継ぎ手順等のノウハウをガイドラインとして取りまとめ、都立特別支援学校全校に周知する。

3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

(1) 学校におけるインクルージョンに関する研究（再掲）

目 標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布し、特別支援教育についての普及啓発を図る。

取組状況

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和2年度に公募により決定した実践的研究事業実施地区（2区市）において、引き続き実践的研究を行った。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、PTA代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和3年度中に3回の協議会を開催した。また、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に関する調査を実施し、交流及び共同学習の現状把握に努めた。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

成果

- ・開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。実施地区からは、実践的研究を通じて児童・生徒の意識に変容が見られたなどの報告があった。
- ・特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に関する調査の実施により、現状を把握することができた。本調査結果は、今後の事業展開の基礎資料として活用していく。
- ・障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

課題

将来、都内各地区に本研究の成果の普及を図っていくことを念頭に置き、成果検証を適切に行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

区市町村等と連携しながら、引き続き、本研究を実施していく。

| | | |
|-----------------|----|------------------------------|
| 基本的な方針 | 4 | 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 11 | 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します |
| 予算額：8,779,345千円 | | 決算額：6,369,849千円 |

1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

目 標

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援する。

取組状況

平成29年度から制度を開始し、TOKYO GLOBAL GATEWAYの利用料（平成30年度）やコミュニケーションアシスト講座事業（令和元年度）等、対象経費を順次拡大してきている。また、新型コロナウイルスの影響により収入が激減した世帯もあったことから、令和2年度に制度改正し、新たに家計急変世帯を支援対象に加え、令和3年度も引き続き実施している。

ア 認定者数

- ・5万円対象者 14,181人
- ・3万円対象者 9,345人

イ 交付決定額

989,387千円

ウ 実績額

339,792千円

成 果

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。

課 題

認定者は8割（交付決定額／予算額、令和3年度）に達しているにもかかわらず、依然として低い執行率が続いている。

今後の取組の方向性

令和3年度の執行状況について、詳細な分析を行い、低執行率の原因を探るとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

(2) 多子世帯に対する授業料支援

目 標

所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で子供を3人以上扶養している世帯に対して、経済的支援及び少子対策を目的として、当該世帯の都立学校の生徒の授業料等を1/2に減額する。

取組状況

令和2年度から制度を開始し、令和3年度から都立学校以外の国公立高等学校に子が通学する世帯（都民）を支援対象に追加した。

成果

多子世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図ることができた。

課題

都立学校以外の国公立高等学校において、制度周知の方法を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

都立学校以外の国公立高等学校を中心に、引き続き制度周知に努め、活用を促していく。

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

目標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及びその保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(7) 学校指定初年度（委託事業） 国 1/3、都（委託料）2/3

(4) 学校指定2年目以降（補助事業） 国 1/3、都（負担金補助及び交付金）1/3、区市町村 1/3

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(7) 実施地区 34 区市町村（14 区 19 市 1 町）

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(イ) 実施校 385校（小学校245校、中学校140校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数 919人

(エ) スーパーバイザー数 101人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ51,254日

ク 事業等

令和3年11月12日の生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会の指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。

成果

令和元年度から令和3年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることが伺える。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 小学校 | 211校 | 249校 | 245校 |
| 中学校 | 135校 | 143校 | 140校 |
| 計 | 346校 | 392校 | 385校 |

課題

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| ① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数 | 563人 | 674人 | 759人 |
| ② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数 | 266人 | 328人 | 356人 |
| ③ 改善率(②/①×100) | 47.2% | 48.7% | 46.9% |

過去3年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、5割弱である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

今後の取組の方向性

学校において、多様な人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

また、令和4年度においては、区市町村等の要請に応じて実施校数を増やしていく。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実

(1) 都立学校における不登校・中途退学対策（地域教育支援部・指導部）

目 標

学校における不登校や中途退学への対応について、担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担のもと協力するとともに、関連機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進する。

取組状況

「自立支援チーム」や関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う自立支援担当教員を、各都立学校で指定した。さらに、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、養護教諭を補助する任用職員を配置した。

成 果

自立支援担当教員連絡会を年2回実施し、自立支援担当教員の資質向上を図った。

（7月）新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言のため書面開催とし、自立支援担当教員の職務内容、専門家による講演資料等を配布し情報共有

（12月）職業能力開発センター等を連携し、関係機関の施設見学を実施

課 題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、自立支援担当教員の連絡会が書面開催となったこともあり、職務内容の認識が十分でない教員がいた。

継続派遣校においては、支援困難なケースがあり、派遣しているユースソーシャルワーカー等だけでは対応が難しくなっている。また、12月頃まで自立支援担当教員の職務内容を十分認識していない教員がいた。

今後の取組の方向性

年度当初に自立支援担当教員連絡会を実施し、担当教員が職務内容を把握するとともに、地域の関係機関との連携についても理解を深めさせ、切れ目のない円滑な支援に向けた校内外の組織体制の調整を図る。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組（地域教育支援部）

目 標

不登校等へのきめ細かな対応や、高校の中途退学の未然防止の取組を通じて、生徒の社会的・職業的自立を支援するため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣する。

取組状況

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校を都教育委員会が継続派遣校として指定するとともに、継続派遣校以外の都立学校に対しては、要請に応じた対応をしている。

また、支援に当たっては、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら対応している。

成 果

| 事 項 | 令和3度末時点における成果 |
|-------------------------|---------------|
| 継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数 | 2,774 |
| 要請派遣における「自立支援チーム」の対応人数 | 647 |

課 題

- 継続派遣校以外の学校での生徒の多様かつ複雑な課題に対応するために、ユースソーシャルワーカーの活用を周知していく必要がある。
- 外国にルーツのある生徒の入学が増えており、学校生活を円滑に送っていけるよう、様々な対応が必要となっている。

今後の取組の方向性

- 引き続き、ユースソーシャルワーカーの派遣を実施するとともに、研修など通じて、一人一人の課題対応力等のスキルアップを図っていく。
- 継続派遣校以外の学校において、ユースソーシャルワーカーの活用が進むよう、改めて活用方法等の周知を図っていく。
- 外国にルーツのある生徒への支援について、学校と連携し、生徒一人一人の状況等を把握しながら行っていく。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置（地域教育支援部）

目 標

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊富な支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

取組状況

ユースソーシャルワーカー（主任）は、ユースソーシャルワーカーへの助言を実施するほか、学校だけでは対応が困難なケースに対して、関係機関と連携し、適切な支援を行っている。

成 果

ユースソーシャルワーカー（主任）の配置拡大により、困難ケースへの対応が迅速かつ着実に行えるようになった。

課 題

経済状況悪化による就労系支援の需要が増加することが予想されることから、普通科高校をはじめとした進路指導体制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する必要がある。就労系ユースソーシャルワーカー（主任）の役割は今後ますます重要となるため、学校側の積極的活用が課題である。

今後の取組の方向性

ヤングケアラー対策として、ユースソーシャルワーカーの専門性強化を図るため、ユースソーシャルワーカー（主任）の対応力を向上させる。

引き続き、在学中の進路決定の支援や高卒就職指導体制の強化を目指す学校へのコンサルテーションなどを行っていく。

4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

(1) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

目 標

区市町村の設置する教育支援センターの機能を強化し、不登校児童・生徒一人一人の多様な状況に対応した支援を行えるようにすることで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようにする。

取組状況

教育支援センターの機能強化に向け、令和元年度まで実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、都が提示する複数の区分の中から、希望する区市町村が選択し、申請する方式により、教育支援センターの新規設置や機能強化に向けた対象となる経費の一部を支援する事業を実施した。

選択に当たっては、複数区分の選択を可とし、以下のとおり、教育支援センターの新規設置に係る事業を区分1、既存の教育支援センターの機能強化に係る事業を区分2とした。

- ア 区分1 教育支援センター（分室含む）の新規設置
- イ 区分2の1 教育支援センターへの人材の配置
- ウ 区分2の2 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- エ 区分2の3 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実

(実施規模) 本事業の実施地区数 (地区)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施地区数 | 17 | 30 |

成 果

ア 教育支援センターの設置数の増加

本事業が始まった令和2年度以降、教育支援センターの施設数が増加を続けている。

(都内区市町村の設置する教育支援センターの設置数) (施設)

| | 令和元年度 (補助事業実施前年度) | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|----------------------|-------|-------|
| 設置数 | 84 | 92 | 97 |

(「教育相談実態調査結果報告書」(東京都教育相談センター)より)

イ 教育支援センターの指導員の増加

本事業が始まった令和2年度、指導員が88人増員された。

(都内区市町村の設置する教育支援センターの指導員数) (人)

| | 令和元年度 (補助事業実施前年度) | 令和2年度 (補助事業実施初年度) |
|------|----------------------|----------------------|
| 指導員数 | 517 | 605 |

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

課 題

- ・ 相談等を全く受けていない不登校児童・生徒の増加

教育支援センターの機能は強化されてきているが、不登校児童・生徒数の顕著な増加に伴って、学校内外のどこの施設等でも相談・指導を受けていない人数も増加しているため、更なる対策が必要である。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数及びそのうち学校内外のどこの機関等にも相談・指導を受けていない人数) (人)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------|--------|
| 不登校児童・生徒数 | 16,068 | 17,688 |
| 相談・指導を受けていない人数 | 3,171 | 4,119 |

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

今後の取組の方向性

本補助事業の活用促進及び成果の普及・啓発を図るとともに、教育支援センター指導員等の資質向上を図る取組を実施する。

(2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

目 標

教職員に対し、本ガイドブックの活用を促し、全ての教職員が、不登校の要因や背景を正しく理解した上で、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行えるようにする。

取組状況

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用を、区市町村教育委員会の研修担当指導主事等に呼びかけるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施した。また、区市町村教育委員会や各学校で、ガイドブックの内容等について理解を深めることができる研修キットを開発し、配布した。

成 果

令和3年度、都内区市町村立学校において、不登校の早期支援に係る以下の取組状況について、「できている」及び「どちらかといえばできている」と回答のあった学校が、高い割合となっている。

(不登校の早期支援に係る以下の取組状況について、「できている」及び「どちらかといえばできている」と回答のあった学校の割合) (%)

| ア 個々の児童・生徒の心や身体、環境面など、多面的に児童・生徒の状況を捉え、情報の収集や分析(アセスメント)を行い、必要な支援を行っている。 | | | |
|--|-------|---------------|------|
| | できている | どちらかといえばできている | 合計 |
| 小学校 | 56.4 | 40.8 | 97.2 |
| 中学校 | 57.7 | 39.5 | 97.2 |

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

| イ 個別の支援シート等(国、都、区市町村で作成したものを含む)を活用し、組織的な支援に活用している。 | | | |
|--|-------|---------------|------|
| | できている | どちらかといえばできている | 合計 |
| 小学校 | 53.7 | 37.7 | 91.4 |
| 中学校 | 48.4 | 40.8 | 89.2 |

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

課 題

令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)や、ICTを活用した不登校児童・生徒支援等、最新の取組を生かし、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容を一部見直す必要がある。

今後の取組の方向性

不登校の未然防止に係る「魅力ある学校づくり」やデジタルを活用した不登校児童・生徒への支援に関する効果的な取組について調査研究を行い、ガイドブックの改訂に向けた研究を進める。

(3) 不登校特例校の設置支援

目 標

不登校児童・生徒への多様な教育の機会の確保に向け、区市町村教育委員会による不登校特例校の設置を促進する。

取組状況

「不登校特例校(分教室型)」の設置を希望する地区が作成する、文部科学省への提出書類に関する助言や、他地区の実践等の情報提供を行った。

成 果

平成30年度以降、以下のとおり、不登校特例校が開校・開設している。

| 名 称 | 形 態 | 開校・開設年月 |
|-------------------|-----|---------|
| 調布市立第七中学校「はしうち教室」 | 分教室 | 平成30年4月 |
| 福生市立福生第一中学校「7組」 | 分教室 | 令和2年4月 |
| 大田区立御園中学校「みらい教室」 | 分教室 | 令和3年4月 |

課 題

文部科学省への申請手続きに当たっては、それぞれの地区の状況に応じた計画等が必要なため、地区の実情に応じた継続的な支援が必要である。

今後の取組の方向性

設置を検討している地区の実情に応じ、文部科学省への申請手続きに係る助言等の支援や、設置に係る経費を一部補助するなど、継続して設置支援を行っていく。

(4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

目 標

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方や小学校で登校しぶりや不登校の状態にある方やその保護者を対象に、就学サポート、リスタートのための学校説明会を行い、就学に向けて支援をする。

取組状況

ア 電話相談・来所相談

都立高等学校への進学・転学・編入学、高等学校中途退学後のことについて相談に応じている。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

イ リスタート登録

リスタート登録をした方に、進路に関する様々な情報を案内する「リスタート通信」を定期的に送付している。

ウ 進路相談会

進路についての情報や助言を得にくい状況にある方やその保護者に、高校進学・進級・進路・入学相談に関する専門の相談員が、具体的な進路情報の提供と、個別の相談に応じた助言を行っている。

エ 講演会・グループミーティング

リスタート登録をされた保護者を対象に、学校復帰、社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交えともに考える場として、つどい講演会とつどいグループミーティングを行っている。

オ 就学サポート

都立高等学校に就学を希望の、高等学校を中途退学した方等（現在どちらの学校にも籍がない方）本人に対し、進路に関する面接を計画的、継続的に行い、都立高等学校への就学に向けた支援を行っている。

カ リスタートのための学校説明会

リスタート登録をした方に、特色のある教育課程（チャレンジスクール、昼夜間定時制、通信制等）の学校説明会を実施している。

成 果

ア 電話相談・来所相談

【令和3年度の実績】電話相談 4,465回、来所相談 560回

イ リスタート登録

【令和3年度の実績】登録者数 72人、リスタート通信発行回数 5回

ウ 進路相談会

【令和3年度の実績】実施回数 16回、参加者数 80組 132名

エ 講演会・グループミーティング

【令和3年度の実績】講演会の実施回数 3回、参加者数 66名

グループミーティングの実施回数 6回、参加者数 6名

オ 就学サポート

【令和3年度の実績】就学支援対象者数 7名、就学支援回数 72回（延べ数）

カ リスタートのための学校説明会

【令和3年度の実績】実施回数 2回 参加者数 20名

課 題

都における不登校者数が増加傾向にあるため、今後とも取組を強化していく必要がある。

今後の取組の方向性

不登校・中途退学者及びその保護者の支援につながるよう、事業の広報活動等の在り方について検討していく。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

目 標

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校である「チャレンジスクール」の適正な規模と配置に向けた整備を進める。

また、生徒の個々の状況に合わせ、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、社会的に自立できる力の育成を図る。

取組状況

小台橋高等学校（足立地区チャレンジスクール・令和4年度開校）及び立川地区チャレンジスクール（令和7年度開校予定）の新設に向け、学校や関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を実施

成 果

小台橋高等学校については、令和2年度に引き続き旧荒川商業高等学校内に開設準備室を設置し、令和4年度の開校に向けた、教育課程の編成、広報活動、入学者選抜、施設・設備の準備等を行った。また、内部改修して利用する旧荒川商業高等学校校舎の改修工事に先立ち、仮設校舎を設置した。

立川地区チャレンジスクールについては、地下構造物の解体等の工事に着手した。

課 題

令和5年度の立川地区チャレンジスクール開設準備室設置に係る準備

今後の取組の方向性

令和5年度の立川地区チャレンジスクール開設準備室設置に向け、関係部署と調整を行っていく。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（再掲）（都立学校教育部）

目 標

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

取組状況

令和3年度から、校務支援システム及び学習管理システムで構成される都立通信制高校運営総合情報システムの本格運用を開始した。また、WEB学習コースの実施に向け、同システム改修等を行った。

成 果

学習管理システムにより、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上につなげた。

また、令和4年度から、新宿山吹高等学校において、WEB学習コースの試行実施を開始した。

課 題

WEB学習コースの本格実施に向けた検証と一橋高等学校及び砂川高等学校での実施に向けた課題の整理

今後の取組の方向性

令和4年度の新宿山吹高等学校によるWEB学習コースの実施状況を検証するとともに、令和5年度以降の、一橋高等学校及び砂川高等学校へのWEB学習コース展開に向け、各校と調整を行っていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）（地域教育支援部）

目 標

NPO等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 学びのセーフティネット事業の参加者数 | 195名 | 238名 | 287名 |

成 果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。

NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課 題

- ・ 通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒を外部機関の支援につなげていくことが難しい。
- ・ 居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。
- ・ 交通アクセス等の関係から大田区をはじめとした城南地区へのアプローチが十分にできていない。

今後の取組の方向性

- ・ 学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・ 委託内容にヤングケアラーの支援を盛り込むとともに、城南地区で新たに本事業を展開する。
- ・ 参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

7 区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進 (指導部)

(1) 東京都学校・フリースクール等協議会等の実施

目 標

学校や教育関係機関と、不登校児童・生徒の多様な教育の機会の一つであるフリースクール等民間施設・団体が連携し、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行えるようにする。

取組状況

学校や教育関係機関の関係者とフリースクール等の関係者が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、情報共有や課題解決に向けた協議等を行い、連携した支援を行えるようにするため、東京都学校・フリースクール等協議会を設置した。協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下のとおり実施した。

- ア 第1回東京都学校・フリースクール等協議会 (オンライン開催)
 - ・日時 令和3年6月29日(火) 午後2時から午後4時30分まで
 - ・内容 区市町村教育委員会の不登校対策担当者と本会の基本理念に賛同するフリースクール等の関係者により、公民連携の現状や課題等に関する協議を実施
- イ 第2回東京都学校・フリースクール等協議会 (参加者数を会場定員の半数に低減して実施)
 - ・日時 令和3年10月14日(木) 午後2時から午後4時45分まで
 - ・内容 不登校経験者や不登校経験者の保護者等、不登校児童・生徒の支援に当たっている関係諸機関の関係者等による講演やパネルディスカッション等を実施
- ウ 第3回東京都学校・フリースクール等協議会 (オンライン開催)
 - ・日時 令和4年2月8日(火) 午後2時から午後4時30分まで
 - ・内容 都における不登校の現状や課題等の説明、区教育委員会及びフリースクール等の関係者による連携事例の報告等を実施

成 果

- ・ フリースクール等57施設・団体が、本会の基本理念に賛同し、会に参加した。
- ・ 令和3年度に都教育委員会が実施した調査の結果によると、都内区市町村教育委員会において、「フリースクール等に通う児童・生徒の出席の扱いに関する基準や指針を設けている」割合が令和2年度と比較して増加した。

(「フリースクール等に通う児童・生徒の出席の扱いに関する基準や指針を設けている」割合) (%)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|
| 小学校 | 30.6 | 43.5 |

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

課 題

- ・ 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校等とフリースクール等の一層の連携に向け、継続した協議が必要である。
- ・ 地区内にフリースクール等が存在しない地区があるなど、地区により状況が大きく異なるため、それぞれの地区の実態に応じた協議が行えるよう検討する必要がある。

今後の取組の方向性

各地区の実態に応じた効果的な連携や、協議の方法についても検討し、協議会の改善を図る。

(2) 連携に必要な留意点を記載した資料の活用

目 標

不登校の児童・生徒に対する支援の在り方について、教職員及び保護者の理解を促進し、児童・生徒が社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援を受けることができるようにする。

取組状況

不登校の児童・生徒への支援の在り方や、相談機関の情報、フリースクール等による支援の内容等について、教職員や保護者が正しく理解することができるよう、令和3年1月に作成し、学校や不登校の児童・生徒の保護者等に配布した冊子「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」について、都内公立学校の校長やスクールカウンセラー等を対象とした連絡会にて説明した。

成 果

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、「不登校児童生徒への支援の在り方」（令和元年10月25日 文部科学省）通知の趣旨等について、教職員や不登校の児童・生徒の保護者への周知を推進した。

課 題

- ・ 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が、一層の連携を図る。
- ・ 不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実させる。

今後の取組の方向性

- ・ 区市町村教育委員会の不登校対策担当者に対し、本冊子について繰り返し周知し、より一層の活用を図る。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 「地域未来塾」の促進（再掲）（地域教育支援部）

目 標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

（実施地区数等の推移）

| 年度 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地区数（区市町村数） | 21 地区 | 29 地区 | 31 地区 | 30 地区 | 30 地区 |
| 対象校数 | 428 校 | 640 校 | 659 校 | 652 校 | 658 校 |

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響
多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

・ 取組内容

大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。
会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとって、学習教室は学習のリズムをつくるペースメーカーとなっている。」「集団での学習が苦手、授業内容がよく理解できない等の子供たちにも基礎学習が定着するよう、一人ひとりに寄り添いながら学習支援を行った。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

| 年度 | R2 | R3 |
|------------|------|------|
| 地区数（区市町村数） | 30地区 | 30地区 |
| 対象校数 | 652校 | 658校 |

課 題

地域人材の学習支援員の協力を得て実施する「地域未来塾」は、コロナ禍により令和2年度に続き令和3年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）（地域教育支援部）

目 標

平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和2・3年度は実施地区を拡充し実施する。
また、モデル実施の効果や効果的な運営方法等について検証する。

取組状況

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 5地区 計29中学校、中学3年生240名が参加
- ・ 数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により10名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に2時間程度
- ・ 8月から2月にかけて平均29回程度

成 果

平成30年度、令和元年度の2年間のモデル実施（2地区）を経て、令和2年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し4地区、令和3年度は5地区でモデル実施した。

生徒対象のアンケートには、「何度も模試を行ったので英語の点が大幅に上がった。」「難しい問題への理解が深まり、入試においておさえるべきポイントが分かった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

| | A地区 | B地区 | C地区 | D地区 | E地区 |
|--|----------|---------|----------|----------|----------|
| 【志望校への進学】 第1志望に合格 | 90% | 89% | 84% | 90% | 81% |
| 【平均点の比較】 業者による事前テスト (初回)と事後テスト (最終回)の結果 | 英語 +13.6 | 英語 +7.2 | 英語 +10.8 | 英語 +13.5 | 英語 +0.5 |
| | 数学 +12 | 数学 -2.6 | 数学 +28.9 | 数学 +5.4 | 数学 +13.5 |

課 題

各実施地区とも成果と課題を踏まえ実施方法等の改善を図ってきたが、実施地区が拡大したにもかかわらず、令和2年度243名、令和3年度240名と参加生徒数は増加しなかった。コロナ禍における進学状況の把握や、更なる効果的な進学支援に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 平成30年度、令和元・2・3年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和4年度以降も事業を継続して実施する。
- ・ 具体的には、6地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた実施計画の策定を促すことで、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3)「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・ 国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・ 各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・ 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和3年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。 | 72.0% |
| ②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。 | 77.0% |
| ③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。 | 70.0% |

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ 令和4年度から30校を2年間指定する。
- ・ 学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）（指導部）

目 標

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う。

取組状況

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・ 対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・ 実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

成 果

- ・ 進学実績の向上（国立大学、GMARCH、日東駒専）
- ・ 成績の向上、学習習慣の改善

課 題

- ・ 講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・ 生徒の出席率の低下
- ・ 講座内容の充実と教員の参加の推進

今後の取組の方向性

事業実施の効果検証を行い、事業については令和3年度で終了した。

9 病院内教育におけるデジタル機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

目 標

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実させた。

令和3年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

取組状況

平成29年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

成果

病弱教育支援員の派遣とタブレット端末の活用により、入院中の児童・生徒の学習機会を週5日・1回2時間実施した。

なお、病弱教育支援員全員を対象として夏期に実施している研修については、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。

課題

病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要である。

今後の取組の方向性

入院中の児童・生徒に対して、週5日・1回2時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員全員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。

(2) 病院内教育における分身ロボットの活用

目標

病院内分教室を設置する特別支援学校5校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。

取組状況

病弱特別支援学校5校において、訪問教育等を受ける児童・生徒を対象として、病室にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、分身ロボットの活用による遠隔教育を実施している。

成果

分身ロボットの活用により、治療や体調等を理由に病室から出ることのできない児童・生徒と分教室等をつなげ、授業や社会見学等に参加することができるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの充実において効果があることが確認できた。

課題

児童・生徒の治療状況により、学習の進度が異なる場合には、教科指導に工夫が必要となる。

今後の取組の方向性

デジタル機器を活用し、児童・生徒の状況に応じた学習支援を継続する。

10 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備

(1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（都立学校教育部）

目 標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高騰等を背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

| 入学年度 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 募集枠の設置 | 5校 | 6校 | 7校 | 7校 | 8校 | 8校 | 8校 |
| 募集人員 | 95人 | 110人 | 120人 | 130人 | 150人 | 155人 | 155人 |

成 果

募集枠及び募集人員を拡大してきたことと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人入国者数の減少により、在京外国人生徒対象枠の応募倍率は、令和3年度入学者選抜以降、一般枠（普通科）倍率（一次/前期）よりも低い水準となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

| 入学年度 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 応募倍率 | 2.07倍 | 1.96倍 | 2.06倍 | 1.75倍 | 1.45倍 | 1.36倍 | 1.09倍 |

課 題

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る水際対策の状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（指導部・都立学校教育部）

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施（指導部）

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和3年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

成 果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

| 年度 | 決算額 | 申請人数 |
|-------|-------------|------|
| H26年度 | 9,875,000円 | 55人 |
| H27年度 | 10,517,000円 | 80人 |
| H28年度 | 14,273,000円 | 140人 |
| H29年度 | 22,035,000円 | 151人 |
| H30年度 | 30,469,000円 | 181人 |
| R1年度 | 26,587,000円 | 174人 |
| R2年度 | 34,338,000円 | 230人 |
| R3年度 | 45,934,000円 | 284人 |

課 題

- ・ 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・ 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保が難しい状況がある。

今後の取組の方向性

- ・ 在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・ 教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

イ NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施（都立学校教育部）

目 標

日本語指導が必要な生徒に対する支援ノウハウを持つ NPO 法人等から、最適な解決方法を提案するコーディネーターを日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に派遣することにより、組織的かつ包括的な支援を行う。

取組状況

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に、NPO 法人等からコーディネーターを派遣し、外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施した。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、専門家の紹介等を行った。

さらに、対象校を拡大した本格実施に向け、スキームの見直しを含めた検討を行った。

- ・NPO法人等によるコーディネーター派遣事業試行実施校
杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校

成 果

コーディネーターを派遣した4校においては、コーディネーターの助言のもと、効果的な日本語学習が行われ、日本語能力の向上が見られたとともに、学校生活面においても、きめ細やかな支援を実現した。

課 題

令和4年度は、事業スキームを見直した上で、事業対象を在京外国人生徒対象枠設置校全校に拡大し引き続き支援を実施していくところであるが、支援を必要とする在京外国人生徒や学校の増加に伴い、適切な実施方法を引き続き検討する必要がある。

今後の取組の方向性

新しい事業スキームにより適切に支援を実施していくとともに、令和5年度から開始される日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」の実施状況等を踏まえ、支援の充実を図っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|---------------------------|
| 基本的な方針 | 5 | 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 |
|--------|---|---------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|--|--|-------------------|
| 「自分には、よいところがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：77.2% 中：76.3% | 令和3年度 小：76.9% 中：76.2% | 年々上昇・全国より多い |
| 「学校に行くのは楽しい」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：82.7% 中：80.8% | 令和3年度 小：83.4% 中：81.1% | 全国平均を上回る・年々上昇 |
| いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 <児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）> | 令和2年度 小：76.7% 中：79.2% 高：77.1% 特：93.8% 全：77.0% | 令和2年度（公立） 小：77.4% 中：76.9% 高：79.3% 特：77.7% 全：77.4% | 国と同程度（±1%）の解消率を維持 |
| 「インターネット利用時のトラブルや嫌な思いをしたことがある」と回答する児童・生徒の割合 <児童・生徒のインターネット利用状況調査> | 令和3年度 全校種 7.6% | — | 年々減少 |

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 施策展開の方向性 12：人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します | | |
| 1 | 人権教育の推進 | 127 |
| 施策展開の方向性 13：生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します | | |
| 1 | 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進 | 131 |
| 2 | 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲） | 133 |
| 3 | 特別支援学校における社会貢献活動の推進 | 134 |
| 4 | 環境保全に向けた取組の推進 | 135 |
| 施策展開の方向性 14：いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します | | |
| 1 | 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進 | 138 |
| 2 | SOSの出し方に関する教育の推進 | 141 |
| 3 | 教育相談の一層の充実 | 142 |
| 4 | 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化 | 146 |
| 5 | 情報モラル教育の着実な推進（再掲） | 148 |

| | | |
|--------------|----|------------------------------------|
| 基本的な方針 | 5 | 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 12 | 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します |
| 予算額：58,817千円 | | 決算額：46,972千円 |

1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 学校教育

目 標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進し、都内の全公立学校において、人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ア) 指導資料の作成

a 「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

学校教育における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教員及び教育機関に配布した。

- ・年1回配布：67,500部、配布先：公立学校全教員 等

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実績 | 64,500部 | 64,500部 | 64,500部 | 64,500部 | 67,500部 |

(イ) 人権教育研究推進事業

a 人権教育研究協議会

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・年間開催数：28回、参加者数：6,826人

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 | 7,298人 | 7,288人 | 7,288人 | 2,228人 | 6,826人 |

※ 令和2年度は、園長・校長対象のみ実施

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施

b 人権教育指導推進委員会

区市町村教育委員会等の指導主事等を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・年間開催数：4回

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|------|------|------|
| 実績 | 4回 | 4回 | 4回 | 3回 | 4回 |

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

(ウ) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

- ① 小学校29校、中学校17校、義務教育学校1校及び都立学校3校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。
- ② 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

・ブロック別連絡会の年間開催数：28回、参加者数：720人

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 実績 | 29回 4,709人 | 26回 4,718人 | 23回 4,495人 | 22回 507人 | 28回 720人 |

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型7回、紙面開催4回、動画配信14回、集合型と動画配信等を組み合わせた開催3回、にて実施

※ 令和3年度の実績は集合型での参加人数

(エ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

・令和3年度に収集・整備したビデオ教材等及び書籍数：ビデオ教材等26本、書籍88冊

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 実績 | 32本 132冊 | 28本 133冊 | 30本 125冊 | 30本 107冊 | 26本 88冊 |

成 果

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法や内容等を工夫し、人権教育に関する研修・研究を推進することができた。特に、人権尊重教育推進校の研究・実践に関するブロック別連絡会では、人権課題を取り上げた授業や研究発表等を通して、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。

また、人権教育プログラムを作成・配布し、活用を促すことで都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題に関わるビデオ教材等及び書籍を収集し、東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会などで貸出利用の広報を行った。また、メールによる貸出受付により、貸出し方法の簡略化を図り利用促進を図った。

課 題

学校における人権課題に関する取組の充実を図るために、指導する教員の理解を深める研修等の在り方や人権教育の指導方法等を一層工夫していくことが課題である。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題や、学校のニーズに沿ったビデオ教材等や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていくことと広報活動の拡大及び広報内容の充実を図ることが課題である。

今後の取組の方向性

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、人権課題に関わる講演等や人権教育プログラムの内容を充実させることにより、都内の全公立学校における人権教育の一層の充実を図っていく。

東京都教職員研修センターウェブサイトや様々な研修会で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の貸出利用を推進していく。

イ 社会教育

目 標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発学習資料の作成や研修等の事業を推進し、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等による人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ア) 啓発学習資料の作成

a 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・ 年1回発行 105,000 部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 105,000部 | 105,000部 | 105,000部 | 105,000部 | 105,000部 |

b 人権学習教材ビデオの作成（隔年制作）

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、前年度中に検討したビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等を反映させ、人権学習教材ビデオを制作し、区市町村及び都内中学・高等学校等に配布した（隔年制作）。

- ・ 年間開催数：検討委員会 3回 委員7名

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| 実績 | 5回 1,650本 | 3回 (企画) | 3回 1,650本 | 3回 (企画) | 6回 1,650本 |

(イ) 人権学習指導者研修

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。全18回実施する予定であったが、2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施できなかったため、16回の実施となった。

- ・ 年間開催数：一般研修8回、専門研修8回、合計16回
- ・ 参加者数

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|------|------|------|
| 実績 | 509名 | 566名 | 654名 | 295名 | 350名 |

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

(ウ) 人権学習促進事業

区市町村の人権学習の促進を図るため、前年度に作成した区市町村における人権教育事業のモデルプログラムを2地区で実施し、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 調査研究委員会（14回実施）[2地区でモデル事業実施]
- ・ 報告書（「令和3年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成：500部
- ・ 配布先：区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

| 年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|------|------|------|
| 実績 | 500部 | 500部 | 500部 | 500部 | 500部 |

成 果

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、インターネットを活用した人権学習の研修や促進事業を行った。関係職員向け研修についてはオンライン配信や、教材ビデオをオンデマンドでオンライン視聴を可能にするなど開催方法を工夫した。その結果、学習環境の選択肢を増やし、人権学習事業の拡充を図ることができた。

課 題

各自治体によって人権学習の取組に差があることから、職員等が人権課題に関する理解を深め、人権学習事業の企画運営を学ぶ研修等の在り方について工夫することが重要であり、より多くの自治体において人権学習が推進されるよう充実させていく必要がある。

また、オンラインの取組は、自治体や機関によりインターネット環境に差があるため、ICTを活用しつつも地域の実情を踏まえた事業を実施し、人権学習の推進に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

各自治体における人権学習事業の実態を把握することとあわせて、自治体相互の情報交流機会を提供するなど、関係職員の力量形成により効果的な研修の場を設定し、都内における人権学習の充実を図っていく。

| | | |
|--------------|----|-------------------------------------|
| 基本的な方針 | 5 | 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 13 | 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します |
| 予算額：48,068千円 | | 決算額：43,945千円 |

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

目 標

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り方や工夫等について周知する『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施し、教員の指導力向上を図る。

指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

取組状況

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- ・ 小学校版東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業を映像と指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校2本・中学校2本実施）
- ・ 指導に役立つ資料をホームページで公開

成 果

- ・ 「考える道徳」、「議論する道徳」の授業を映像と指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校2本・中学校2本実施）
 参加人数 計160人
 参加教員の声 「授業映像を基に、発問の意図や指導の工夫について指導教諭から話が聞けて、とてもためになった。これから日々の授業を改善していこうと思った。」（アンケート結果より）
- ・ 東京都道徳教育モデル校の研究の成果や、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育のカリキュラムの事例等を紹介するリーフレットをホームページで公開し、指導主事連絡協議会や校長会で活用を促した。

課 題

1単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動等において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

ホームページ等での情報発信を積極的に行う。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

目 標

児童・生徒の豊かな心の育成に資する都独自の道徳教育教材集等を都内公立小・中学校等に配布し、各学校における道徳教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」、小学校3・4年生版「心しなやかに」、小学校5・6年生版「心たくましく」、中学校版「心みつめて」を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・ 小学校版及び中学校版を、都内全ての公立小・中学校等の新1年制の保護者に配布
- ・ 家庭における道徳教育の充実を図るため、家庭での教材集の活用事例を掲載するなど、リーフレットの内容を改訂

成 果

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」 121,000部
- ・ 小学校3・4年生版「心しなやかに」 121,000部
- ・ 小学校5・6年生版「心たくましく」 118,400部
- ・ 中学校版「心みつめて」 92,900部
- ・ 都の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・ 小学校版 121,000部
- ・ 中学校版 92,900部
- ・ 「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。

課 題

「特別の教科 道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、子供たち一人一人のよさを認め励ます評価が適正に実施されるよう支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施するとともに、授業の本数を計6本に増やす。

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

目 標

道徳科の授業の活性化を図るとともに学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

道徳授業地区公開講座における意見交換会を活性化し、より一層の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

取組状況

- ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施
- ・ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタルを活用したリモートの取組等を指導主事連絡協議会で紹介

成果

小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校で実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタルを活用したリモートの取組も実施した。

- ・ 令和3年度 授業参観者 15万3千人（参集型7万8千人、リモート型7万5千人）
意見交換会参加者 3万人（参集型1万5千人、リモート型1万5千人）
- ・ 令和2年度 授業参観者 4万8千人（参集型3万5千人、リモート型1万3千人）
意見交換会参加者 1万人（参集型 8千人、リモート型 2千人）
- ・ 平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座 意見交換会導入ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」（DVD）の活用を推進し、意見交換会の充実を図った。

課題

「道徳授業地区公開講座」の参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタルを活用したリモートの好取組を指導主事連絡協議会で紹介する。
- ・ 「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料（DVD）の活用の推進を継続し、意見交換会の充実を支援する。

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

目標

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成27年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度1回（オンデマンド式））
- イ 全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施（令和3年度末）

成 果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

令和3年度からは、探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びができるようにした。

教員を対象に、「指導と評価の一体化」に基づく学習評価の在り方や、教科書の各章の学習を通して、「課題（リサーチ・クエスチョン）」を設定する方法等を掲載した指導資料を配布し、各学校における「人間と社会」の更なる充実に向けた取組を推進した。

課 題

新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

3 特別支援学校における社会貢献活動の推進（指導部）

目 標

(1) 社会貢献活動の実施

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、学校卒業後も含め、生涯にわたり地域の一員として自己有用感を得て、生き生きと生活していくことを目指し、地域の人々に貢献することによる喜びを実感できる活動を実施する。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

(2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

地域の特性や、これまでモデル事業として実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、可能な限り、障害種別や学年を超えて、多くの児童・生徒が、活動に参加できるようにする。また、小・中学生や地域住民の参加を得て実施する交流活動の充実を図る。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

取組状況

(1) 社会貢献活動の実施

平成28年度から平成30年度までに実施したモデル事業での活動を踏まえて、令和元年度以降は全校において社会貢献活動を行うこととした。令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により直接的な交流活動の実施が困難であったが、手紙によるやりとりや、授業等で育てた花を届けるなど、状況に応じた交流を実施した。

(2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、障害者スポーツなどを通して、各学校の地域等の状況に応じて小・中学生や地域住民の参加を得て行う交流活動を実施してきた。令和3年度については、オンラインによる交流などを実施した。

成 果

モデル事業の際に交流を行った高齢者施設や地域自治会等との間で引き続き継続して社会貢献活動を行うことで、児童・生徒自身が、「相手が喜ぶために何をしたらよいか」を自発的に考えられるようになり、児童・生徒の自己肯定感の向上が見られた。また、社会貢献活動は特別なものではなく、日常的に行うものであるという認識の変容が児童・生徒に見られるようになった学校もあった。

障害者スポーツ等を活用した交流では、7校がオンラインを活用したポッチャでの交流を実施した。

| 交流先（複数回答あり） | | 交流内容（複数回答あり） | |
|-------------|----|--------------|----|
| 小 学 校 | 4校 | ポ ッ チ ャ | 9校 |
| 中 学 校 | 9校 | サ ッ カ ー | 3校 |
| 特別支援学校 | 7校 | 野 球 | 2校 |
| 地 域 | 2校 | カローリング | 1校 |
| 高 等 学 校 | 3校 | 陸 上 競 技 | 1校 |
| 大 学 | 0校 | バレーボール | 1校 |

課 題

年間の活動の中で特別な時間と位置付けて社会貢献活動を設定すると、計画から実施に当たって児童・生徒の負担が増えたり、社会貢献活動自体が何か特別なものとして認識されてしまったりする。本来の社会貢献の趣旨から、できるだけ普段の学習の成果が生かされるような内容を検討し、より身近なものとして実践できるような活動にしていくことが必要である。新型コロナウイルス感染症対策として、交流する内容や、オンラインの活用などの工夫を検討する。

今後の取組の方向性

これまでの成果を生かし、引き続き、各校で社会貢献活動に取り組んでいく。

4 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

- (1) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）
- (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育におけるテーマの一つである「環境」について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

令和2年度に都のオリンピック・パラリンピック教育のテーマ「環境」に関する優れた取組を行った学校等の取組を顕彰した。

成 果

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。公立学校 27 校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）として顕彰した。

課 題

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた環境保全に係る活動を継続、発展できるよう、学校 2020 レガシーとしての設定と取組を推進する。

(3) 環境教育の推進（再掲）

目 標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

令和 2 年度に作成した環境教育掲示用教材の 2 号・3 号を踏まえ、環境保全に関する内容を補助資料として示す。また、環境教育掲示用教材の継続活用を促し、環境教育を推進する。

成 果

環境教育掲示用教材の補助資料の作成・電子データの配布

【対象】 都内全公立小・中学校等

【特色】

- ・環境教育掲示用教材 2 号・3 号の内容をより深めるための補助資料（教材・ワークシート、指導資料）を使用し、一人 1 台端末が活用できるような授業展開を提案する。
- ・都内公立小・中学校に、年 2 回電子データで配布
- ・教材に使用した画像等を、一人 1 台端末で表示できる形式の電子データで配布する。
- ・教室等に掲示することも可能な形式で作成
- ・小学校低学年版、中学年版、高学年版、中学校版の 4 種類を作成
※小学校版は同じ環境保全の内容を扱い、低学年向け、中学年向け、高学年向けとして構成

課 題

- ・環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成
- ・「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

- ・ 2030年カーボンハーフ（2050年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。
- ・ 「深刻化する気候危機」や「食品ロスの発生抑制」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、都内全公立小・中学校等に一人1台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。
- ・ 関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。

| | | |
|-----------------|----|----------------------------|
| 基本的な方針 | 5 | 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 14 | いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します |
| 予算額：5,992,428千円 | | 決算額：5,749,359千円 |

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進（指導部）

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
- (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
- (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

目 標

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の充実を図る。

取組状況

ア 「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」の理解促進に向けた取組

教員一人一人のいじめ問題への対応力の向上を目指し、令和3年2月に、いじめ防止の取組の要点や「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の参照ページを明示した資料「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を作成した。その内容のポイントや活用方法等について、都内公立学校の教員が理解することができるよう、令和3年度において、10分間程度の動画資料を作成し、その活用を促すとともに、区市町村や学校の生活指導の担当者等を対象とした連絡会で周知するなど、教員の理解促進に向けた取組の充実を図った。

イ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」におけるいじめに関する調査の改善

いじめ防止等の取組強化月間である「ふれあい月間」の際に実施する都独自の調査内容等を見直し、調査内容及び方法等の改善を図った。教員一人一人が自分の対応の改善点を把握するためのチェックリストを新たに作成し、個人の振り返りを実施できるようにするとともに、学校の取組を点検するシートと連動させ、学校が教員一人一人の状況を踏まえて、自校のいじめ防止対策における課題を明らかにすることができるようにした。

ウ 区市町村教育委員会への指導・助言

都内全ての区市町村教育委員会生活指導担当指導主事を対象とした連絡会や、区市町村教育委員会が開催する研修会への指導主事派遣を通して、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等、いじめ防止対策の実効性を高めるための具体的な取組について周知を図った。

エ 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、次のとおり審議を行った。

| 日時 | 審議の概要 |
|--------------|---|
| 令和3年12月3日（金） | いじめ防止等の対策を推進する研究（2年次）－東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と「保護者・地域プログラム」の開発－ |
| 令和4年2月16日（水） | 「保護者・地域プログラム」を活用した実効のないいじめ防止対策の推進（説明聴取）に関する調査結果の活用について『「保護者・地域プログラム」を活用した実効のないいじめ防止対策の推進について』 |

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

オ 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

令和4年1月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、本アプリケーションの活用について都内全公立学校に周知した。

キ 感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底

令和3年11月に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連するいじめ等について考える漫画形式の教材「ワクチンを打ちたいけど…」を新たに開発し、都教育委員会ホームページに公開した。

成 果

ア いじめを確実に認知し、対応しようとする意識の高まり

認知したいじめのうち、学校の教職員等が発見したいじめの割合は、平成27年度は53.6%であったが、令和2年度は76.9%となっており、この6年間で20ポイント以上増加していることから、教職員が見逃しがちな軽微ないじめも認知し、組織的な対応につなげることができるようになったなどの成果が見られている。

| 【いじめの発見のきっかけ】 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|-------|
| 学校の教職員等が発見 | 53.6% | 76.9% |

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ 児童・生徒がいじめについて考え行動できるようにする取組の充実

児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした学校の割合は、平成27年度と令和2年度を比較すると、約15ポイント増加した。

また、約9割の学校が、日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底していると回答した。

| 【いじめ問題に対する日常の取組】 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|--|--------|-------|
| 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした | 70.5% | 85.1% |

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

| 【話し合いによる合意形成等の場面の設定】 | 令和3年度 |
|--|-------|
| 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした | 91% |

令和3年11月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

ウ 学級担任に相談した件数の割合の増加

被害の子供の相談の状況から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成27年度と令和2年度を比較すると、約13ポイント増加した。

【いじめられた児童・生徒が学級担任に相談した件数の割合】

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 平成27年度 | 77.5% | 79.2% | 69.6% | 81.8% | 78.2% |
| 令和2年度 | 92.1% | 81.9% | 77.1% | 75.0% | 91.1% |

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

エ 学校におけるいじめ防止対策の充実

次の3点の項目について、全ての校種で実施校率が9割を超えており、取組の充実がうかがえる。

| 【いじめ防止対策の実施校率】 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|--|-----|------|------|--------|
| いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。 | 94% | 94% | 96% | 97% |
| 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。 | 99% | 99% | 99% | 97% |
| 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。 | 99% | 100% | 99% | 97% |

令和3年11月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

課題

以下の2点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。

| 【いじめ防止対策の実施校率】 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|--|-----|-----|------|--------|
| 全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。 | 57% | 57% | 28% | 24% |
| 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。 | 67% | 69% | 80% | 48% |

令和3年11月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

今後の取組の方向性

- ア 多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業やもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組の充実
- イ 児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進
- ウ 学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実

2 SOSの出し方に関する教育の推進 (指導部)

- (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
- (2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催
- (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

目 標

都内全ての公立学校において、各人が掛け替えのない個人としてともに尊重し合いながら生きていこうとする意識を涵養する教育や、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うこと等を通して、自殺対策の推進を図る。

取組状況

ア 全公立学校の校長を対象にした生活指導等連絡会の開催

(ア) 開催日 令和3年6月3日(木)、11日(金)、15日(火)

(イ) 対 象 都内全ての公立学校長

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年6月14日(月)から7月9日(金)までの間、動画配信にて実施

イ 各連絡会における「SOSの出し方に関する教育」の推進に係る周知

| | | 開催日及び対象 |
|-------------------|--|-------------------------|
| 生活指導担当指導主事 連絡会 | ※ ¹ 令和3年4月22日(木) ※ ² 6月8日(火) 11月12日(金) ※ ³ 令和4年2月3日(木) | 区市町村教育委員会生活指導担当 指導主事 |

※¹新型コロナウイルス感染症対策のため動画配信による開催
 ※²新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインによる開催
 ※³新型コロナウイルス感染症対策のため資料配布による開催

ウ コロナ禍における心のケアの充実

コロナ禍における児童・生徒の心のケアの充実を図るため、学校に対し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応のための取組におけるポイントや、児童・生徒向けのアンケート例等を示し、定期的に子供の不安や悩みを把握するよう徹底を図るとともに、学校の要請に応じてスクールカウンセラーの派遣回数を増やすことができるようにした。スクールカウンセラーの派遣は、1校当たり通常の38回に加え、令和4年1月4日から3月31日までの期間において、1校につき3回を上限として追加を希望できるようにし、学校の状況を踏まえ、実際の派遣日数を決定し、実施した。

エ 都内全公立学校における「エール・ウィーク」の実施

各学校や区市町村教育委員会で長期休業日明けに実施している見守り等の活動と関連付けながら、教職員が、児童・生徒一人一人のよさや努力、成長を見付けて共有したり、見付けたよさ等を児童・生徒に直接伝えるとともに、学校便り等で保護者や地域に発信したりする取組を行った。各学校において、児童・生徒理解の深化を図るとともに、子供が自らのよさや可能性に気付き、自己肯定感を高めることができるようにした。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

オ 支援が必要な児童・生徒の早期発見における視点の明確化

学校に対し、自殺予防に係る通知等において、支援が必要な児童・生徒の早期発見に向けた視点として、特に成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等の3点を示した。その上で、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者や医療機関等と連携しながら組織的に対応するよう、徹底を図った。

カ 教員が子供のSOSを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムの活用

学校に対し、教員が子供のSOSを確実に受け止め、適切に支援する力を高めるために新たに開発したロールプレイ形式の研修プログラムを提供し、校内研修での活用を促すなど、対応力の向上を図った。

成 果

ア 通知による周知を繰り返し行い、自殺予防対策及び「SOSの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。

イ 高等学校教育指導課及び特別支援教育指導課と連携し、校長連絡会等において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた取組等を明確にして、令和4年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

ウ 感染症対策の影響に伴う子供の心のケアを充実させるため、希望する学校に対して、スクールカウンセラーの追加派遣を実施し、自殺予防のための支援・相談体制の強化等を図った。

課 題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。「より実効性のある教育相談体制の構築」に加え、児童・生徒に対し、不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶことについて、指導を一層充実させていくことが必要である。

| 【いじめられた児童・生徒の相談状況（割合）】 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------------|-------|-------|
| 学級担任に相談 | 90.1% | 91.1% |
| 学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く） | 5.0% | 4.4% |
| 誰にも相談していない | 2.0% | 2.0% |

令和元年・2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

- ・ 都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の更なる推進
- ・ 教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上

3 教育相談の一層の充実（指導部）

目 標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握、児童・生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援等を通して、学校の教育相談体制の充実を図る。

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

取組状況

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者及び学校関係者等から寄せられる教育に関する相談を電話（24 時間対応の教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）・来所・メール・SNSで対応している。

成果

令和3年度の相談総数は34,912回であった。

課題

いじめ被害や自殺願望に関する相談内容が初期段階からより把握できるようになることから、当センターが有する知見を生かし、総合的に対応していく。

今後の取組の方向性

当センターの電話・来所・メール・SNS等の担当が連携することで、相談内容に応じた適切な助言を行い、教育相談の一層の充実を図っていく。SNSについてはLINEだけではなく、一人1台の学習者用端末等のパソコン・タブレットや、LINEをインストールしていないスマートフォンからも相談できるようにしていく。

- (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実
- (3) 「シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置」
- (4) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

取組状況

(2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

ア 資格

- (ア) 公認心理師
- (イ) 臨床心理士（資格取得1年以上）
- (ウ) 精神科医
- (エ) 大学・大学院における心理学系の教授等

イ 職務

- (ア) 児童・生徒へのカウンセリング
- (イ) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (ウ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

ウ 配置校数

| 年度 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 合計 | 備考 |
|--------|--------|------|------|--------|--|
| 平成24年度 | 327校 | 631校 | 100校 | 1,058校 | ※全校配置 (高等学校については、全日制課程・定時制課程・通信制課程にそれぞれ1人ずつを配置) |
| 平成25年度 | 1,298校 | 630校 | 188校 | 2,116校 | |
| 平成26年度 | 1,295校 | 629校 | 186校 | 2,110校 | |
| 平成27年度 | 1,292校 | 627校 | 186校 | 2,105校 | |
| 平成28年度 | 1,286校 | 626校 | 248校 | 2,160校 | |
| 平成29年度 | 1,282校 | 625校 | 248校 | 2,155校 | |
| 平成30年度 | 1,280校 | 624校 | 248校 | 2,152校 | |
| 令和元年度 | 1,278校 | 623校 | 248校 | 2,149校 | |
| 令和2年度 | 1,275校 | 623校 | 247校 | 2,145校 | |
| 令和3年度 | 1,274校 | 622校 | 247校 | 2,143校 | |

エ 配置人数

1,508人(令和3年4月1日現在)

うち、4校勤務1人、3校勤務203人、2校勤務394人、1校勤務910人

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

カ スクールカウンセラー連絡会の実施

| 開催日 | 対 象 |
|---|------------------------------|
| ※ ¹ 令和3年5月13日(木) 令和3年5月17日(月) | 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー |
| ※ ² 令和4年3月3日(木) | 区市町村教育委員会スクールカウンセラー事業担当者 |
| ※ ² 令和4年3月18日(金) | 新規配置スクールカウンセラー |

※¹新型コロナウイルス感染症防止対策のため動画配信 ※²新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

(3) 「シニア・スクールカウンセラー(SSC)の配置」

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、東部、中部、西部地区の学校経営支援センター及び学校経営支援センター支所(計6か所)に各1名ずつ配置するモデル事業を実施し、検証を行った。

ア モデル事業の実施期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

イ 配置

シニア・スクールカウンセラーは、東部、中部及び西部の各学校経営支援センター及び支所に1名ずつ配置する。

ウ シニア・スクールカウンセラーの職務

- (ア) スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する指導・助言
- (イ) 重篤な事案の対応等で困難を来しているスクールカウンセラーへの支援
- (ウ) 新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- (エ) 学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- (オ) スクールカウンセラー連絡会等における指導・助言
- (カ) その他都教育委員会及び支援センターが必要と認める事項

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

エ シニア・スクールカウンセラー連絡会の開催

シニア・スクールカウンセラー連絡会を開催し、活用状況報告を行うとともに、都立高等学校等の教育相談体制における現状や課題等について情報共有を図った。

| 回数 | 開催日時 | |
|-----|---------------|------------------|
| 第1回 | 令和3年4月14日(水) | 午後2時45分から4時45分まで |
| 第2回 | 令和3年9月14日(火) | 午後2時45分から4時45分まで |
| 第3回 | 令和3年11月17日(水) | 午後2時45分から4時45分まで |

オ シニア・スクールカウンセラーによる連絡会等における指導・助言

| 開催日 | 対 象 |
|---|------------------------------|
| ※ ¹ 令和3年5月13日(木) 令和3年5月17日(月) | 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー |
| 令和3年12月1日(水) | 東部管内スクールカウンセラー |
| 令和3年12月2日(木) | 中部管内スクールカウンセラー |
| 令和3年12月6日(月) | 西部管内スクールカウンセラー |
| 令和3年12月17日(金) | 東部管内スクールカウンセラー |
| 令和3年12月21日(火) | 中部管内スクールカウンセラー |
| 令和3年12月22日(水) | 西部管内スクールカウンセラー |
| ※ ² 令和3年3月25日(木) | 新規配置スクールカウンセラー |

※¹新型コロナウイルス感染症防止対策のため動画配信 ※²新型コロナウイルス感染症防止対策のため動画配信

(4) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間38回から76回に拡充した。

| | 小学校 | 中学校 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 対象学校数 | 83 | 89 | 172 |

成 果

ア 都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んだ。

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------------------------------------|------|------|------|
| スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合 | 100% | 100% | 100% |

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ 令和3年度におけるシニア・スクールカウンセラーの対応件数は、1,779件であり、対応した学校(課程)数の合計(延べ数)は、1,358課程であった。

| | 令和3年度 |
|--------------------------|-------------|
| 本モデル事業対象校(課程)数 | 196校(256課程) |
| 本モデル事業対象スクールカウンセラー数(延べ数) | 256人 |
| 対応件数 | 1,779件 |
| 対応した学校(課程)数の合計(延べ数) | 1,358校(課程) |

課 題

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた臨時休業措置等の影響もあり、1校当たり1日の相談件数が低下した。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

| 【配置校数及び相談件数】 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| スクールカウンセラー配置校数 | 2,152校 | 2,149校 | 2,143校 |
| 年間相談件数総計 | 740,925件 | 702,362件 | 630,155件 |
| 1校当たり1日の相談件数 | 9.1件 | 8.6件 | 7.7件 |

(平成30・令和元・2年度スクールカウンセラー活動実績)

| 【いじめられた児童・生徒の相談状況】 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------------|--------|-------|-------|
| 学級担任に相談 | 88.2% | 90.1% | 91.1% |
| 学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く。） | 6.0% | 5.0% | 4.4% |
| 誰にも相談していない | 3.6% | 2.0% | 2.0% |

平成30・令和元・2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

- ア 引き続き、都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程にスクールカウンセラーを配置することに加えて、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施
- イ シニア・スクールカウンセラーを効果的に活用した、都立学校における教育相談体制の充実及びスクールカウンセラーの資質・能力の向上

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

目 標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握等、児童・生徒が抱える課題の解決に向けて、関係機関等と連携した支援の充実を図る。

取組状況

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

学校サポートチームは、外部の専門家の協力を得て、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題の未然防止や早期解決を図るため、都内全ての公立学校に設置されている。その構成員は、教員に加え、保護者代表、スクールソーシャルワーカー、警察OB、児童相談所の職員、民生・児童委員等となっている。

各学校が「学校サポートチーム」運営計画書を作成し、いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにした。

(2) 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

ア 事業概要

都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※ 平成27年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

イ 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

ウ 職務

- (ア) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

エ 配置自治体数

| 年度 | 区 | 市 | 町 | 村 | 合計 |
|--------|-----|-----|----|----|-------|
| 平成24年度 | 12区 | 17市 | 2町 | 0村 | 31自治体 |
| 平成25年度 | 14区 | 20市 | 3町 | 0村 | 37自治体 |
| 平成26年度 | 17区 | 22市 | 3町 | 0村 | 42自治体 |
| 平成27年度 | 20区 | 23市 | 3町 | 0村 | 46自治体 |
| 平成28年度 | 22区 | 25市 | 3町 | 0村 | 50自治体 |
| 平成29年度 | 22区 | 25市 | 3町 | 0村 | 50自治体 |
| 平成30年度 | 22区 | 25市 | 3町 | 0村 | 50自治体 |
| 令和元年度 | 22区 | 25市 | 2町 | 0村 | 49自治体 |
| 令和2年度 | 23区 | 25市 | 2町 | 0村 | 50自治体 |
| 令和3年度 | 23区 | 25市 | 2町 | 0村 | 50自治体 |

オ 配置人数

244人

(3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により構成を図ることができるようにするため、「警察と学校の相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校が所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにした。

課 題

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しているにもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、スクールソーシャルワーカーの資質・能力を高めるとともに、保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校において、多様な人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

さらに、令和4年度においては、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充することにより、教員との協働や関係機関との連携強化を図っていく。

5 情報モラル教育の着実な推進（再掲）（令和3年度：指導部、令和4年度：総務部）

目 標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「SNS東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究（再掲）

- ア 情報教育研究校（小・中・高各4校、特別支援学校2校）を指定し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究した。
- イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。
- ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。
- エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校100校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子スマホ教室を実施した。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

- ア 情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し、一人1台学習用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校の参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。
- イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

- ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネット利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の作成

有害情報から子供を守るための取組として、学校非公式サイト等の検索・監視の結果や監視で得られた最新の事例等を基にした情報モラル啓発用動画教材を作成し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

令和元年度までしていた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

（開発した指導事例）

| | デジタル利活用 | プログラミング教育 | 情報モラル教育 |
|-------|---------|-----------|---------|
| 指導事例数 | 27 | 9 | 3 |

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて94.9%と高い評価を得た。話の内容について興味をもつことができたかという質問について、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて83.8%の肯定的評価を得た。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているにも関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の2.8%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の作成

情報モラル啓発用動画教材（小学校用：1教材、中学校用：1教材）を作成し、都内の小・中学校が本教材を活用してモラル教室を実施できるよう情報教育ポータルサイトに掲載した。また、本教材を作成した事業者が都内公立小・中学校それぞれ1校で、本教材を活用した出張モラル教室を実施し、その様子を撮影した動画を併せて公開することで、本教材の効果的な活用方法を展開した。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」(以下「東京モデル」という。)を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について160の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」のカテゴリごとに分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、82の事例を掲載した。

課 題

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報教育研究校(7校)における情報モラル教育の研究

令和3年度に指定した7校は、引き続き令和4年度も研究を進め、更に指導事例の開発を行う。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|---------------|----------|----------------------------------|
| 基本的な方針 | 6 | 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 |
|---------------|----------|----------------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|-------------------------------|---|--|------|
| 運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合 | 令和3年度 ※高2は全日制 小5：男子91.6%・女子86.7% 中2：男子87.4%・女子77.7% 高2：男子86.0%・女子75.4% | 小5男子91.0% 中2男子87.2% 小5女子83.7% 中2女子75.4% | 年々上昇 |
| 運動やスポーツをみることが好きな児童・生徒の割合 | — | — | 年々上昇 |
| 運動やスポーツを支えることが好きな児童・生徒の割合 | — | — | 年々上昇 |
| 運動やスポーツを知ることが好きな児童・生徒の割合 | — | — | 年々上昇 |
| 毎日、合計60分以上、運動やスポーツをする児童・生徒の割合 | 令和3年度 ※高2は全日制 小5：男子17.2%・女子12.6% 中2：男子16.6%・女子7.6% 高2：男子12.0%・女子5.1% | — | 年々上昇 |
| 現在の睡眠時間は十分だと感じている児童・生徒の割合 | — | — | 年々上昇 |

いずれも東京都体力・運動能力、生活・運動習慣等調査から

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|--|-----------------------|-----|
| 施策展開の方向性 15：生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します | | |
| 1 | 「アクティブプラン to 2020」の推進 | 152 |
| 2 | 運動部活動の振興 | 154 |
| 3 | 特別支援学校における取組の充実 | 156 |
| 施策展開の方向性 16：健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します | | |
| 1 | 健康教育の推進 | 158 |
| 2 | アレルギー疾患対策の推進 | 159 |
| 3 | 食育の推進 | 160 |
| 施策展開の方向性 17：危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します | | |
| 1 | 安全教育の推進 | 162 |
| 2 | 防災教育の推進 | 164 |
| 3 | 特別支援学校における安全教育の推進 | 167 |

| | | |
|-----------------|----|------------------------------------|
| 基本的な方針 | 6 | 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 15 | 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します |
| 予算額：1,620,289千円 | | 決算額：1,051,031千円 |

1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

目 標

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、現在の都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。

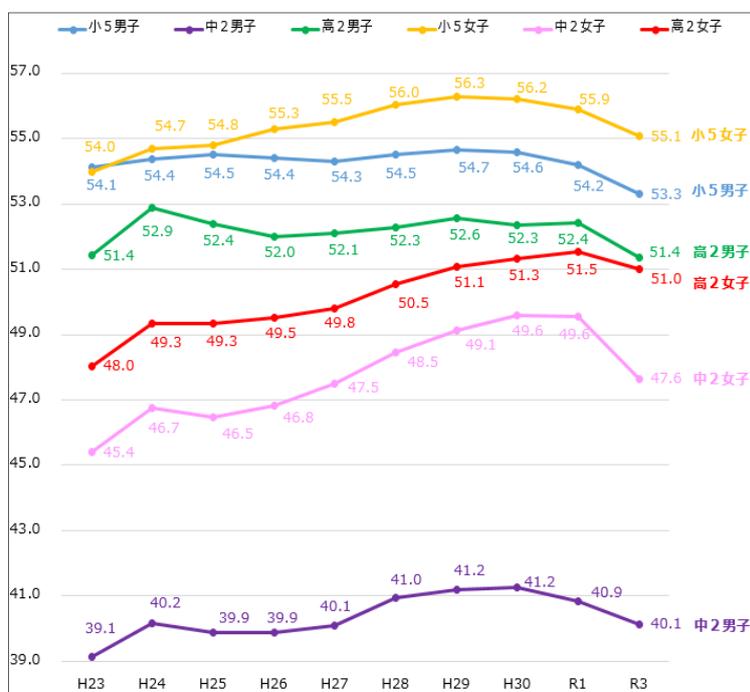
取組状況

(1) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

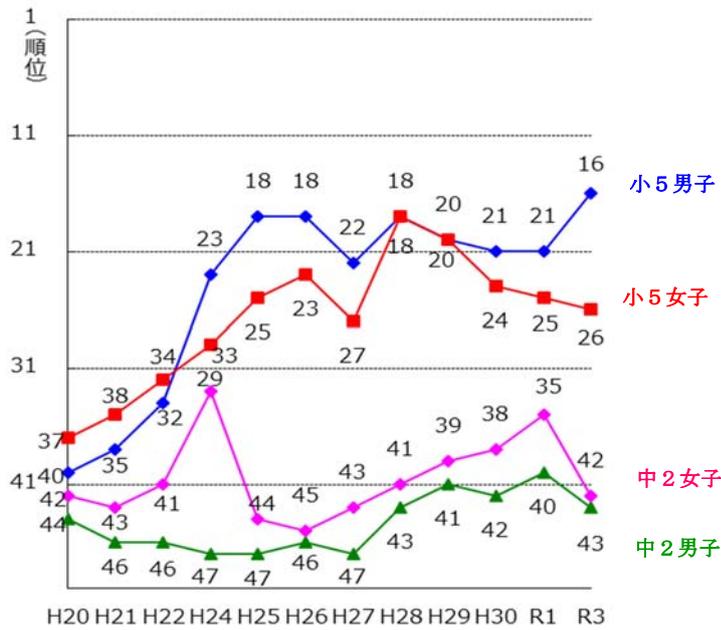
6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

【体力合計点 東京都平均値の推移（80点満点、単位：点）】



※R2は、全校実施は中止

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（文部科学省） 都道府県別順位の推移（東京都）】



※H23 は、東日本大震災の影響により実施していない。
 ※R 2 は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。

(2) TOKYO ACTIVE フェスの開催

体育健康教育に関する諸事業の成果等について広く発信し、子供たちの体力向上に向けた取組の一層の充実に資するため、TOKYO ACTIVE フェスをウェブにて開催する。

(3) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する（30校を指定）。

(4) 地区における「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」の指定

国際的なスポーツ大会を契機とし、スポーツへの興味・関心を高め、より運動に親しむことで、「運動が苦手」「運動が嫌い」な児童・生徒をなくし、体力の向上を図る（10地区を指定）。

(5) エンジョイ・スポーツ・プロジェクトモデル事業の実施

専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を促すことを通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力の向上を図る（2校を指定）。

成 果

ア 東京都統一体力テストにおいて、令和元年度まで向上傾向にあった体力合計点が、令和3年度は、令和元年度と比較して全学年男女とも低下の傾向が見られたものの、体の柔らかさにおいて向上の傾向にある（高校〔全日制〕1年男女、2年男以外、向上又は横ばい）。

イ 東京都統一体力テストの結果は、各学校及び区市町村教育委員会が、コロナ禍の影響等による児童・生徒の体力の実態を踏まえながら、各学校における取組や年間指導計画等を見直す中で、児童・生徒の体力の維持・向上に活用した。

課題

- ア 体育（保健体育）の授業において個に応じた指導の質を更に高めること。
- イ コロナ禍等により、運動やスポーツをする時間が減少したままのスタイルが定着することを避けること。
- ウ 健康的な生活習慣が定着する取組を実行すること。
- エ 多様なニーズに応じた運動の機会を設定すること。
- オ 運動やスポーツとの多様な関わり方を広めていくこと。

今後の取組の方向性

「TOKYO ACTIVE PLAN for students」（令和4年3月 東京都教育委員会）に基づき、体力向上に向けた取組の推進を図る。

2 運動部活動の振興（指導部）

目標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2) スポーツ特別強化校

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、全国大会や関東大会への出場を目指す拠点として「スポーツ特別強化校」を指定し、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）における運動部活動の競技力向上を一層推進する。

(3) 地域運動部活動推進事業

スポーツ庁の「令和3年度地域運動部活動推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

成果

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・ 都立学校179校に対して818名を配置
- ・ 中学校38区市村607名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国1/3、都1/3））

イ 効果

- ・ 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・ 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・ 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。
- ・ コロナ禍の部活動中止期間中も、自宅にいる生徒にオンラインや書面等による指導を継続した。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて 一 部活動に関する総合的なガイドライン 一」を作成・配布した。

(2) スポーツ特別強化校の実施

運動部活動が優秀な競技実績を継続し、今後も全国大会等の出場を目指す部活動を1型「特別強化部」として29校46部、オリンピック開催に向け、競技人口の少ないスポーツを普及・育成する部活動を2型「育成競技」として11校12部、1型「特別強化部」に準じる部活動を「準特別強化部」として11校11部指定した。

(3) 地域運動部活動推進事業

地域の企業やプロチーム等と連携した、専門的な指導により、部活動が充実するとともに、教員の指導時間の減少により負担軽減が図れた。

課 題

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 人材の側面

- ・ 部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・ 適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・ 国が示す1時間当たりの単価（1,600円）や予算を増額すること。
- ・ 国の補助事業を継続的に実施すること。

(2) スポーツ特別強化校の実施

令和3年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目12.2%、団体種目11.6%であり、部活動の一層の充実を図り、競技力向上を図ること。

(3) 地域部活動推進事業

平日・休日の一貫指導のための協力体制や費用負担等の課題を整理し、検討すること。

今後の取組の方向性

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充する。
(都立学校：800人、公立中学校：612人)

イ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて 一 部活動に関する総合的なガイドライン 一」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進する。

ウ 中学校での休日における部活動の地域移行に向けて、効果的な外部指導者や、休日の部活動運営方法等について、検討を行い、生徒にとって望ましい部活動となるよう取組を進める。

エ 科学的なトレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、更なる技能や記録の向上を目指す。

3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

目 標

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

- ア 児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。
- イ 児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。
- ウ 各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の伸長を図る。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

取組状況

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れるとともに、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れた。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の一層の伸長を図った。

成 果

新たに取り組んだ障害者スポーツ等（複数回答）

| | |
|-------------------------------|-----|
| ボッチャ | 18校 |
| ゴールボール | 10校 |
| シッティングバレー | 6校 |
| フライングディスク（ディスクゴルフ・ディスクドッジボール） | 5校 |
| 車いすバスケットボール（バスケットボール） | 5校 |
| カローリング | 4校 |
| フロアカーリング | 4校 |
| 陸上競技（マラソン・ジャベリックスロー・駅伝・リレー） | 3校 |
| ティーボール | 3校 |
| ブラインドサッカー | 3校 |
| サッカー（フットサル・電動車いすサッカー等） | 3校 |
| ダンス（手話ダンス） | 3校 |
| ハンドサッカー | 3校 |
| ペギーボール | 3校 |
| その他 | 20校 |

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

各種スポーツ大会における実績

ア 国際大会

東京パラリンピック競技大会【パラローイング】

バーレーン 2021 アジアユースパラ競技大会【パラバトミントン・水泳】

イ 全国大会等

全国盲学校通信陸上大会（第1位）、全国ボッチャ選抜甲子園（出場）、インターハイ【陸上競技、スキー】等

ウ 関東大会

関東地区盲学校陸上大会（第1位）、関東聾学校野球大会（優勝）、フットサル関東交流会 等

課 題

体育の授業等を通して障害のある児童・生徒がスポーツに親しむ取組や、部活動を通して競技力を高める取組を更に推進する。

今後の取組の方向性

- ・ 令和3年度と同様、各校で報償費や旅費等を活用し、外部講師による指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- ・ 各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

| | | |
|--------------|----|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 6 | 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 16 | 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します |
| 予算額：10,824千円 | | 決算額：10,325千円 |

1 健康教育の推進 (指導部)

目 標

児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養う。

取組状況

(1) がん教育の推進

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成30年5月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進する。

また、平成29年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引（教師用）を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。

また、平成27年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

(2) 性に関する指導の充実

人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、児童・生徒の実態等に応じた指導を展開できるよう、学習指導要領改訂の機会を捉え、教員用の指導書である「性教育の手引」を改訂し、平成31年度3月に全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

成 果

(1) がん教育の推進

- 健康教育推進委員会を開催（第1回は対面、第2回は書面による。）し、がん教育指導資料の内容等について協議し、リーフレット及び活用の手引を修正した。
- 修正したリーフレット及び活用の手引（教師用）を全公立学校に配布した。
- 教員等を対象とした講演会を開催した。

(2) 性に関する指導の充実

- 都教育委員会は、東京都医師会と連携し平成30年度から産婦人科医を招へいした性教育の授業の実施を支援している。令和3年度は中学校25校で産婦人科医を招へいした授業を実施、中学校4校で、産婦人科医の講話を収録した映像資料による授業を実施した。
- 改訂した「性教育の手引」の趣旨や特徴等について、区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で周知した。
- 教員の指導力向上を図るため、改訂した「性教育の手引」に掲載している性教育の目的や指導法等に関する研修動画を作成し、全ての教員を対象に配信した。

課 題

(1) がん教育の推進

外部講師を活用したがん教育の実施率を向上する。

(2) 性に関する指導の充実

- ・ 「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、産婦人科医を招へいた性教育の授業の充実を図ること。
- ・ 性教育に関する研修動画の活用を促進すること。

今後の取組の方向性

(1) がん教育の推進

令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育の実施を目指す。

(2) 性に関する指導の充実

- ・ 区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。
- ・ 産婦人科医を活用した性教育の授業の募集枠を30校とし、引き続き、東京都医師会との連携を推進する。

2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部、地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

目 標

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

取組状況

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭やエピペン®携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・ アレルギー疾患対応研修実施状況（令和3年度）

| 対 象 | 回 数 | 参加人数 |
|--------------|------|--------|
| 学校教職員（管理職含む） | 動画配信 | 4,001人 |
| 学校栄養職員 | 3回 | 597人 |

成 果

- ・ アレルギー疾患の基礎知識やエピペン®の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- ・ 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

課 題

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集の活用等により、事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。
- ・ 学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 学校における食育の推進

目 標

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、「生きた教材」として、学校給食を活用した食育を推進する。

また、栄養教諭の配置や食育推進チームの設置、食育リーダーの選任など、中核となる教員を中心とした校内指導体制の整備を行う。さらに、栄養教諭の活用を図り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う食育の更なる推進を図る。

取組状況

ア 栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員を対象に各種研修を実施し、学校給食を活用した食育の取組を支援した。

・研修実施状況（令和3年度）

| 研修名 | 参加人数 |
|------------------|------|
| 学校栄養職員等研修 | 926人 |
| 学校栄養職員年次研修（新規採用） | 24人 |
| 学校栄養職員年次研修（6年次） | 39人 |
| 学校栄養職員年次研修（10年次） | 57人 |
| 新規採用栄養教諭等実践研修 | 10人 |
| 食に関する指導研修会 | 226人 |

イ 栄養教諭の配置

栄養教諭の職務に、地区内の食育リーダーへの支援や地区内・都立学校の食育推進計画への参画という職務を加え、栄養教諭を活用して都内全体の食育が推進されるよう配置を進めた。

ウ 地場産物の活用

学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導などを行った。

成 果

ア 栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員に対する各種研修会の実施を通じて、栄養士としての専門性や学校給食を活用した食育等についての指導力を向上させた。受講者アンケート結果では約98%の受講者が、研修を肯定的に評価した。

イ 栄養教諭の配置

栄養教諭切替特別選考を経て新たに栄養教諭となった者も含め、22区15市及び都立学校2校に栄養教諭を配置し、所属校で学校給食を活用した食に関する指導や、配置地区内・都立学校の食育リーダーの支援を行うなど、食育を推進した。

・栄養教諭配置実績（平成20年度から配置）

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 配置人数 | 63人 | 63人 | 63人 | 65人 | 68人 |

ウ 地場産物の活用

学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などを実施した。

課 題

食育推進の中核となる栄養教諭の配置を更に拡大する必要がある。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校栄養職員に対して栄養教諭の職への理解を促すなどして、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

| | | |
|----------------|----|---|
| 基本的な方針 | 6 | 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 17 | 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します |
| 予算額：191,156 千円 | | 決算額：111,696 千円 |

1 安全教育の推進 (指導部)

(1) 学校における安全教育の推進

目 標

安全教育の三つの領域（生活安全・交通安全・災害安全）においては、児童・生徒の発達の段階に応じた必ず指導する基本的事項などを全教員へ確実に周知し、指導の充実を図る。

また、学校での先進的で優れた実践や効果的な取組を都内全ての公立学校に広め、安全教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア 「安全教育プログラム第 13 集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第 14 集」の作成

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るため、「安全教育プログラム第 13 集」を都内公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の 3 領域をバランスよく指導できるようにした。また、令和 4 年度に向け、「安全教育プログラム第 14 集」を作成した。

・「安全教育プログラム」作成・配布数

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 作成 | 71,500 部 (第 12 集) | 71,500 部 (第 13 集) | 72,000 部 (第 14 集) |
| 配布 | 71,500 部 (第 11 集) | 71,500 部 (第 12 集) | 71,500 部 (第 13 集) |

イ 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 12 校（園）を指定した。また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校（園）での安全教育の推進を図った。

ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車の安全運転に関し、都立高等学校等における自転車通学時のヘルメット着用に関するルール化に向けた取組を実践・検証し、その成果を都立高等学校等に普及するため、高等学校 5 校を指定した。また、自転車安全運転指導推進協議会を設置し、自転車安全の運転指導や、自転車通学時のヘルメット着用に関するルール化に向けた取組等、その促進について情報共有及び意見交換等を行い、自転車の安全運転に関し推進を図った。

エ 関係機関と連携した安全教育の充実

警視庁及び都民安全推進本部と連携し、都立高等学校において自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施した。また、警視庁及び消防庁並びに都民安全推進本部と連携し、区市町村教育委員会や都立学校へ資料送付等を行うことで、安全教育の充実、徹底を図った。

成 果

- ア 「安全教育プログラム第13集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第14集」の作成
「安全教育プログラム第13集」に掲載されている総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例を活用することで、教職員の安全教育への意識を高め、実践につなげるようにした。
- イ 「安全教育推進校」の指定
安全教育推進校の指定2年目に公開授業を実施することで、実践的に研究した効果的な安全教育を広めることができた。
- ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定
自転車安全運転指導推進校2校において、自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を開催し、生徒が自転車の安全な利用について意識を高めることができた。また、自転車安全運転指導推進協議会を3回開催し、ヘルメット着用の促進とともに、自転車の安全な利用について協議を行った。
- エ 関係機関と連携した安全教育の充実
自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施することで、生徒及び教員の交通安全に対する意識を高めることができた。

課 題

都立高等学校等において、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について、推進する必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 「安全教育プログラム第14集」の活用の推進及び「安全教育プログラム15集」の作成
「安全教育プログラム第14集」を都内公立学校全ての教員に配布し、連絡会等で周知し活用の推進を図る。「安全教育プログラム15集」のデジタルブック化に向け準備を進める。
- イ 「安全教育推進校」の指定
「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に引き続き研究を推進し、その成果について広く普及・啓発する。
- ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定
自転車安全運転指導推進校5校において、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について検討し、各校が取り組んだ内容を事例として、各都立高等学校等に周知していく。
- エ 関係機関と連携した安全教育の充実
令和4年度においては、警視庁及び都民安全推進本部と連携し、都立高等学校において自転車シミュレータやスタントマンを活用した交通安全教室を自転車安全運転指導推進校5校、安全教育推進校2校で実施し、自転車の安全な利用について推進していく。

2 防災教育の推進（指導部）

(1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

目 標

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育教材の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者とともに防災体験を行う機会等を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

取組状況

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布した。「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校・家庭・地域が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」（小学校等対象）及び「防災標語コンクール」（中学校等対象）を実施した。

- 令和3年度「防災ノート～災害と安全～」作成・配布数

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 小学校1～3年生版 | 第1学年の児童に配布 | 131,000部 |
| 小学校4～6年生版 | 第4学年の児童に配布 | 120,000部 |
| 中学校版 | 第1学年の生徒に配布 | 124,000部 |
| 高等学校版 | 第1学年の生徒に配布 | 127,000部 |

- 令和3年度「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

「防災ノート～災害と安全～」の活用促進月間（7月から9月）を実施した。

| | 対象 | 内容 |
|---------------|---|--|
| 親子 防災体験 | 都内の国公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の全ての児童並びにその保護者 | 防災体験施設や防災イベントにおいて、「防災ノート～災害と安全～」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。 |
| 防災標語 コンクール | 都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年の生徒 | 「防災ノート～災害と安全～」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。 |

(親子防災体験の実施施設)

○都内8か所の防災体験施設【令和3年7月から令和4年3月まで】

東京消防庁都民防災教育センター（池袋防災館、立川防災館、本所防災館）、
東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、
東京都北区防災センター、練馬区立防災学習センター

成 果

「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 「防災ノート～災害と安全～」について、新型コロナウイルス感染症に鑑みながら、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学級活動（ホームルーム活動）、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で活用が図られた。

イ 「親子防災体験」令和3年度実績 4,616人（防災体験施設での参加児童数）

ウ 「防災標語コンクール」令和3年度実績 638校、70,110作品

課 題

「防災ノート～災害と安全～」のデジタル化に伴う、活用の促進及び防災体験等の充実により、更に具体的な防災行動につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

ア 令和4年度は、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を図るため、ポータルサイトを構築し、配信する。

イ 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用に加え、学校・家庭・地域が一体となった防災教育を一層充実させる。

- ・ 「防災標語コンクール」は事業終了
- ・ 都内小学生及び中学1年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」の実施
- ・ 都内公立中学校での避難所運営講座の実施

(2) 「防災士養成講座」の実施

目 標

都立高等学校等の生徒及び教員を対象に、「防災士」の資格取得を通じて、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

取組状況

令和3年度は東京オリンピック・パラリンピック競技大会と夏季休業期間が重なったため、「合同防災キャンプ」は実施せず、防災士養成講座のみ実施した。なお、令和3年度をもって、「合同防災キャンプ」については事業終了とした。

ア 実施日時 令和3年9月26日（日）、10月3日（日）

イ 実施場所 都内会場（東京都港区田町グランパークプラザ）

ウ 参加人数 生徒63人・教員14人、計77人

成 果

講座終了後に実施したアンケートによると、9割以上の参加者から「今後活かせる」といった回答が得られるなど、都立高校生及び教員の防災意識の向上を図ることができた。

課 題

東京都で大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、学校、地域の安全を支え、実際に行動できる防災リーダーの育成がこれまで以上に必要である。そのため、防災士養成講座についてより実践的に学べる内容とする必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度は、募集人数を拡大するとともに、参加しやすいように会場を2か所としたほか、都立高等学校の体育館を活用した避難所設営・運営体験など、より実践的に学べるよう内容を充実させ、三日間の実施とする。

(3) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

目 標

体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者及び地域の安全を支える能力を身に付ける。

取組状況

ア 体験的・実践的な防災訓練による「自助」の実践力の向上及び「共助」の精神の育成

(ア) 地域と連携した防災訓練

- ・「自助」の実践力を身に付ける訓練（初期消火訓練、土嚢設置訓練、断水体験・給水訓練、防災講話等）
- ・「共助」の精神を育む訓練（上級救命講習、要配慮者支援、避難マップの作成等）
- ・地域の現状や諸課題を捉え、地域連携先と協働しながら主体的に解決する活動（災害図上訓練、ハザードマップによる避難経路の検討等）

(イ) 避難所設営・運営訓練

- ・避難所設営・運営の補助体験（避難者の受付や誘導、地域の方々への備蓄食料の炊き出し等）

イ 防災教育研究指定校の指定

自治体防災課と連携した防災教育の推進や課題別研究による新たな取組の開発

(ア) 自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案等

- ・自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案
- ・避難所備品や備蓄食料の確認、避難者受入れ体制の確認

(イ) 課題別研究

- ・学校の地域に存在する防災上の課題の解決に向けた研究

(ウ) その他

- ・地元町会とともに共助の防災訓練への参加
- ・「新しい日常」における避難所設営・運営訓練等の疑似体験
- ・自分の居住する地域を支える意識の醸成
- ・新たな取組をまとめた実践事例集を作成し、全都立高等学校へ普及

成 果

ア 各校においては、感染症対策を徹底し、消防署、警察署、自衛隊や区市町村の防災担当課等と連携した訓練、地域の町内会、地元消防団や東京防災隣組等、地域と連携した訓練を行った。

イ 大規模な災害が発生し、多数の帰宅困難者が生じた場合、学校が「避難所」となった場合を想定し、その運営補助ができるよう訓練した。

課 題

- ア 「共助」の精神を育むための防災訓練の実施
- イ 地域との連携の更なる強化と主体的に防災活動に携わる人材の育成に重点化
- ウ 様々な災害を想定した防災教育の更なる充実
- エ 防災活動支援隊を中核とした校内の防災教育の更なる充実

今後の取組の方向性

- ア 避難所設営・運営訓練
- イ 有識者による講話、避難訓練、救命訓練、就寝訓練、備蓄品の利用訓練などを通して、地域との連携を主軸に計画的な実施
- ウ 防災ノートのデジタルコンテンツ化の運用 都立学校において地域と連携した防災訓練の実施

3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

目 標

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、宿泊を伴わない形態で実施する。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

- ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用体験、応急救護訓練などを通じて避難所生活を体験する。
- イ 教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練など行う。
- ウ 事業の検証
 - (ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。
 - (イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

取組状況

首都直下地震等の大規模災害発生を想定した宿泊防災訓練を、全都立特別支援学校 57 校で予定していたが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊を伴わない実施形態とした。

成 果

令和 3 年度は、感染症対策の観点から、近隣の自治会と連携した活動や、備蓄食の調理等の取組は減少したが、地域の消防署等の協力を得たり、訓練時の環境設定や活動内容等に配慮したりするなどして、感染症対策を講じ、効果的な訓練を実施することができた。

課 題

児童・生徒等の実態及び教職員体制、地域の環境の変化等に対応した防災訓練を継続的に実施することが重要であるため、感染症予防対策を考慮した実施について検討する必要がある。

今後の取組の方向性

感染状況に応じた対策を講じながら、全都立特別支援学校を対象とした宿泊防災訓練を実施していく予定である。引き続き、全都立特別支援学校における宿泊防災訓練を継続する。

(2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

目 標

モデル事業の成果をまとめたリーフレットを活用し、保護者等への理解・啓発を促す。

取組状況

全ての特別支援学校に、都教育委員会作成のリーフレット「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」（平成30年12月）を参考にしながら、児童・生徒等の実態に応じた行方不明の防止策を講じることを指導した。令和3年度教育課程において、7割以上の特別支援学校で、行方不明を含む学校事故の防止を重点的な配慮事項とした。

成 果

特別支援学校における行方不明発生件数が減少した。

課 題

GPS機器を所有していない家庭や、障害特性によりGPS機器を常時所持させることが困難な児童・生徒などへのGPS利活用支援が課題である。

今後の取組の方向性

引き続きGPS機能を活用するなどしながら通学時の事故の防止を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|---------------------------|
| 基本的な方針 | 7 | オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育 |
|--------|---|---------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 「学校 2020 レガシー」の設定（教育課程への位置付け） | オリンピック・パラリンピック教育として全校実施 | — | 全校設定 |
| 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：52.3% 中：41.4% | 令和3年度 小：52.4% 中：43.8% | 全国平均を上回る・ 年々上昇 |

○施策展開の方向性と主な取組

| 施策展開の方向性 18：東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します | | |
|--|------------------------------------|-----|
| 1 | 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進 | 170 |
| 2 | ボランティアマインドの醸成 | 170 |
| 3 | 共生社会の形成 | 171 |
| 4 | スポーツ志向の重視 | 172 |
| 5 | 豊かな国際感覚の育成 | 173 |
| 6 | 「学校 2020 レガシー」の構築 | 173 |
| 7 | 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲） | 174 |

| | | |
|------------------|----|--|
| 基本的な方針 | 7 | オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育 |
| 施策展開の方向性 | 18 | 東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します |
| 予算額：2,627,479 千円 | | 決算額：1,774,351 千円 |

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の全校展開
- (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

目 標

東京都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」と環境保全の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

都教育委員会が制定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての公立学校において、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安として組織的・計画的に展開した。

成 果

令和2年度に優れたオリンピック・パラリンピック教育を行った学校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校として顕彰し、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進した(事業推進部門135校、環境部門27校)。

また、オリンピック・パラリンピック教育において、優れた取組を実施するとともに、その成果を今後も「学校2020レガシー」として発展的に取り組むことができる学校をオリンピック・パラリンピック教育レガシーアワード校として顕彰した(147校)。

課 題

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、5つの資質のうち、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連した取組の更なる充実・発展を図る。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた優れたオリンピック・パラリンピック教育における取組、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連した取組を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

2 ボランティアマインドの醸成（指導部）

- (1) 東京ユースボランティアの拡充

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「ボランティアマインド」の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

社会に貢献しようとする意欲や、他者を思いやる心などのボランティアマインドを醸成し、子供たちの自尊感情を高めていくため、発達の段階に応じて、ボランティア活動を行う「東京ユースボランティア」を展開した。

成果

児童・生徒の発達の段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」では、令和3年6月現在、全ての都立学校252校に加えて、幼稚園・こども園3園、小学校・区立特別支援学校242校、義務教育学校6校、中学校88校が学校登録した。

東京2020大会に関連したボランティアについては、大会ボランティアの活動場所が大幅に縮小したことなどから中止したが、これに代わる取組として、東京2020大会後も学校におけるボランティア活動が、長く続く取組となるよう、各学校が築き上げてきたボランティア活動を「学校2020 レガシーボランティア活動」として募集、ユニフォームの支給を行った。

課題

各学校が取り組んできたボランティアマインドの醸成に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきたボランティアに関連した取組を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

3 共生社会の形成（指導部）

- (1) パラリンピック競技応援校の指定
- (2) パラスポーツ指導者講習会・東京都公立学校パラスポーツ交流大会の実施
- (3) ボッチャ交流行事推進事業
- (4) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

目標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」と環境保全の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

パラスポーツの観戦・体験、スポーツを通じた特別支援学校と地域の学校との交流など、子供たちが、お互いの人格や個性についての理解を深め、思いやりの心を育成する取組を行った。

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

成 果

パラスポーツを通して障害者理解を促進するため、パラリンピック競技応援校として、10校を指定した。
また、ボッチャを通じた交流行事を推進する地区を2地区指定した。

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

課 題

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、子供たちの障害者理解をさらに高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

また、各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた障害者理解や環境保全に係る活動を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

4 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

目 標

東京都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「スポーツ志向」の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

子供たちが様々なスポーツを体験するなど、フェアプレーやチームワークの精神を育み、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養う取組を実施した。

成 果

アスリート等の派遣事業「夢・未来プロジェクト」を公立学校100校で実施した。

課 題

学校が取り組んできたスポーツ体験やアスリートとの交流などの取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきたスポーツ志向に係る活動を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

5 豊かな国際感覚の育成（指導部）

(1) 世界ともだちプロジェクトの拡大

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る

取組状況

大使館や留学生等との交流や、海外の学校とのメール・手紙等のやり取りなど、世界各国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を育てる取組を行った。

成 果

「世界ともだちプロジェクト」では、大使館等と学校との直接交流が可能となるよう調整を図り、80か国以上の大使館等から協力を得た。

課 題

各学校が取り組んできた国際交流の取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた豊かな国際感覚に係る活動を継続、発展できるよう、学校2020レガシーとしての設定と取組を推進する。

6 「学校2020レガシー」の構築（指導部）

(1) 「学校2020レガシー」の構築

(2) 子供の競技観戦に向けた準備

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」と環境保全の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京2020大会以降も継続させる活動を「学校2020レガシー」として設定し、教育活動を推進した。

成 果

希望する都内公立学校が、安全安心な競技観戦ができるよう、万全の感染症対策を実施し子供の2020大会における学校連携観戦を実施した。都内全ての公立学校が、「学校2020レガシー」構築に向けた取組を推進した。

課 題

「学校 2020 レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として展開する必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきたオリンピック・パラリンピック教育に係る活動を継続、発展できるよう、学校 2020 レガシーとしての設定と取組を推進する。

7 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

目 標

都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質である「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」について、各学校がこれまで実践してきた取組のより一層の充実・発展を図る。

取組状況

都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

成 果

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 117 校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。オンライン対応も可能となるようプログラムを準備した。

課 題

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた様々な芸術・文化の鑑賞・体験を継続、発展できるよう、学校 2020 レガシーとしての設定と取組を推進する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

目 標

令和 4 年度に開催が決定している第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進する。

取組状況

東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校 18 校及び文化部新設置推進校 4 校を指定した。また、文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

成 果

第45回全国高等学校総合文化祭和歌山大会に、都立高等学校が延べ35校出場した。

| 項目 | 成果目標 | 結果 |
|-------------------------|---------|-------|
| 全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校 | 延べ40校以上 | 延べ35校 |

令和2年度に比べ、全国高等学校総合文化祭への出場校が9校増加した。また、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じながら交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

課 題

- ・ 外部人材を効果的に活用し、生徒の取組意識及び技能の一層の向上を図ること。
- ・ 推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の一層の活性化を図ること。
- ・ 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の開催に向け、部門内組織を更に強化すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

今後の取組の方向性

全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高等学校全体の文化部活動全体の活性化につなげる。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 8 | 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 |
|--------|---|-----------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ （再掲） | 令和2年度 32.1% | — | 35% |
| 生徒の英語力の向上（中学校 CEFR A1 レベル（英検3級）以上、高等学校 CEFR A2 レベル（英検準2級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞※2020年度は都独自調査 | 令和3年度 中：54.4% 高：50.0% | 令和3年度 中：47.0% 高：46.1% | 令和12年度までに 中：80% 高：80% |

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|--|---|-----|
| 施策展開の方向性 19：次代を担う社会的に自立した人間を育成します | | |
| 1 | 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発（再掲） | 177 |
| 2 | 東京都立大学との高大連携（再掲） | 178 |
| 3 | 東京農工大学との高大連携の推進（再掲） | 179 |
| 4 | 「志」育成事業の推進（再掲） | 179 |
| 施策展開の方向性 20：生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します | | |
| 1 | 農業高校におけるGAPに関する取組の推進（再掲） | 181 |
| 2 | ものづくり立志事業の実施（再掲） | 182 |
| 3 | 産業高校における新たな類型の設置検討（再掲） | 182 |
| 4 | 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲） | 183 |
| 5 | 中高一貫教育校の改善 | 184 |
| 施策展開の方向性 21：質の高い教育を支えるための環境整備を進めます | | |
| 1 | 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施 | 185 |
| 2 | 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備 | 185 |
| 3 | 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲） | 186 |
| 4 | 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援 | 187 |
| 5 | 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施（再掲） | 189 |

| | | |
|-----------------|----|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 8 | 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 |
| 施策展開の方向性 | 19 | 次代を担う社会的に自立した人間を育成します |
| 予算額：5,546,381千円 | | 決算額：4,740,470千円 |

(1)「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発（再掲）（指導部）

目 標

「A I時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から3か年で、研究協力校6校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等をも高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト1年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することができなかつたため、事業全体の見直しを図った。

当初計画した調査の枠組みを令和3年度入学生を対象として、同一集団を3年間定点観測し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和3年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、8月：ワーキンググループ会議、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、3月：ワーキンググループ会議

成 果

研究協力校において、1年次教育プログラムを基に、以下のように研究授業を行い、授業改善を図った。

| 学校 | 月日 | 科目 |
|-------|--|--|
| 足立東高校 | 7月6日～9日 | 日本史B、国語総合、体育化学基礎科学と人間生活 |
| | 11月17日～19日 | 国語総合、世界史A、日本史B、化学基礎、体育 |
| 南葛飾高校 | 6月21日・22日・24日 | 数学I、物理基礎、現代文B |
| | 10月5日・11日 11月25日・29日 | 現代社会、国語総合、生物基礎、数学I、英語現代文B、体育、コミュニケーション英語I |
| 板橋高校 | 11月4日・16日・18日・19日・25日 | 体育、コミュニケーション英語III、国語総合 数学A、体育、コミュニケーション英語I・II、世界史A、数学I、 |
| 光丘高校 | 11月5日 | 国語総合 |
| 秋留台高校 | 10月22日・28日、 11月1日・8日・12日・16日 ～19日・24日・29日 12月9日 | 国語総合、日本史A、コミュニケーション英語I、科学と人間生活、化学基礎、生物基礎、社会と情報、世界史A、数学I、現代社会、体育、現代文A |
| 東村山高校 | 10月7日・27日・28日 11月10日・12日・26日・30日 | コミュニケーション英語I・II・III、音楽I、化学、保健、現代文B、物理 |

課 題

調査結果の分析を更に精緻に行い、生徒の読解力等の向上を図る各学校の取組と関連付けていく必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ 令和4年度は、プログラムを一本化し、教育プログラムを検証する。
- ・ 令和5年度は、プログラムを改善、検証し、研究の成果を全都立高等学校等に周知する。

(2) 東京都立大学との高大連携（再掲）（指導部）

目 標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和3年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンラインによる都立大ゼミを9校対象に10回、夏季集中ゼミを4校対象に3回実施した。

ア 都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週1回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ 夏季集中ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの物理学や数学に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成 果

オンライン学習支援システムを活用し、短期間で生徒への周知を実現することができた。また、参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課 題

- ・ 興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。
- ・ 感染症対策を講じ、連携事業を実施する必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ 連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。
- ・ 会場集合型又はオンライン型など、実施形態を検討する。

(3) 東京農工大学との高大連携の推進（再掲）（指導部・都立学校教育部）

目 標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和3年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プログラムを開始した。

ア 都立多摩科学技術高等学校との連携事業

- ①講演「工学の魅力」
- ②イノベーションワークショップ
- ③卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

イ 都立農業高等学校との連携事業

- ①イネの生育調査及び講義
- ②講演「都市の緑と生物多様性」
- ③講演「麹菌のタンパク質分解酵素の機能」

成 果

高大接続プログラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課 題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(4) 「志」育成事業の推進（再掲）（指導部）

目 標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和3年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンラインによる講演等を6回実施した。

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

- ア 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム
- イ 東京都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム
- ウ 都立高校生向けキャンペーン(京都大学)
- エ サイエンスカフェ in 上北沢
- オ 東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義 ～Meet the Young Scientist!～
- カ コスモス国際賞受賞記念講演会 (一般公開)

成 果

フォーラム形式の事業は中止となったが、オンラインでの動画配信などの事業を実施し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課 題

- ・ フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・ 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- ・ 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。
- ・ 各フォーラムの参加者増加に向けて、開催時期の検討が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・ 他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・ 会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- ・ 生徒が進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

| | | |
|-----------------|----|------------------------------|
| 基本的な方針 | 8 | 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 |
| 施策展開の方向性 | 20 | 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します |
| 予算額：4,857,364千円 | | 決算額：4,020,287千円 |

(1) 農業高校におけるGAPに関する取組の推進（再掲）（都立学校教育部）

目 標

農業高校におけるGAPに関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得し、令和4年3月までに認証の更新等を実施した。

成 果

都立農業系高校全8校において、令和2年度末までにGAP認証を取得している。

また、認証を取得した農産物を、東京2020大会に提供し、選手村で活用することができた。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

| 学校名 | 認証取得農産物 |
|----------|---|
| 園芸高等学校 | トマト |
| 農芸高等学校 | トマト |
| 農産高等学校 | ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ |
| 瑞穂農芸高等学校 | メロン |
| 農業高等学校 | トマト、緑茶、日本なし、ブドウ |
| 大島高等学校 | トマト、ブロッコリー |
| 三宅高等学校 | さといも、ナス、緑茶 |
| 八丈高等学校 | オクラ、トマト、ミニトマト |

課 題

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

今後の取組の方向性

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討

GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等

(2) ものづくり立志事業の実施（再掲）（指導部）

目 標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

成 果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課 題

講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

今後の取組の方向性

主に2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での実施が困難となったため、ものづくり体験や実験のワークショップが実施できなかった。

(3) 産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）（都立学校教育部）

目 標

産業科高校（橘高校）における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備検討及び外部講師等の確保に向け検討・調整を行った。

成 果

実習室等を伝統工芸が実施できるように整備し、授業を実施する体制が概ね整った。

課 題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）（指導部）

目 標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1 学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和 3 年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2 学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネスアイデア」の授業において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

成 果

ア ビジネス科 7 校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2 年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ ビジネス科 7 校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

課 題

- ア ビジネス科 7 校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ ビジネス科 7 校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ビジネス科 7 校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(5) 中高一貫教育校の改善（都立学校教育部）

目 標

将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、6 年間一貫した教育をより一層推進

取組状況

都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）（平成 31 年 2 月策定）に基づき、併設型中高一貫教育校について、6 年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い教育ニーズを踏まえた、中学校段階での生徒募集の規模拡大について調整を行った。

成 果

改善実施に向けた諸調整を各校と進め、富士、武蔵、両国及び大泉高校の高校段階での募集停止を行い、中学校段階での生徒募集規模を拡大した。また、白鷗高校・附属中学校の実施時期を周知した。

今後の取組の方向性

引き続き、高校段階での募集停止及び中学校段階での生徒募集拡大について周知を行う。

| | | |
|------------------|----|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 8 | 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 |
| 施策展開の方向性 | 21 | 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます |
| 予算額：44,750,993千円 | | 決算額：41,553,298千円 |

(1) 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施（都立学校教育部）

目 標

- ア 都立高等学校ホームページをわかりやすいものにリニューアルする。
- イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」配信作品数及び学校数の増加

取組状況

各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、以下の取組を実施した。

- ア 都立高等学校ホームページのリニューアル
外部の専門スキルを活用したホームページの作成

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|-------|-------|-------|
| ホームページリニューアル実施校数 | 39校 | 41校 | 88校 |

- イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信
生徒自身が企画や編集に携わりながら、生徒の視点や感覚で自らが伝えたい学校の魅力が詰まった動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」により配信し、中学生等の同世代に学校の魅力を伝えている。平成30年10月から配信を開始している。
令和4年3月末現在、65校（109作品）が配信されている。

成 果

- ア 都立高等学校ホームページのリニューアル
分かりやすく伝える訴求力の高いデザイン、内容に改善された。
- イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信
動画制作を通して在校生が母校に一層愛着を持つとともに、企画力や協働する力、ICT関連の知識やスキルを主体的に学ぶ機会となっている。また、令和2年1月実施の教育モニターアンケートでも高評価を得ている。

課 題

分かりやすいホームページにした上でのコンテンツ、機能の充実が課題である。

今後の取組の方向性

ホームページのリニューアルは、予定数40校をもって完了する。今後は更なるコンテンツの充実等を図る。

(2) 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（指導部）

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

成 果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

| 年度 | 決算額 | 申請人数 |
|--------|--------------|-------|
| H26 年度 | 9,875,000 円 | 55 人 |
| H27 年度 | 10,517,000 円 | 80 人 |
| H28 年度 | 14,273,000 円 | 140 人 |
| H29 年度 | 22,035,000 円 | 151 人 |
| H30 年度 | 30,469,000 円 | 181 人 |
| R 1 年度 | 26,587,000 円 | 174 人 |
| R 2 年度 | 34,338,000 円 | 230 人 |
| R 3 年度 | 45,934,000 円 | 284 人 |

課 題

- ・ 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・ 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保が難しい状況が継続している。

今後の取組の方向性

- ・ 在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・ 教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

(3) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲）（都立学校教育部）

目 標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高騰等を背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

| 入学年度 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 募集枠の設置 | 5校 | 6校 | 7校 | 7校 | 8校 | 8校 | 8校 |
| 募集人員 | 95人 | 110人 | 120人 | 130人 | 150人 | 155人 | 155人 |

成 果

募集枠及び募集人員を拡大してきたことと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人入国者数の減少により、在京外国人生徒対象枠の応募倍率は、令和3年度入学者選抜以降、一般枠（普通科）倍率（一次/前期）よりも低い水準となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

| 入学年度 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 応募倍率 | 2.07倍 | 1.96倍 | 2.06倍 | 1.75倍 | 1.45倍 | 1.36倍 | 1.09倍 |

課 題

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る水際対策の状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

(4) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（指導部・都立学校教育部）

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施（指導部）

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和3年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

成 果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

| 年度 | 決算額 | 申請人数 |
|-------|-------------|------|
| H26年度 | 9,875,000円 | 55人 |
| H27年度 | 10,517,000円 | 80人 |
| H28年度 | 14,273,000円 | 140人 |
| H29年度 | 22,035,000円 | 151人 |
| H30年度 | 30,469,000円 | 181人 |
| R1年度 | 26,587,000円 | 174人 |
| R2年度 | 34,338,000円 | 230人 |
| R3年度 | 45,934,000円 | 284人 |

課 題

- ・ 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・ 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保が難しい状況がある。

今後の取組の方向性

- ・ 在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・ 教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

イ NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施（都立学校教育部）

目 標

日本語指導が必要な生徒に対する支援ノウハウを持つ NPO 法人等から、最適な解決方法を提案するコーディネーターを日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に派遣することにより、組織的かつ包括的な支援を行う。

取組状況

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に、NPO 法人等からコーディネーターを派遣し、外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施した。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、専門家の紹介等を行った。

さらに、対象校を拡大した本格実施に向け、スキームの見直しを含めた検討を行った。

- ・ NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業試行実施校
杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校

成 果

コーディネーターを派遣された4校においては、コーディネーターの助言の下、効果的な日本語学習が行われ、日本語能力の向上が見られたとともに、学校生活面においても、きめ細やかな支援を実現した。

課 題

令和4年度は、事業スキームを見直した上で、事業対象を在京外国人生徒対象校設置校全校に拡大し引き続き支援を実施していくところであるが、支援を必要とする在京外国人生徒や学校の増加に伴い、適切な実施方法を引き続き検討する必要がある。

今後の取組の方向性

新しい事業スキームにより適切に支援を実施していくとともに、令和5年度から開始される日本語指導が必要な生徒に対する「特別な教育課程」の実施状況等を踏まえ、支援の充実を図っていく。

(5) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施（再掲）（指導部）

目 標

都内公立中学校3年生約80,000人を対象として確認プレテストを実施することにより、令和4年度からの本実施に向けた準備を進める。また、プレテストを受験した生徒及び学校に対し、テストの結果を返却し、生徒の学習改善及び教員の指導改善に資する。

取組状況

事業者と令和3年度実施協定を締結し、都内公立中学校3年生約80,000人を対象として確認プレテストを実施した。

成 果

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。確認プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度の本実施に向けて検討を行った。

ESAT-Jの結果

| 年 度 | 結 果 |
|-------|------------|
| 令和3年度 | 平均スコア 53.7 |

結果分析

参考 CEFR A1 レベル以上は全体の8割を超える。

課 題

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、令和4年度から始まる本実施に向けて、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を進めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動及び教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

事業者と連携の上、スピーキングテストを円滑に実施するとともに、生徒・保護者や学校関係者へ向けた事業の趣旨理解及び本事業の活用に向けた周知を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|---|--------------------|
| 基本的な方針 | 9 | これからの教育を担う優れた教員の育成 |
|--------|---|--------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|--------------------------------|----------------|------|
| 教員の ICT 活用指導力に関する設問に、「できる」・「ややできる」と回答した教員の割合 <学校における教育の情報化の実態等に関する調査> | 令和2年度 70.9% | 令和2年度 70.2% | 80% |
| 東京都教員採用選考の倍率 | 令和3年度選考 (4年度採用) 受験倍率3.2倍 | — | 年々上昇 |

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 施策展開の方向性 22：優れた教員志望者を養成・確保します | | |
| 1 | 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成 | 191 |
| 2 | 優秀な教員志望者の確保 | 194 |
| 3 | 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲） | 195 |
| 施策展開の方向性 23：教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります | | |
| 1 | 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実 | 196 |
| 2 | 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上 | 201 |
| 3 | 特別支援教育を推進する教員の資質向上 | 203 |
| 4 | 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進 | 204 |
| 施策展開の方向性 24：教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します | | |
| 1 | 学校のリーダーを育成するための支援の充実 | 206 |
| 2 | 教育管理職登用の推進 | 208 |

| | | |
|---------------|----|--------------------|
| 基本的な方針 | 9 | これからの教育を担う優れた教員の育成 |
| 施策展開の方向性 | 22 | 優れた教員志望者を養成・確保します |
| 予算額：237,714千円 | | 決算額：137,240千円 |

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

目 標

都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有するとともに、調整及び協議をとおして、教員の資質・能力の向上に資する。

取組状況

教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の協議を行う。

ア 委員

- ・大学関係者 4名
- ・区市町村教育委員会教育長 3名
- ・学校関係者 4名
- ・教育庁関係者 5名

イ 取組

- ・第1回 教員育成協議会（令和3年7月8日）
- ・第2回 教員育成協議会（令和3年10月27日）

成 果

法令で定められた協議会を定期的開催し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行い、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努めた。

課 題

新しい教育課題への対応など、継続的に教員の育成ビジョンを見直し、大学、学校、教育委員会の連携を一層深め、教員の資質・能力の向上に努める。

今後の取組の方向性

教育公務員特例法に基づき、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」及び「東京都教職員研修計画」を本協議会において協議し、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努める。

また、本協議会において検討された内容は、ホームページを通じて広く周知するとともに、必要な事項は、区市町村教育委員会、都立学校及び関係各所等に周知する。

(2) 東京教師養成塾

目 標

都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対し、都の教育に求められる教師像にふさわしい人物（実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員）を養成する。

取組状況

「特別教育実習」や「教科等指導力養成講座」を実施した。

ア 「特別教育実習」（年間 40 日以上の実習と 40 時間以上の授業を実施）

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週 1 回の実習及び五日間（年 3 回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成した。

イ 「教科等指導力養成講座」（年間 10 回実施）

「教科等に関する講座」・「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深めた。また、年間 10 回の講座とは別に、自宅で学習できるように「オンライン英会話」を実施した。

ウ 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

| | | | | | |
|------|--------|--------|-------|---------|--------|
| 実習日数 | 44.9 日 | 授業実践時数 | 44 時間 | 管理職等の講話 | 14.6 回 |
|------|--------|--------|-------|---------|--------|

成 果

授業実践等を経験し実践的な指導力を身に付けた塾生が、都の教員として採用された。

（塾生の採用状況）

| 年度 | H29 年度 (H30 採用) | H30 年度 (H31 採用) | R 元年度 (R 2 採用) | R 2 年度 (R 3 採用) | R 3 年度 (R 4 採用) |
|------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 推薦者数 | 183 名 | 162 名 | 147 名 | 133 名 | 76 名 |
| 入塾者 | 131 名 | 112 名 | 80 名 | 98 名 | 60 名 |
| 都採用者 | 128 名 | 105 名 | 76 名 | 90 名 | 58 名 |

課 題

ア 将来の教育管理職候補者につながるような教員としての優れた資質能力を有する学生を育成するため、講座内容を見直す必要がある。

イ 塾生の指導・育成体制の充実を図るため、都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化する必要がある。

今後の取組の方向性

ア 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図り、優秀な学生を確保していく。

イ 養成塾修了者が、採用後に即戦力として円滑にスタートできるようにするため、講座内容の充実を図っていく。

ウ 動画視聴やビデオ会議システムを活用した協議等による講座運営の見直しを図っていく。

エ 都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、連携大学との連携強化を図っていく。

(3) 教職大学院との連携

目 標

連携協力校候補校を確保し、連携協力校における実習を充実する。

取組状況

都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。

このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察や大学及び連携協力校関係者並びに学部新卒学生からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を実施した。

【実績等】・令和4年度の学部新卒学生のために提供した学校数

連携協力校：183校（令和3年度：162校）

・令和3年度評価についての聞き取りをするために訪問した学校数

大学院：5大学院 連携協力校：訪問なし（聞き取りによる代替調査 9校）

・令和3年度 都教育委員会と教職大学院との連携協議会

幹事会：2回開催 連携協議会：2回開催

成 果

教職大学院での学修や連携協力校での実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けることができた。

・令和3年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査において、教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合

| 領域① | 領域② | 領域③ | 領域④ | 領域⑤ |
|------------|---------------|-----------|-----------|-------------|
| 教育課程の編成・実施 | 各教科等の実践的な指導方法 | 生徒指導、教育相談 | 学級経営、学校経営 | 学校教育と教員の在り方 |
| 81.0% | 87.9% | 82.8% | 81.0% | 86.2% |

【令和3年度 11月調査】

課 題

学部新卒学生の一層の指導の充実を図るため、連携協力校における実習調査や教職大学院修了者への追跡調査などを引き続き行い、連携協議会において協議する必要がある。また、教職大学院修了生と一般採用者との違いを明確にするために、各教科等の実践的な指導力だけでなく、学校における実習において組織貢献力、コミュニケーション力及び教員としての使命を高める必要がある。

今後の取組の方向性

学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導方法を身に付けるだけでなく、教育課程の編成・実施、生徒指導・教育相談、学級経営、学校経営などについての理解を深めるため、教職大学院連携協力校連絡会や連携協議会において、各教職大学院のカリキュラムにおける「共通に設定する領域・到達目標」を示す。

また、教職大学院で学ぶ教育理論と実習校での実践の往還を図るために、実習記録を活用し、現職教員等や大学教授、実習校の管理職等との対話を通して、学部新卒学生が自らの実践を省察し、大学院での学びと結び付けて実習に取り組むようにする。

このような取組によって、教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成していく。

2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

目 標

教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上を図り、高い資質・能力を有する教員を確保する。

取組状況

ア 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3か所）に加え、仙台会場、大阪会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。

イ PRの拡充・拡大

(ア) 「東京の先生になろう」の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」を作成・配布するとともに、ホームページにも掲載した。

また、別冊版として、技術科及び工業科の教員を特集した「技術科・工業科編」を作成・配布の他、大学進学前の高校生に対し、将来の職業選択の一つとして教員の魅力を発信するため、「高校生編」を作成・配布するとともに、ホームページにも掲載した。

(イ) 個別相談会

東京都の教員を目指している学生等が抱えている教育現場への不安や疑問に、現役教員が直接答える個別相談会を実施した。また、高校生を対象とした相談会も実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、オンラインにより開催した。

・参加者数 88 人

ウ 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

・応募者数 32 人、受験者数 27 人、合格者数 7 人

エ 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（理科コース）を設置した。

・応募者数 34 人、受験者数 30 人、合格者数 10 人

オ 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者及び在学教育施設等経験者を対象とした特別選考を実施した。

・JICA 青年海外協力隊等：応募者数 17 人、受験者数 11 人、合格者数 4 人

・在学教育施設等経験者：応募者数 4 人、受験者数 4 人、合格者数 3 人

成 果

令和3年度教員採用候補者選考（4年度採用）の実施状況

応募者数 10,200 人、受験者数 8,607 人、合格者数 2,650 人 倍率 3.2 倍（令和2年度実施 2.7 倍）

課 題

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

今後の取組の方向性

デジタルを活用して効果的・効率的に教職の魅力を発信するなど、戦略的な広報を行うほか、教員採用説明会等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、参加者の状況に応じて参加しやすいよう、オンラインによる開催も併用していく。

3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進（再掲）

目 標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成31年3月に東京学芸大学との連携協定を締結した。教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア 特別セミナー

生徒は各HRにて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、オンラインでの双方向型のセミナーを実施

イ チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

ウ 教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成 果

令和3年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課 題

感染対策を徹底した上で、大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施方法を工夫したりする。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力を伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

| | | |
|-----------------|----|------------------------------|
| 基本的な方針 | 9 | これからの教育を担う優れた教員の育成 |
| 施策展開の方向性 | 23 | 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります |
| 予算額：2,276,776千円 | | 決算額：1,484,674千円 |

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部）

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の充実
目 標

教員経験等に応じた研修を実施し、各キャリアステージで求められる資質・能力の向上を図る。

取組状況

教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、「各職層に応じて身に付けるべき能力や成長段階に応じて求められる役割・能力」について、教員のキャリアステージや職層に応じた研修を実施した。

また、教員及び教育管理職に共通して求められる「教育課題に関する対応力」についても研修を実施した。

ア 受講者数

(ア) 経験に応じた研修

| 種別 | 都立学校 |
|-------|------|
| 1年次研修 | 465人 |
| 2年次研修 | 439人 |
| 3年次研修 | 506人 |
| 中堅Ⅰ研修 | 580人 |
| 中堅Ⅱ研修 | 511人 |

(イ) 職層に応じた研修

| 種別 | 都立学校 |
|---------|------------------------------|
| 主任教諭研修 | 1024人（530人（任用時）、494人（任用前）） |
| 4級職研修 | 265人 |
| 主幹教諭研修 | 262人（146人（任用時）、116人（スキルアップ）） |
| 指導教諭研修 | 3人 |
| 教育管理職研修 | 624人 |
| 校長研修 | 249人 |
| 副校長研修 | 375人 |

(ウ) 教員の教育課題に関する対応力を高める研修

| 種別 | 公立学校 |
|------------------|--------|
| 特別支援教育コーディネーター研修 | 234人 |
| 教科等に関する専門性の向上 | 2,438人 |
| 教育課題に関する専門性の向上 | 3,299人 |

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

イ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた工夫

(7) 経験に応じた研修

| | 教育センター等における研修 |
|-------|--------------------|
| 1年次研修 | 全12回中6回をオンライン研修で実施 |
| 2年次研修 | 全3回中2回をオンライン研修で実施 |
| 3年次研修 | 全2回中2回をオンライン研修で実施 |
| 中堅Ⅰ研修 | 全8回中8回をオンライン研修で実施 |
| 中堅Ⅱ研修 | 全2回中2回をオンライン研修で実施 |

成果

ア 具体的な成果

| | |
|---------------------|--|
| 経験に応じた研修 | 受講者アンケートからは、「自分自身が生徒に対してオンライン授業を実施する機会があったため、オンライン研修を通して流れ・組み立てが大変参考になった。」「若手教員への助言を積極的にすることが中堅教諭の大切な使命であると自覚した。」などの感想が見られた。 |
| 主任教諭研修 | 理解度診断テストは、多肢選択型問題に加え、記述型問題を実施した。また、OJTに関する事例検討（個人演習）を取り入れることで、動画を視聴するだけでなく、主体的に考えさせることができた。 |
| 主幹教諭研修 | スキルアップ研修では、演習の内容をカリキュラム・マネジメントに変更し、主幹教諭としての具体的な取組を考え、経営への参画意識を高めることができた。 |
| 指導教諭研修 | 異なる校種・教科でも共通する要素を盛り込んだ配布資料を作成するため、事務局が基礎資料を作成して、講師訪問を行い、その結果、講義内容を充実することができた。 |
| 教育管理職研修 (校長・副校長) | オンライン研修（オンデマンド配信、ライブ配信）により、研修効果を高めることができた。 |
| 特別支援教育コーディネーター研修 | 受講対象者の経験年数等で講座を設定したことにより、受講者のニーズに応じた研修を実施することができた。 |
| 教科等に関する 専門性の向上 | 教科調査官や大学教授等を講師として招へいしたことで、受講者が学習指導要領の理解の推進や課題意識の向上を図ることができた。 |
| 教育課題に関する 専門性の向上 | 喫緊の教育課題等を取り上げ、演習や協議等を効果的に取り入れた研修を実施し、受講者の満足度や理解度を高めることができた。 |

イ 効果測定結果

受講者アンケートにおける満足度・理解度や校長評価において、高い評価を得ることができた。

| | 受講者アンケート | | 校長評価 |
|------------------|----------|--------|-------|
| | 満足度 | 理解度 | 成果 |
| | 肯定的 | 肯定的 | 肯定的 |
| 1年次研修 | 98.5% | 98.1% | 84.9% |
| 2年次研修 | 97.5% | 97.3% | 83.1% |
| 3年次研修 | 98.2% | 98.9% | 86.0% |
| 中堅Ⅰ研修 | 96.2% | 99.0% | |
| 中堅Ⅱ研修 | 95.8% | 98.9% | |
| 主任教諭研修 | 99.0% | 99.0% | |
| 主幹教諭研修 | 99.0% | 99.0% | |
| 指導教諭研修 | 100.0% | 100.0% | |
| 校長研修 | 99.0% | 97.0% | |
| 副校長研修 | 100.0% | 99.0% | |
| 特別支援教育コーディネーター研修 | 90.3% | 89.8% | |
| 教科等に関する専門性の向上 | 91.9% | 92.1% | |
| 教育課題に関する専門性の向上 | 89.1% | 90.1% | |

※特別支援教育コーディネーター研修、教科等に関する専門性の向上、教育課題に関する専門性の向上は、公立学校対象のアンケート調査結果

※1年次研修、2年次研修、3年次研修及び中堅Ⅰ研修は、都立学校対象のアンケート調査結果

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

ウ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた工夫から得られた成果

緊急事態宣言下等の際には、Web 会議システムや動画配信による研修を実施することで、研修のねらい及び内容に応じた研修形態で代替研修を行うことができた。

課 題

| | |
|----------------------|---|
| 1 年次研修 | 校外における研修では、研修内容について3年次までの系統性をより一層もたせ、受講者が児童・生徒の主体的な学習を促すことができるようにする必要がある。 |
| 2 年次研修 | 校外における研修では、研修内容について1年次から系統性をより一層もたせ、受講者が学習状況を、適切に評価できるようにする必要がある。 |
| 3 年次研修 | 校外における研修では、研修内容について1年次から系統性をより一層もたせ、受講者が自身の授業改善に努めることができるような工夫が必要である。 |
| 中堅Ⅰ研修 | 校外における研修では、研修内容について若手教員研修や職層に応じた研修との系統性をより一層もたせ、教育公務員としての資質向上と若手教員への適切な助言・支援ができるような工夫が必要である。 |
| 中堅Ⅱ研修 | 校外における研修では、研修内容について中堅教諭等資質向上研修Ⅰとの系統性をより一層もたせ、専門知識や幅広い教養、学校運営に積極的に参画するための企画立案能力、教育課題への対応力等を高めることができるような工夫が必要である。 |
| 主任教諭研修 | 学校運営を中心とした問題解決力の向上をねらいとした協議の充実を図る必要がある。 |
| 主幹教諭研修 | 演習で取り扱う教育課題を最新の東京都の喫緊の教育課題とするよう検討していく。デジタル化の推進を図る必要がある。 |
| 指導教諭研修 | 校種・教科が多様な受講者のニーズに対応できる研修の運営・体制づくりが必要である。デジタル化の推進を図る必要がある。 |
| 教育管理職研修 (校長・副校長) | 教育課題等を踏まえ、研修内容を一層工夫する必要がある。 |
| 特別支援教育 コーディネーター研修 | 受講対象者の経験年数の幅が広いこと、より多くの教員に受講を促すために研修の実施形態を工夫する必要がある。 |
| 教科等に関する 専門性の向上 | 教員がデジタル機器を活用するための研修だけでなく、一人1台端末を活用した指導を充実させる研修を構築する必要がある。 |
| 教育課題に関する 専門性の向上 | 最新の教育課題に対する教員の幅広いニーズに、更に応える研修の構築を図る必要がある。 |

今後の取組の方向性

| | |
|--------|--|
| 1 年次研修 | 校外における研修において「主体的・対話的で深い学び①」として、受講者が児童・生徒の主体的な学習を促すことができることをねらいとした研修を実施する。 |
| 2 年次研修 | 校外における研修において「主体的・対話的で深い学び②」として、受講者が学習状況を、適切に評価できることをねらいとした研修を実施する。 |
| 3 年次研修 | 校外における研修において「主体的・対話的で深い学び③」として、受講者が自身の授業改善に努めることができることをねらいとした研修を実施する。 |
| 中堅Ⅰ研修 | 校外における研修において、教育公務員としての資質向上についての内容に「文書事務」を追加し、受講者が、若手の作成した文書等への助言・支援に努めることができることをねらいとした研修を実施する。 |
| 中堅Ⅱ研修 | 校外における研修において、教育課題への対応やICTの利活用に関する研修内容をさらに深めるとともに、受講者が学校運営への参画意識を一層向上できることをねらいとした研修を実施する。 |

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

| | |
|----------------------|---|
| 主任教諭研修 | オンライン研修（ライブ配信、ライブ配信・双方向）の検討を含めて内容及び方法の充実を図っていく。 |
| 主幹教諭研修 | 研修改善検討会において、報告書や研修アンケートの結果を基にして、内容を検討していく。デジタル化の推進に伴い、オンライン研修（オンデマンド配信、ライブ配信）を行う。 |
| 指導教諭研修 | 研修改善検討会において、報告書や研修アンケートの結果を基にして、内容を検討していく。デジタル化の推進に伴い、オンライン研修（オンデマンド配信、ライブ配信）を行う。 |
| 教育管理職研修 （校長・副校長） | 外部講師の積極的な活用も含め、職層及び校種のニーズに沿った講師を選定していく。 |
| 特別支援教育 コーディネーター研修 | 複数回で実施していた研修を1回ごとの研修に再編し、より多くの教員の受講を促す研修内容としていく。 |
| 教科等に関する 専門性の向上 | 各校種、各教科に「一人1台端末の各教科における効果的な活用のため」の研修を新設し、教員が一人1台端末を活用した効果的な指導法を獲得する研修としていく。 |
| 教育課題に関する 専門性の向上 | 大規模研修等について、受講者が受講しやすい状況を選択できる形態を工夫するなど、教員の幅広いニーズに応える研修としていく。 |

(2) Web 研修

目 標

研修のねらいを効果的に達成するとともに、教員のライフ・ワーク・バランスの実現に向け、通所研修に要する移動時間の短縮及び教員の負担感の軽減を図る。

取組状況

集合研修から、オンライン研修へ変更できる研修を整理、実施した。

成 果

- ア ライブ配信による双方向型の研修
WEB上で、リアルタイム双方向の研修を実施
- イ ライブ配信による一方向型の研修
WEB上で、リアルタイム一方向の研修を実施
- ウ オンデマンド配信による研修
収録した動画を一定期間に視聴し、課題等を提出する研修を実施
令和3年度研修動画撮影実績 132本

課 題

- ア 一人1台端末の活用等現在の教育課題に応じた内容の動画が少ない。
- イ 各課の代替研修のために作成した動画の活用が図られていない。

今後の取組の方向性

- ア 実施する研修を録画・編集し、自己啓発動画として、計画的に更新する。
- イ 4月のICT担当者説明会で、必要な自己啓発動画の内容について周知する。随時、関連動画の提供を受け、自己啓発動画の充実を図る。
- ウ 効果的な授業実践事例 動画の作成及び配信

(3) 人事交流の促進による人材の育成等

目 標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和3年度に教員の定期異動実施要綱（以下、「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

成 果

異動要綱の改正により、特別支援教育に関わる教員に優位性をもたせ、特別支援教育に意欲と熱意をもたせる仕組みを構築した。

また、異校種期限付異動を経験した教員からは、「生徒対応、保護者対応に自信をもてるようになった。」、「就学から就労までの指導を見たことで、自身の指導に見通しを立てやすくなった。」、「考える視野が広がり、判断材料が増え、小中学校との交流に当たって円滑にいかないことも、異校種期限付異動した教員がいることで小中学校の事情を掴みやすくなる。」といった前向きな所感を得ている。

課 題

児童・生徒数が将来的に減少する見込みである一方、特別支援学校の在籍者数は増加する見込みとなっており、より多くの教員に対して特別支援教育の専門性を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行ない、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意ある教員を「特別支援学級中核教員」に認定し、安定した人材育成を図り、特別支援学級の組織体制を強化する。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施

目 標

都内公立中学校及び高等学校等の外国語（英語）科教員（以下「英語科教員」という。）及び都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る講義等を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資する。

また、都内公立高等学校の国際バカロレア（以下「IB」という。）コース等で英語による指導を行う教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営するIBに係る講義等を受講させ、最新のIBに係る教授法を習得させることを通して、都内公立学校におけるIBディプロマプログラムを充実させる。

さらに都内公立中学校、高等学校及び特別支援学校等の国際交流担当教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する国際交流に係るプログラムや実習等を受講させることを通して、都内公立学校の国際交流を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

【令和3年度実績】

新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣を中止したが、オンラインによる代替研修を実施した。

成 果

47名がオンラインで代替研修を受講した。

課 題

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、海外渡航が困難な場合はオンラインで代替研修を実施すること等を検討する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）

目 標

生徒の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや活動の観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレットを作成した。これらを活用した授業実践等を「授業力向上セミナー」として広く中学校英語科教員に公開し、優れた実践や学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方を学ぶ機会とした。

令和3年度は、「授業力向上セミナー」全3回のうち、第1回は開催したが、新型コロナウイルス感染症の状況から、第2回、第3回については中止し次年度に延期した。

成 果

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の受講者に対するアンケート集計結果より（第1回）

| 項 目 | 「よくあてはまる」「ややあてはまる」の合計 | 「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の合計 |
|--|-----------------------|--------------------------|
| ①中学校外国語科の目標や学習評価などについて理解することができた。 | 100% | 0% |
| ②授業者や授業者・講師の説明等を通じて、テーマについて理解を深めることができた。 | 100% | 0% |
| ③自身の指導と評価の改善につながる内容だった。 | 99.4% | 0.6% |

課 題

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。一方で、「読むこと」及び「書くこと」の指導、「生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする指導について」は、依然として不安に感じている受講者の割合がそれぞれ、64.4%、66.7%、57.0%であった。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を見られる機会を提供するとともに、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等、新たな課題も研修内容に含めていくことで、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、年3回実施する。実施の際には、「書くこと」及び「読むこと」、「学習の見通しや振り返り」など、前年度の受講者アンケートにより把握した中学校英語科教員が課題と感じている指導内容や、デジタル教科書（一人1台端末）の活用等新たな課題等についても扱うこととする。さらに、今年度作成した指導資料冊子等も効果的に活用し、学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価に関する情報及び授業実践事例等を発信していく。

3 特別支援教育を推進する教員の資質向上（人事部）

(1) 人事交流の促進による人材の育成等（再掲）

目 標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和3年度に教員の定期異動実施要綱（以下、「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

成 果

異動要綱の改正により、特別支援教育に関わる教員に優位性をもたせ、特別支援教育に意欲と熱意をもたせる仕組みを構築した。

また、異校種期限付異動を経験した教員からは、「生徒対応、保護者対応に自信をもてるようになった。」、「就学から就労までの指導を見たことで、自身の指導に見通しを立てやすくなった。」、「考える視野が広がり、判断材料が増え、小中学校との交流に当たって円滑にいかないことも、異校種期限付異動した教員がいることで小中学校の事情を掴みやすくなる。」といった前向きな所感を得ている。

課 題

児童・生徒数が将来的に減少する見込みである一方、特別支援学校の在籍者数は増加する見込みとなっており、より多くの教員に対して特別支援教育の専門性を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意ある教員を「特別支援学級中核教員」に認定し、安定した人材育成を図り、特別支援学級の組織体制を強化する。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

目 標

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を徹底する。全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していく。

取組状況

ア 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。（指導部）

イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。（指導部）

ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach賞により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。（指導部）

エ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和2年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、令和3年6月24日に、「令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における令和3年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、令和3年11月30日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「令和3年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

オ サービス事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施（人事部）

サービス事故防止月間（7・8月、12月）のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事件事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえてサービス事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

成 果

ア 教員の意識改革を図る研修の展開（指導部）

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。

イ 運動部活動顧問に対する講習の実施（指導部）

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を実施した。

ウ 特別研修プログラムの実施（指導部）

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、心理職を含めた専門家による指導方法・意識改善プログラムを実施した。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

エ Good Coach 賞の顕彰（指導部）

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式を中止した。

| | 中学校 義務教育学校後期課程含む。 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-------|----------------------|------|--------|
| 令和3年度 | 23人 | 9人 | 1人 |

オ 外部指導者バッジ・資格証の配布（指導部）

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証及びバッジを配布した。

カ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和3年6月に公表した令和2年度の実態調査では、体罰を行った者は前年度比で12名減少して7名となり、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では26分の1に減少している。本調査を開始した平成24年度以来、初めて一桁の人数となった。

課 題

- ア 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- イ 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。
- ウ 正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師等の会計年度任用職員による体罰に関するサービス事故が発生していることから、産休・育休代替教員や会計年度任用職員を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。
- エ 体罰を行った者は、体罰実態調査を開始した平成24年度以来、初めて一桁の7人となり、また体罰には至らない不適切な行為についても、前年度と比較して減少しているものの、いまだ体罰及び不適切な行為の根絶には至っておらず、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- イ 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- ウ 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、会計年度任用職員については、体罰や不適切な指導の防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。
- エ 体罰はもちろんのこと、体罰につながる不適切な行為の根絶を図るため、令和3年4月に改訂した教職員がとるべき具体的な行動例等をまとめたガイドラインや、直近のサービス関連の話題をまとめ全都立学校教職員・全区市町村教育委員会等へ発信している「ふくむニューズレター」及び体罰関連行為の防止に係るセルフチェックシートなどを、サービス事故防止研修等あらゆる機会を捉えて活用していく。
- オ サービス事故防止月間にあわせて、各学校において設定した体罰根絶に向けた宣言を、ホームページ等により年間を通じて公表することにより、各学校の姿勢を広く示し、教職員の意識改革をより一層図っていく。
- カ これらの取組に加え、部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインを活用するとともに、区市町村教育委員会等が主催するサービス事故防止研修に管理主事等を講師として派遣し、研修の充実を図る。

| | | |
|-----------------|----|---------------------------------------|
| 基本的な方針 | 9 | これからの教育を担う優れた教員の育成 |
| 施策展開の方向性 | 24 | 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します |
| 予算額：1,783,917千円 | | 決算額：1,552,757千円 |

1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部）

目 標

(1) 学校マネジメント強化事業

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

(2) 学校リーダー育成プログラム

将来、主幹教諭や教育管理職として活躍する力を有している教員に対し、早期段階で学校マネジメント能力を育成する。

取組状況

(1) 学校マネジメント強化事業

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、支援員の配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。

令和4年度は都内小中学校894校、都立学校134校の規模で実施し、特に昇任間もない副校長への支援を充実させていく。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア 学校マネジメント講座

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭相当以上の力を有する者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

イ 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、修了者対象のアドバンスコースを含む全5回を実施する計画だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第3回の講座を中止した。

【第1回】令和3年7月9日実施（リモート形式）

・内容：講義「民間企業における組織マネジメント」（理論編）等

【第2回】令和3年7月29日及び8月2日実施（リモート形式）

・内容：グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等

【第3回】中止

【第4回】令和3年10月8日実施（リモート形式）

・内容：講義「SDGsを導入した企業実践」、グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等

成 果

(1) 学校マネジメント強化事業

令和3年度は都内小中学校569校、都立学校46校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施した。

令和3年度は、副校長の勤務時間が全体で約6時間20分減少（実施前後の3月を比較して小学校で7時間1分/週の減、中学校で3時間36分/週の減。実施前後の6月を比較して高等学校で7時間39分/週の減、特別支援学校で8時間21分/週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア 学校マネジメント講座

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各区市町村及び学校経営支援センターの判断に応じて実施した。瑞穂町以外の西多摩地区及び島しょ地区を除いた全地区で実施予定である。

※令和2年度実績 40区市町村教育委員会で409名、3学校経営支援センターで128名が受講

イ 学校リーダー育成特別講座

学校リーダー育成特別講座（第1～4回）では、前年度までに各地区の学校マネジメント講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった191名（小学校94名、中学校51名、高等学校27名、特別支援学校19名）が受講した。

学校リーダー育成特別講座（アドバンスコース）では、前年度までに学校リーダー育成特別講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった76名（小学校43名、中学校16名、高等学校10名、特別支援学校7名）が受講した。

第1回～第4回受講者のアンケート結果では、受講者の98%が自身のマネジメント能力に関する課題を明確にできたと回答し、受講者の75%が「教育管理職選考を受験する」と回答した。

課 題

(1) 学校マネジメント強化事業

令和4年度からは、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させるとともに、新たに支援員を配置する学校でもすぐに効果的な活用が行われるよう、事例の共有を更に進めていく必要がある。

(2) 学校リーダー育成プログラム

オンライン会議導入等の影響で入札不調となり、予算削減のため第1回・第2回の運營業務を管理主事が担わざるを得なくなった。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、夏季1日集合研修である第3回講座を中止せざるを得なかった。オンライン開催となった第4回及びアドバンスコースも、接続等でのトラブルも若干みられたので、その改善が全てオンライン開催を予定する次年度への課題である。

また、地区が実施する学校マネジメント講座については、地区ごとの取組に差異があり、特別講座への地区からの推薦数や校種にも差が生じている。さらに、特別講座の修了者のうち、実際に教育管理職選考受験資格を得るまでの期間が空く者については、さらなるマネジメント力の向上及び教育管理職になるモチベーションを維持するための取組が必要である。

今後の取組の方向性

(1) 学校マネジメント強化事業

令和4年度から実施規模を拡大するが、依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多い

ことを踏まえ、事例の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指す。そして、副校長の業務負担の軽減や人材育成や学校経営に携われる時間を増やすことができていることを確認しつつ、本事業が副校長職の魅力向上に資する事業であることを更に周知・徹底していく。

(2) 学校リーダー育成プログラム

今後は中止のないオンラインによる研修方式を企画し、切れ目なく管理職選考受験候補者のマネジメント力育成に取り組んでいく。また、地区における過去の取組事例の紹介等を行うことにより校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまでの間、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。

さらに、区市町村教育委員会や学校経営支援センターによる学校マネジメント講座の充実のため、人事部作成の管理職リーフレット等を生かした研修やOJTの在り方等も示していく。教育管理職選考受験の年齢要件を満たして新たに有資格者となる者に受験を促すための直前講座である「アドバンスコース」を、引き続き次年度以降も実施する。

2 教育管理職登用の推進（人事部）

目 標

教育管理職選考の受験者を増やし、教育管理職の安定的な確保を目指す。

取組状況

教育管理職等への登用を促進するため、管理職選考受験啓発リーフレットの作成及び配布を行った。また、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成28年度から令和3年度までに合わせて14回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大している。

平成30年度から育児休業を取得中の教員も、教育管理職選考を受験できるようにした。

成 果

令和3年度の教育管理職選考の受験倍率は1.3倍となり、前年度より0.2ポイント上昇した。

課 題

令和3年度教育管理職選考における中学校の受験倍率は1.1倍となる等、校種によっては依然として教育管理職の確保が難しい状況が続いており、受験促進の取組が継続的な増加にまで結び付いていない。

今後の取組の方向性

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底して受験意欲の醸成・喚起を図る。

校長が、自己申告面談の機会などに「東京都立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を活用しながらキャリアプランを作るよう働き掛けをするほか、学校リーダー育成プログラム等、教育管理職登用推進のためのその他の取組についても継続実施し、教育管理職選考受験を促進していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|----|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 10 | 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」 |
|--------|----|-----------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|-----------------------|---|-------|-------------------------------|
| 教育職員の時間外労働の状況 | 1 か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合（令和 2 年 10 月） 都立高校 教諭等：60.7% 副校長：37.3% 都立特別支援学校 教諭等：75.0% 副校長：27.8% 都内公立小学校 教諭等：48.5% 副校長：21.7% 都内公立中学校 教諭等：42.5% 副校長：23.2% | — | 1 か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合が年々上昇 |
| TEPRO による学校への外部人材の紹介数 | 令和 3 年 12 月末 4,062 件 | — | 年々上昇 |

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|--|------------------------------------|-----|
| 施策展開の方向性 25：教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します | | |
| 1 | 学校を支える人員体制の確保 | 210 |
| 2 | 在校時間の適切な把握と意識改革の推進 | 214 |
| 3 | 部活動の負担の軽減 | 214 |
| 施策展開の方向性 26：多角的に学校を支援する新たな体制を構築します | | |
| 1 | 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援 | 216 |

| | | |
|-------------------|----|------------------------------------|
| 基本的な方針 | 10 | 教育の質を向上する「働き方改革」 |
| 施策展開の方向性 | 25 | 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します |
| 予算額：16,737,400 千円 | | 決算額：14,089,848 千円 |

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

(1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）（指導部）

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して、小学校教員へ学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる開催とした。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和3年度実績】

- これまで作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレットについて、指導主事連絡協議会や学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に課題に取り組む演習などを実施し、理解の深化を図った。
- 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導助言を行った。

成 果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ19.2%、16.4%、30.2%減少した。

課 題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、各区市町村教育委員会が独自に英語専科教員としている者及び外国語の授業を担当する時間講師等を新たに参加対象に加え「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施するとともに、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続することで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

- (2) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）
- (3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）
- (4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）
- (5) 社会の力活用事業（人事部）

目 標

- (2) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）
副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。
- (3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）
教員の負担軽減を図り、児童・生徒への対応や教材研究等に注力できる体制を整備する。
- (4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）
学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適應できていない児童へのサポートを行う人材の配置・活用により教員負担を軽減する体制を整備する。
- (5) 社会の力活用事業（人事部）
専門性の高い外部人材に一部の授業を任せることで教員の負担を軽減する。また、児童が、社会で活躍する外部人材との触れ合いを通じ、学ぶことの意味と自分の生活を結び付ける学びを実現するなど教育の質を向上する。

取組状況

- (2) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）
校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している。
都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、支援員の配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。
令和4年度は都内小中学校 894 校、都立学校 134 校の規模で実施し、特に昇任間もない副校長への支援を充実させていく。

- (3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）
教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に教員の業務を補助する会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助 1/3、都費 2/3）。
令和4年度も令和3年度に引き続き、各区市町村教育委員会からの意向に基づいて 1,879 人の規模で実施し、引き続き教員の負担を軽減していく。



(4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

区市町村が、学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適応できていない児童に対し、休み時間における見守りや、授業における声掛け、学習支援、その他簡易な児童対応を担う会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型））を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助 1/3、都費 2/3）。

令和 3 年度から 2 地区の小中学校計 49 校を指定し、そのうち 40 校で 1 年生を支援する会計年度任用職員を配置、負担軽減効果の確認やより有効な活用方法の検討を開始した。令和 4 年度も引き続きより有効な活用方法の検討を進めていく。

(5) 社会の力活用事業（人事部）

区市町村が、高い専門性を有する外部人材を特別非常勤講師として任用した際、その費用を補助している（都費 10/10）。

また、外部人材の活用を検討する区市町村に対して、都が小学校 3・4 年生の外国語活動を指導する外部人材を公募し、学校での規律等についての研修を受講させた上、紹介している。

成 果

(2) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）

令和 3 年度は都内小中学校 569 校、都立学校 46 校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施した。

令和 3 年度は、副校長の勤務時間が全体で約 6 時間 20 分減少（実施前後の 3 月を比較して小学校で 7 時間 1 分/週の減、中学校で 3 時間 36 分/週の減。実施前後の 6 月を比較して高等学校で 7 時間 39 分/週の減、特別支援学校で 8 時間 21 分/週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

(3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和 3 年度は、都内区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の全校に 1 名ずつスタッフを配置できるよう、約 1,879 人の事業規模で実施し、最終的に 54 地区 1,803 人（令和 2 年度は 53 地区 1,698 人）のスタッフ配置に係る任用費用を補助した。

また、配置校においては、従来は授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に済ませてくれることや教室の換気・健康観察の記録整理といった感染症対策にもスタッフが活用できることから、教員の負担軽減効果が報告されている。具体的には令和 3 年 10 月の調査において、実施前後の教員 1 名あたりの勤務時間が 3 時間 24 分/週減少するとともに、事務作業をスタッフに任せられることによる心理的な負担軽減や、児童・生徒と関わる時間が増えたことの声が報告されている。

各区市町村からは、より一層の教員の負担軽減のため、令和 4 年度に向けても引き続き多くの配置希望が寄せられている。

(4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

令和 3 年度においては、会計年度任用職員を配置できなかった学校もあった。一方、活用を開始した学校では、勤務時間への変化は表れていないものの、既に「特別な指導を要する場面や児童への対応が必要な際、サポートがあることでより早く問題解決を図ることができる。保護者対応の回数や負担も減った。」という声や、「もう少し長い時間勤務して欲しい。増員して欲しい。」などの声が上がっている。

(5) 社会の力活用事業（人事部）

令和3年度においては、小学校3・4年生の外国語活動に係る指導を中心に、約60校250学級で特別非常勤講師が活用された。

区市町村からは、継続して活用したい旨の声とともに、体育に係る指導を任せられることができる外部人材の紹介に係る希望の声も上がっている。

課 題

(2) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）

令和4年度からは、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させるとともに、新たに支援員を配置する学校でもすぐに効果的な活用が行われるよう、事例の共有を更に進めていく必要がある。

(3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校にスタッフが配置できるよう、取組を拡充する必要がある。

(4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

勤務時間の変化を確認しつつも、学校現場での活用や様子の変化を丁寧に探り、有効な活用方法や、勤務時間以外の面での定量的な効果を確認していく必要がある。

(5) 社会の力活用事業（人事部）

子供が積極的に授業へ参加できている様子や社会と学びとのつながりへの気付きなどを確認しつつ、教員の指導案作成や授業準備などに係る時間や負担感の変化を検証していく必要がある。

今後の取組の方向性

(2) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

令和4年度から実施規模を拡大するが、依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多いことを踏まえ、事例の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指す。そして、副校長の業務負担の軽減や人材育成や学校経営に携われる時間を増やすことができていることを確認しつつ、本事業が副校長職の魅力向上に資する事業であることを更に周知・徹底していく。

(3) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和4年度は引き続き都内の全区市町村立学校に1人ずつ配置できる1,879人の配置規模を確保し、必要とする学校にスタッフの配置が可能になるよう支援する。また、スタッフの有効な活用例を発信するなどの取組や、スタッフ配置による教員の負担軽減効果の測定・公表により、より一層のスタッフ配置・活用を促進していく。

(4) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

多角的な検証を着実に進め、より学校の求めるニーズに近い事業のあり方や人材の活用を検討していく。

(5) 社会の力活用事業（人事部）

学校からのニーズが高い、体育の指導を行える外部人材の活用にも取り組む。また、継続的に高い専門性を有する外部人材を確保し、求める学校へ紹介していくを通じ、小学校における特別非常勤講師の活用を定着させていく。

2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部）

(1) 在校時間の適切な把握と活用

目 標

「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づく時間外在校等時間（月 45 時間を上限）の実現

取組状況

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教育職員の在校等時間を客観的に把握している。令和 2 年 4 月 1 日からの「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を受けて、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、都立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限（原則 1 か月 45 時間、年間 360 時間）等について、都教育委員会規則で定めた。

成 果

都立学校の教育職員に係る令和 3 年度 10 月の時間外在校等時間は、高等学校では教諭等・副校長ともに 45 時間以下の割合が令和元・2 年度に比較して増加した。特別支援学校では教諭等の 45 時間以下の割合が令和元・2 年度に比較して増加した。副校長については 45 時間以下の割合が令和 2 年度と比較して減少した一方、80 時間超の割合は令和元・2 年度と比較して減少した。

課 題

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら学校運営を継続した 1 年であった。新型コロナウイルス感染症防止対策の影響の有無を含め、引き続きその動向を注視していく必要がある。

今後の取組の方向性

都立学校において、引き続き、管理職が教育職員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じて、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図っていく。

3 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

目 標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

成 果

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・ 都立学校 179 校に対して 818 名を配置
- ・ 中学校 38 区市村 607 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1/3、都 1/3）

イ 効果

- ・ 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・ 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・ 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。
- ・ コロナ禍の部活動中止期間においても、自宅にいる生徒に対しオンラインや書面等による指導の継続を行った。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を作成・配布した。

課 題

ア 人材の側面

- ・ 部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・ 適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・ 国が示す 1 時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。
- ・ 国の補助事業を継続的に実施すること。

今後の取組の方向性

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。（都立学校：800 人、公立中学校：612 人）

イ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進すること。

| | | |
|---------------|----|-----------------------------|
| 基本的な方針 | 10 | 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」 |
| 施策展開の方向性 | 26 | 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します |
| 予算額：508,911千円 | | 決算額：391,483千円 |

1 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）

(1) 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携

目 標

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする。

取組状況

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 人材バンクを設置することにより多様な外部人材（サポーター）を確保し、都内の公立学校・教育委員会のニーズに応じた人材を紹介
- ・ サポーターの登録及び学校におけるバンク利用促進に向け、都民向けシンポジウムの開催、ニューズレターの発行、電車内広告等を実施した。
- ・ 企業等の社員がボランティアとして学校の授業での端末操作等を支援

○学校法律相談デスク事業

- ・ 都立学校を対象に、日々の現場で生じる懸案事項について、初期段階から気軽に弁護士等に相談できる窓口を設置し、相談を実施
- ・ 「学校法律相談デスク通信」の配信等により学校へ事業を周知した。
- ・ 副校長を対象に、弁護士を講師として、学校で生じる法的課題への対応のポイントについて、事例を用いた講義・演習を実施

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 都立学校施設の多様な小口・緊急修繕工事を迅速かつ安定的に実施

○国際交流コンシェルジュ事業

- ・ 国際交流の取組内容に関する相談や支援システム(Web)に関する問合せへの対応、教員向けオンライン説明会等、交流活動の実施につながるようフォローアップなどを実施
- ・ 都内公立学校のニーズに沿った海外の学校を紹介し、マッチングするとともに、双方の児童・生徒による交流活動の実施を、準備段階から当日の運営まで総合的にサポート
- ・ 在京大使館やNPO法人等が提供する、大使館職員や留学生による学校訪問・講師派遣等の教育プログラムについて、申込から実施までコーディネート

成 果

○TEPRO Supporter Bank 事業

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|--------|---------|
| サポーター登録者 | 8,108人 | 10,071人 |
| 個人 | 4,323人 | 5,676人 |
| 団体 | 3,785人 | 4,395人 |
| 団体数 | 72団体 | 115団体 |
| 求人数 | 2,592件 | 2,913件 |
| サポーター紹介数 | 2,129件 | 5,436件 |
| 学校が採用した人員 | 634人 | 1,001人 |
| 個人 | 625人 | 745人 |
| 団体 | 9人 | 256人 |
| 団体数 | 3団体 | 17団体 |
| 学校の満足度 (サポーターを採用した公立学校へのアンケートにより調査) | 89.4% | 91.7% |

- ・ 様々な知識や経験等を有するサポーターの活用を促進し、児童・生徒の学習支援や教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図った。

○学校法律相談デスク事業

| | 令和2年度 (令和2年5月から事業開始) | 令和3年度 |
|---------------------------------------|-------------------------|-------|
| 相談件数 | 88件 | 91件 |
| 学校の満足度 (同デスクを利用した都立学校へのアンケートにより調査) | 86.4% | 88.9% |

- ・ 教職員の負担軽減、トラブルの未然防止及び早期解決、学校の課題解決能力の向上を図った。

○都立学校施設維持管理業務事業

| | 令和2年度 (令和2年7月から事業開始) | 令和3年度 |
|-------------|-------------------------|--------|
| 小口・緊急修繕工事件数 | 4,061件 | 5,064件 |

- ・ 施設の安全性維持やバリアフリーの向上等、対象とする工事内容の範囲を拡大し、教育環境整備を推進した。

○国際交流コンシェルジュ事業 (令和3年4月から事業開始)

(令和3年度末時点)

相談件数 536件、交流活動の実施に向けて都内公立学校と海外の学校とをマッチングした件数 325件、在京大使館やNPO法人等が提供する教育プログラムについて各学校の申込から実施までをコーディネートした件数 219件

課 題

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供
- ・ 事業の更なる活用を促進するための学校へのPRや、学校ニーズの把握とマッチング強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や、ICT支援など学校を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応

基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

○学校法律相談デスク事業

- ・ 法律相談デスクの一層の活用
- ・ 事例の周知等による学校の課題解決能力の一層の向上

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 施設の実査や最新図面による的確な修繕発注の一層の推進

○国際交流コンシェルジュ事業

- ・ 国際交流コンシェルジュ事業の更なる利用促進
- ・ 国際交流活動のメニューの充実

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

- ・ 組織体制の盤石化、優秀な人材確保に向けた柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備

今後の取組の方向性

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 成功事例の紹介等による学校への外部人材活用促進
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や ICT 等、教育課題に対応した人材の確保、活用促進
- ・ 登録前研修や登録後のフォローアップ研修等によるサポーターのスキルアップ及びサポーターに対する定期的な情報提供

○学校法律相談デスク事業

- ・ 校長研修・副校長研修において弁護士等による講義・演習を実施
- ・ 学校法律相談デスクに寄せられた相談事例の学校への周知
- ・ オンライン相談体制の環境を整備

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 修繕対象校の図面・写真等のデータベース化
- ・ 登録工事店に対する、法令改訂・具体的対応等の研修や指導の徹底

○国際交流コンシェルジュ事業

- ・ 国際交流協会を設置している 22 区市の教育委員会との連携強化
- ・ 校長会・副校長会や英語科教員向け研修での効果的な取組事例の紹介
- ・ 校種に応じたオンライン交流活動をメニュー化して学校に提案

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

- ・ 決裁の電子化などデジタル活用による業務効率化
- ・ テレワークや勤務形態等柔軟な働き方の推進

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|----|-----------------|
| 基本的な方針 | 11 | 質の高い教育を支える環境の整備 |
|--------|----|-----------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|--|---|-------|-------|
| 学校の学習用ネットワーク環境（通信の安定・速度など）について、「不満」・「やや不満」と感じている割合 | 令和4年3月 不満・やや不満 教員：41.2% 生徒：64.2% | — | 30%以下 |

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|-----|
| 施策展開の方向性 27：教員一人一人の健康保持の実現を図ります | | |
| 1 | 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進 | 220 |
| 施策展開の方向性 28：質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します | | |
| 1 | 学校施設の耐震化の推進 | 223 |
| 2 | ブロック塀等の安全対策の推進 | 225 |
| 3 | 国産木材の利用の促進 | 226 |
| 4 | 空調設備の整備の促進 | 227 |
| 5 | トイレ整備の推進 | 229 |
| 6 | 環境に配慮した整備の推進 | 231 |
| 7 | 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲） | 232 |
| 8 | 安全対策のための防犯カメラの整備 | 237 |

| | | |
|---------------|----|---------------------|
| 基本的な方針 | 11 | 質の高い教育を支える環境の整備 |
| 施策展開の方向性 | 27 | 教員一人一人の健康保持の実現を図ります |
| 予算額：976,068千円 | | 決算額：600,070千円 |

1 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部）

目 標

「早期自覚」「早期対処」を基本方針として、教職員の精神的健康の保持向上並びに疾病の早期発見及び早期治療を促進し、かつ、円滑な職場復帰の実現を図る。

都立学校教職員の健康の保持増進を図るため健康診断を実施し、受診率向上を目指す。

教職員のメンタルヘルス対策等の事業について、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、感染対策に万全を期しながら実施する。

取組状況

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 啓発活動

全教職員を対象にメンタルヘルスに関する知識の普及啓発のための冊子を配布し、併せて事業案内リーフレットを作成・配布し、相談窓口の周知を行った。

イ ストレスチェック

都立学校全教職員を対象にストレスチェックを実施するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場環境改善アドバイザー派遣を実施した。

ウ 相談窓口・訪問相談

臨床心理士等による土日相談、電話相談及びメール相談、管理職を対象としたラインケア、セミナーへの講師派遣及び個別面談を実施した。また、精神科医による面接相談も実施した。

エ 職場復帰支援

医療機関等における職場復帰訓練及びリワークプラザ東京における所属学校における職場復帰訓練を継続して実施、令和3年度からは、医療機関プログラムと学校プログラムを一体とした新たなリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）を医療機関拠点に開始し、復職支援の充実に努めた。

オ 「副校長ベーシックプログラム」の実施

新任副校長を対象に、総合的な人材育成の一環として、こころのケアに関する知見等を深め、心身の健康管理の機会を創出することを目的として、資料配布を行った。

(2) 都立学校教職員の健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施した。高気圧業務従事者健診については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により安全を確保した実施方法が確立されていないため、実施できなかった。

特別健診として、女性健診、V D T健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施した。

いずれの健康診断においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、医療機関と連携を図りながらマスクの装着、消毒液の設置、飛沫対策等を徹底するとともに受診者である都立学校教職員に対しても感染対策の徹底を周知し、感染防止に努めた。

(3) 都立学校の安全衛生管理

都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供するなど、都立学校の安全衛生管理を支援した。

長時間労働による健康障害防止のため、産業医による長時間労働者への面接指導の実施について、都立学校長に対し働きかけを行った。

成 果

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

| 事業内容 | 実施件数・成果等 |
|----------------------|----------------------------|
| ストレスチェック | 19,395 件 受検率 86.1% |
| 精神科医による面接相談 | 面接 25 件 電話 447 件 メール 159 件 |
| 土日相談 | 1,079 件 |
| 管理職を対象としたラインケア | 93 件 |
| セミナー講師派遣・個別面談 | 49 件・230 件 |
| 職場復帰訓練（所属学校、連携プログラム） | 開始承認 149 件 |
| 副校長ベーシックプログラム | 333 件 |

セミナーへの講師派遣等事業は、講義、リラクゼーション、ストレスマネジメント、事例検討、個別面談等ニーズに応じて内容を工夫して実施し、利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる。」「自信を見つめ直す良い機会であった。」などの意見があった。また、学校や教育委員会の要望を受け、新型コロナウイルス感染対策として一部はオンラインによる形式で実施した。

所属学校における職場復帰訓練実施者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復帰することができた。」等の意見があった。令和3年度から新たに開始したプレリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）の参加者からは、「職場復帰に向けて何をすべきかよく分かった。」「前向きな気持ちになれてよかった。」「経験者の方のお話が参考になった。」等の意見があった。

副校長ベーシックプログラムは当初、宿泊研修（福島県）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替実施（資料配布）に変更して実施した。

(2) 都立学校教職員の健康診断

健診受診率

| 健診種別 | 受診率 |
|---------|-------|
| 生活習慣病健診 | 88.4% |
| 呼吸器系健診 | 88.0% |

(3) 都立学校の安全衛生管理

| 事業内容 | 実施件数・成果等 |
|-------------|----------|
| 都立学校安全衛生委員会 | 4 回 |

課 題

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

- ア ストレスチェックの受検率の向上
- イ メンタルヘルス対策事業の更なる周知・啓発
- ウ 職場復帰支援事業の利用促進

(2) 都立学校教職員の健康診断

受診率の更なる向上

(3) 都立学校の安全衛生管理

都立学校における安全衛生委員会のより一層の活性化

今後の取組の方向性

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

- ア 引き続きストレスチェックの実施及び活用について周知し、受検率の向上を図る。
- イ 学校・教育委員会宛ての通知のほか、東京都教育委員会ホームページ、啓発冊子及び公立学校共済組合の広報誌への掲載、チラシ・リーフレットの作成・配布等、教職員への事業紹介について周知・啓発を実施していく。
- ウ 令和3年度から開始した新たなリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）について、多様なツールを活かして周知を行うとともに、医療機関等における職場復帰訓練、所属学校における職場復帰訓練の利用も引き続き案内し、希望者が個々に合った効果的な復職支援を受け、円滑な復職と再休職の防止につながるよう実施していく。

(2) 都立学校教職員の健康診断

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期しながら、都立学校教職員が安心して受診できるよう安全な健康診断実施を目指す。あわせて、受診者である都立学校教職員が健診実施に関する情報を適時適切に得られるよう、全都立学校に対してメールや掲示板等を活用しながら受診勧奨を行っていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理

都立学校における安全衛生委員会の好事例の取組紹介を行うなど、引き続き安全衛生管理体制の充実を図る。

| | | |
|-------------------|----|--------------------------|
| 基本的な方針 | 11 | 質の高い教育を支える環境の整備 |
| 施策展開の方向性 | 28 | 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します |
| 予算額：19,623,321 千円 | | 決算額：15,211,483 千円 |

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

- (1) 公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）
 区内区市町村立学校施設における非構造部材の耐震化の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。
- (2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）
 天井等の落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化する。

取組状況

- (1) 公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）
 平成 25 年度から 30 年度まで非構造部材の耐震対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行ってきた。令和元年度以降も財政支援を継続することとし、令和 3 年度は非構造部材の耐震対策を行った 21 区市町村 96 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

| 時点 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実績 | 163 事業 | 146 事業 | 127 事業 | 81 事業 | 55 事業 | 96 事業 |

- (2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）
 平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。
 また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

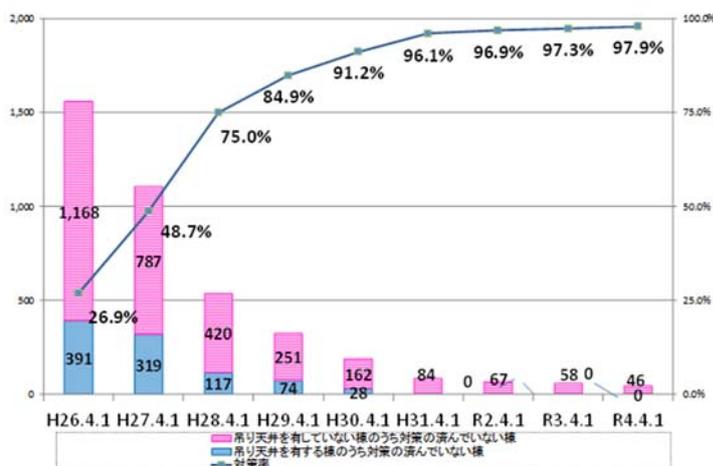
【令和 3 年度実績】

・つり天井材の撤去、落下防止対策：17 校（武道場 9 校）

成 果

- (1) 公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）
 区内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は、下記のとおり着実に進んでおり、令和 4 年 4 月 1 日現在の対策率は、97.9%である（速報値）。

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策の状況



文部科学省調査「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」による

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

- ・ 都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校対策済
- ・ 都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 248 校中 240 校対策済 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

課 題

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進 (地域教育支援部)

屋内運動場等の吊り天井については対策を完了したものの、吊り天井以外の照明器具やバスケットゴールについて、令和 4 年 4 月 1 日現在、9 区市町村で 46 棟が対策未完了である (速報値)。

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進 (地域教育支援部)

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和 3 年度末を終期としていたが、非構造部材の耐震化をはじめとしたさまざまな安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を 2 年間延長し、令和 5 年度を終期とすることとなった。

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

- (1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）
 都内区市町村立学校施設における児童・生徒等の安全確保上必要な対策の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。
- (2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）
 ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施し、事故の未然防止を図る。

取組状況

- (1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）
 平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による児童死亡事故を受け、平成 30 年度、ブロック塀等の安全対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行った。令和元年度以降も、財政支援を継続することとし、令和 3 年度はブロック塀等の安全対策を行った 7 区市 15 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

| 時点 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|
| 実績 | 251 事業 | 70 事業 | 14 事業 | 15 事業 |

- (2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）
 平成 30 年 6 月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、これまでブロック塀等の点検や調査を行ってきた。
 その結果を踏まえ、現在はブロック塀等の安全対策工事を実施している。

【令和 2 年度実績】

高等学校 9 校で実施

成 果

- (1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）
 都内区市町村立小中学校において、ブロック塀等の安全対策が着実に進んでいる。
- (2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）
 【令和 3 年度実績】
 高等学校 10 校で実施

課 題

- (1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）
 ブロック塀等の安全対策及び安全点検が未完了の区市町村がある。
- (2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）
 ブロック塀等の撤去後の再設置に当たっては計画通知が必要であり、その経費・期間等の確保が必要である。また、隣接地との境界塀については、その撤去・再設置に当たり、十分な調整が必要であり、境界確定が必要な場合、調整が長期間となることも想定される。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和3年度末を終期としていたが、ブロック塀等をはじめとしたさまざまな安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を2年間延長し、令和5年度を終期とすることとなった。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

隣接地との調整等が必要な学校を除き令和3年度末で対策事業を完了する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、一部の学校で工事が延期になったため、令和4年度末の完了を目指す。

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産材の活用促進のため、学校施設の木質化にあたり国産材を使用し、財政支援を希望する区市町村に対して、着実に支援を行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

国産木材の利用推進に資するため、都立学校の塀等に国産木材を活用する。

取組状況

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用し、温かみと潤いのある学校環境の中で児童生徒を育成することを目的とし、公立学校施設に国産木材を活用した整備を実施する区市町村に対して、その費用の一部を補助している。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

校舎等の新築・改築及び大規模改修工事に際し、校舎等の内装・什器及び外構フェンス等において国産木材を活用

【令和3年度実績】

- ・ 改築工事等における木柵の設置 3校で実施（高等学校2校、特別支援学校1校）
 - ・ 什器（生徒用机・椅子等）の購入 61校で実施（高等学校44校・特別支援学校17校）
- ※上記のほか、新築・改築及び大規模改修工事等に併せて校舎等の内装において活用
（例）教室、廊下、昇降口、多目的ホール等

成 果

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

- ・ 内装木質化・造作工事 1区
- ・ 什器等設置 1市1町
- ・ 物品購入 3区

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

【令和3年度末時点計】

- ・ 改築工事等における木柵の設置 4校
- ・ ブロック塀対策における木塀の設置 10校

課 題

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

引き続き本事業の周知徹底を図り、一層の利用促進を推進する必要がある。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

敷地境界塀等での国産木材利用に際し、隣地所有者の理解が得られない場合や調整に時間を要する場合が想定される。

今後の取組の方向性

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産木材の活用に向けて、区市町村への働きかけを積極的に行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

新築・改築及び大規模改修工事において国産木材の活用を引き続き進めるとともに、外構等の造改修工事を計画する際に、木塀や木柵の設置を検討していく。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記2事業については、空調が必要な教室・施設に設置を行うに当たって財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、夏季における教育環境の改善を図っていく。また、体育館等について、可能な学校から順次工事を行い、早急に空調設置を進め、原則として令和元年度から3年間で、全体育館への設置を目指す。

取組状況

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

平成26年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成27年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室を対象を拡大して財政支援を行っている。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

平成 30 年度には、災害級の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育館等への冷房設置に対する補助を公益財団法人東京都環境公社への委託により平成 31 年 2 月から開始した（令和 3 年度からは公益財団法人東京学校支援機構へ委託）。

令和元年度からは、給食室を冷房化対象に含めたほか、体育館等への空調整備が早急に推進されるよう、リース契約による整備についても補助を開始した。

・対応件数

| 時 点 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|----------|-------|-------|-----------|
| 特別教室 実施数 | 254 室 | 118 室 | 133 室（※1） |
| 体育館等 実施数 | 563 室 | 493 室 | 326 室（※2） |

※1：給食室 39 室を含む。 ※2：リース契約補助 191 室を含む。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和 3 年度実績】

- ・ 都立高等学校の特別教室の冷房化を実施 工事 11 校
- ・ 都立高等学校の体育館の冷房化を実施 工事 67 校

成 果

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

令和 4 年 3 月末時点見込み 特別教室空調設置率 91.5%（都の対象としている教室以外も含む。）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

令和 4 年 3 月末時点見込み 体育館等空調設置率 82.2%

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和 4 年 3 月 31 日現在】

- ・ 都立高等学校における特別教室の冷房化 190 校中 132 校整備済
- ・ 都立高等学校における体育館の冷房化 190 校中 189 校整備済
- ・ 都立特別支援学校における体育館の冷房化 58 校中 56 校整備済

課 題

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

特別教室の空調設備設置率については、本事業開始時（平成 26 年 4 月 1 日時点）65.4%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和 3 年度末 91.5%（都独自調査結果による。）となり、全体として上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

体育館等の空調設備設置率については、本事業開始前（平成 30 年 9 月 1 日時点）9.2%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和 3 年度末 82.2%（都独自調査結果による。）となり、全体として大幅に上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記2事業については、いずれも令和3年度末を終期としていたが、令和3年度末までに実施を予定していた工事を、コロナ禍の影響等により見送る事例が発生している状況を踏まえ、事業を延長し、令和4年度も区市町村の空調設置の取組を支援していく。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立高等学校の体育館の冷房化は改築工事中の学校を除き全て完了したことから、今後は武道場等の冷房化を実施していく。

5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、公立学校のトイレ整備を実施する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際、洋式トイレを基本として整備を行っていく。また、計画的にトイレ改修工事を実施し、トイレの洋式化を推進していく。

取組状況

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

平成29年度から、トイレ整備を実施する区市町村に対し、財政支援を行っている。

令和3年度は、32区市町171事業に対し補助を実施した。

・対応件数

| 時点 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 203事業 | 186事業 | 208事業 | 134事業 | 171事業 |

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

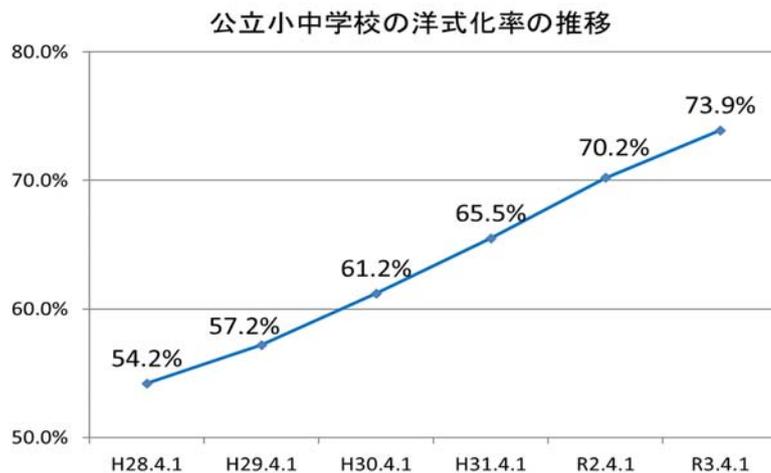
【令和3年度実績】

- ・ 小規模な改修工事（トイレ洋式化） 15校で実施
- ・ 老朽トイレの改修工事 15校で実施

成 果

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校のトイレの洋式化は、下記のとおり進んでいる。



※ 東京都調査「公立学校施設トイレ整備に関する調査」による（平成 28 年度は文部科学省調査）
 ※ 対象施設は区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前後）、特別支援学校
 （平成 28 年度文部科学省調査の対象施設は公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前））

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

【令和 4 年 3 月 31 日現在】

- ・ 都立高等学校 トイレの洋式化率 81.5%
- ・ 都立特別支援学校 トイレの洋式化率 94.6%

課 題

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業期間の短縮により、予定していたトイレ改修工事を見送る事例や、資材確保が困難となったことから工期延長となる事例が生じた。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

整備の進んでいない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、計画的な整備を働き掛けていく。

なお、令和 2 年度までであった本事業の事業期間について、新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから令和 4 年度まで延長することとした。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

目 標

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備していく。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてLED照明とするなど、照明のLED化を順次進めていく。

取組状況

(1) 太陽光発電設備の整備

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、太陽発電設備の整備を進めている。

【令和3年度実績】

高等学校 3校で整備（合計 225kW） 特別支援学校 3校で整備（合計 104.5kW）

(2) 照明のLED化の推進

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、学校の照明設備の原則LED化を進めている。

【令和3年度実績】

高等学校 3校 特別支援学校 2校

成 果

(1) 太陽光発電設備の整備

| | | | |
|---------|------|-----------|-----------------------|
| 平成28年度末 | 80校 | 1714.72kW | (高等学校 65校・特別支援学校 15校) |
| 平成29年度末 | 86校 | 1854.72kW | (高等学校 70校・特別支援学校 16校) |
| 平成30年度末 | 91校 | 2109.72kW | (高等学校 73校・特別支援学校 18校) |
| 令和元年度末 | 94校 | 2289.72kW | (高等学校 75校・特別支援学校 19校) |
| 令和2年度末 | 100校 | 2614.72kW | (高等学校 77校・特別支援学校 23校) |
| 令和3年度末 | 106校 | 2944.22kW | (高等学校 80校・特別支援学校 26校) |

(2) 照明のLED化の推進

令和元年度 6校 令和2年度 7校 令和3年度 5校

課 題

(1) 太陽光発電設備の整備

太陽光発電設備の整備は、校舎屋上にある既存空調機の室外機、ヘリサイン等が設置され、屋上緑化が行われている学校もあることから、設置スペースの確保が困難となる場合がある。また、建物強度の面で構造上設置が可能か現地調査及び構造計算書等により判断が必要となる。

(2) 照明のLED化の推進

学校の照明機器のLED化工事は、教育活動への影響が大きく新築・改築及び大規模改修時を捉えて原則LED化を図るとともに各種工事の際に併せて整備している現状である。

今後の取組の方向性

(1) 太陽光発電設備の整備

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎への設置も今後進めていく。

(2) 照明のLED化の推進

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎の照明のLED化の手法を検討していく。

7 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）（総務部）

目 標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の3つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適な学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を令和2年度から引き続き行う区市町村に対して、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】東京都公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業 1 地区

イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適な学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において一人1台端末の整備を行った区市町村に対して、令和2年度から引き続き端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助した。

【補助実績】東京都公立学校情報機器整備費支援事業（端末導入支援員） 45 地区

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0 に向けた学習方法研究校」事業

デジタル技術を活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校（高等学校及び中等教育学校12校、特別支援学校6校）指定し、デジタル技術やデジタル教科書を活用した学習支援の効果を検証するとともに、学習方法のモデルを開発・類型化し、グランドデザインに基づくICT活用推進計画等を各校で立案・実施した。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進するため、定期考査採点・分析システムを都立高校等に導入した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(7) 都立学校への校内無線LAN整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT支援員）を都立学校全校へ常駐配置した。

(イ) 未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより、教育イノベーションを実現するため「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施した。

【実施実績】教育イノベーション研修 156回実施 延べ6,335人参加

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤（クラウド）構築とデータ分析の有用性について試行検証を行った。また、統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードとその分析基盤を構築するための要件定義を実施した。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を授業内や放課後の学習に活用する実証研究を実施し、学習ログ等のエビデンスに基づくデータから義務教育段階のつまづきを把握し、個別最適な学びにおけるデジタル活用について検証した。

カ 教育用ICTネットワークの更改

都立学校全校を結んだ教育ICTネットワークについて、帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備した。

キ 校内無線LAN環境の整備

令和3年度中に都立学校全校の校内無線LAN環境の整備を完了した。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度入学生から保護者負担による生徒所有の端末として一人1台端末を導入するため、令和3年度において端末の調達方法や保護者負担に対する支援策の構築等を行った。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VR等の先端技術の活用について、都立学校3校において実証研究に取り組み、新たな指導方法の検証・試行を行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度からの導入に向けてシステムの開発を関係部署と調整しながら行った。

成果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国及び都の補助を活用し、令和3年度中に全ての地区で通信環境の整備が完了した。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

都の補助を活用し端末導入支援員を配置することで、円滑な端末導入及び活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0 に向けた学習方法研究校」事業

デジタル技術を活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を実施した。成果報告会等を開催し、その成果を全都立学校へ普及を図った。また、モデル校において開発・類型化した学習方法のモデルを学習支援クラウドサービスによる実践例とともに成果報告書にまとめた。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査採点・分析システムを構築し、令和4年3月から先行利用者による活用を開始した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターにより、統合型学習支援サービスの年度更新及びID管理支援、学習者用端末、ICT教育用機器などのICT環境保守運用支援、校内無線LAN接続及び活用支援、ICTを利活用した授業の準備、授業での端末操作支援、ICT利活用を推進するための校内研修等が行われ、都立学校におけるデジタルの利活用を推進した。

(イ) 「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員の育成を図った。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のための検証シナリオを作成し、データ分析の有用性について試行検証を実施し、教育ダッシュボードと分析基盤を構築するための要件定義を完了した。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を導入し、導入時の課題について整理して、効果的な活用場面について事例を蓄積した。

カ 教育用ICTネットワークの更改

運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

キ 校内無線LAN環境の整備

令和3年度に都立学校全校の校内無線LAN環境を整備することで、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

令和3年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和4年2月から端末の販売を開始した。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRの活用については、生徒の授業への参加意欲や探究へのモチベーションの向上がみられた。また、現実では見ることが難しいものや行くことが難しい場所など、通常の教科書や資料集などの画像では伝えることが難しいことを伝えやすくなり、効果的な指導を実現できた。

IoTセンシング機器等の活用では、センシングデータやカメラの記録をもとに、生徒自身が仮説の立案と検証を行い、エビデンスベースのアクティブ・ラーニング型の学びを実践することができた。また、実際の環境データを収集・可視化でき、より実態に即した学習や指導が可能となった。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度からの円滑な運用開始を目指し、各機能の開発を実施するとともに、学校及び関連部署と連携し運用開始に向け必要なマスターデータ（システム稼働時に必要な基本データ。例えば、学校情報、教室、教科、科目など）を作成した。令和3年12月から順次マニュアルの整備及び研修動画を配信、令和4年2月に学校にデモサイト及び本番環境を展開するとともにヘルプデスクを設置し、運用開始に向けた初期登録作業の支援を行った。

課 題

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

一人1台端末環境下での校内通信ネットワークの円滑な運用を確保する必要がある。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

一人1台端末を授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0 に向けた学習方法研究校」事業

一人1台端末を活用したこれからの社会において必要となる資質・能力を育成する教育活動を実施し、デジタルを活用して個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる必要がある。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

授業改善や個別最適な学びの実現に向けて、定期考査採点・分析システムの活用をより一層促進する必要がある。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(7) 都立学校におけるデジタルの利活用のさらなる推進のため、一人1台端末の活用のための支援及び各種システムの円滑な導入・運用に向けた支援等、支援内容の充実を図る必要がある。

(4) 一人1台端末の配備により各校の活用の段階が、導入期から拡大・普及期へ進行することを踏まえた研修を実施する必要がある。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のため、連携するシステム等と調整を図り、教育ダッシュボードとその分析基盤の設計・開発を進める必要がある。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材のログデータから生徒の学習の進捗状況や課題を把握し学習支援に活用を図る等、活用事例の更なる蓄積を図る必要がある。

カ 教育用ICTネットワークの更改

高校段階における一人1台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

キ 校内無線LAN環境の整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するため、PDCAサイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

導入した一人1台端末の活用を促進していく。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRの活用については、教育課題に即した授業デザイン設計を事前に行うことが重要である。また授業外も含めたVR機器導入・活用における学校現場のニーズ検証・整理のため、継続的な研究が必要である。

IoT センシング機器等の活用は、農業学科系高校へ IoT 機器を導入している事例は全国を見てもまだ少ないため、生徒の学びの変容につながる収集データの活用事例や、データを活用した有効な指導方法を集積・整理する必要がある。

(4) 都立学校統合型校務支援システムの整備

令和4年4月からの円滑な運用開始を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」に上乘せ補助を行い、ネットワークの点検・応急対応等を行う各区市町村の取組を支援していく。また、各区市町村の校内通信ネットワークの接続状況、課題等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費を補助するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「Society5.0 に向けた学習方法研究校」事業

デジタルを活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴（スタディ・ログ）の活用について研究する指定校事業を実施する。

イ 定期考査採点・分析システムの構築・活用

定期考査採点・分析システムを活用し、教員の採点業務における業務縮減を図るとともに、データを活用した授業改善や個別最適な学びの充実を図る。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 令和4年度もデジタルサポーター（ICT支援員）を都立学校全校へ常駐配置し、デジタルの利活用を支援する。

(イ) 令和4年度も「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員を育成する。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

統合型学習支援サービスのログデータと統合型校務支援システムのデータを分析・可視化する教育ダッシュボードとその分析基盤の設計・開発を進める。

オ AI教材の活用に関する実証研究

AI教材を授業中及び放課後の学習に活用し、学習ログによりエビデンスから義務教育段階でのつまづきや日常の授業での生徒個々の学習状況及び理解度を効率的・効果的に把握するなど、個別最適な学びの実現のための活用について研究する指定校事業を実施する。

カ 教育用ICTネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

キ 校内無線LAN環境の整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

ク 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

P D C A サイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。

ケ 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度入学生についても生徒所有一人1台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 教育における先端技術利活用研究事業

VRやIoT センシング機器等の有効な活用方策や活用事例の蓄積に向け、引き続き実践・研究を行っていく。

(4) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

8 安全対策のための防犯カメラの整備 (地域教育支援部)

(1) 公立学校防犯設備補助事業

目 標

幼児・児童・生徒の安全確保及び安全管理を促進させるため、公立学校における防犯カメラシステムの整備を行うに当たって財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

取組状況

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施

・令和3年度は、10区市、113園・校で整備した。

| | | |
|-----|------|-----|
| 幼稚園 | 1市 | 3園 |
| 小学校 | 6区市町 | 85校 |
| 中学校 | 8区市町 | 25校 |

・対応件数

| | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | R1年度 | | R2年度 | | R3年度 | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 区市町村 | 園・校 | 区市町村 | 園・校 | 区市町村 | 園・校 | 区市町村 | 園・校 | 区市町村 | 園・校 | 区市町村 | 園・校 |
| 幼稚園 | 5 | 17 | 1 | 3 | 3 | 8 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 3 |
| 小学校 | 20 | 243 | 17 | 111 | 18 | 132 | 8 | 35 | 8 | 94 | 6 | 85 |
| 中学校 | 13 | 108 | 16 | 70 | 12 | 61 | 2 | 5 | 7 | 20 | 8 | 25 |

成 果

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置及び老朽化した設備の更新が進み、令和3年度末までに都の補助事業で1,179校に防犯カメラが整備され、これにより、防犯カメラの設置を希望する全ての学校で設置が完了した。

課 題

上記成果のとおり、希望する全ての学校で設置が完了した。

今後の取組の方向性

上記成果のとおり、希望する全ての学校で設置が完了したため、令和3年度で本事業は終了した。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

| | | |
|--------|----|--------------------------|
| 基本的な方針 | 12 | 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動 |
|--------|----|--------------------------|

○指標

| 指標 | 現状値 | 全国データ | 目標 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|------|
| 「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行った」と回答する学校数 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）> | 令和3年度 小：74.9% 中：70.0% | 令和3年度 小：73.3% 中：63.3% | 年々上昇 |

○施策展開の方向性と主な取組

| | | |
|--|--------------------------------|-----|
| 施策展開の方向性 29：学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します | | |
| 1 | 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲） | 239 |
| 2 | 「放課後子供教室」における活動の推進 | 241 |
| 3 | 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲） | 242 |
| 施策展開の方向性 30：地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します | | |
| 1 | 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実 | 246 |
| 2 | 「地域学校協働活動」の推進 | 247 |
| 3 | 地域と共にある学校づくりの推進 | 249 |

| | | |
|------------------|----|--|
| 基本的な方針 | 12 | 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動 |
| 施策展開の方向性 | 29 | 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します |
| 予算額：3,701,533 千円 | | 決算額：2,796,483 千円 |

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業（再掲）

目 標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及び、その保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、課題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業） 国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業） 国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区 34 区市町村（14 区 19 市 1 町）

(イ) 実施校 385 校（小学校 245 校、中学校 140 校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数 919 人

(エ) スーパーバイザー数 101 人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 51,254 日

ク 事業等

令和3年11月12日の生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会の指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。

成 果

令和元年度から令和3年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 小学校 | 211校 | 249校 | 245校 |
| 中学校 | 135校 | 143校 | 140校 |
| 計 | 346校 | 392校 | 385校 |

課 題

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| ① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数 | 563人 | 674人 | 759人 |
| ② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数 | 266人 | 328人 | 356人 |
| ③ 改善率 (②/①×100) | 47.2% | 48.7% | 46.9% |

過去3年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、5割弱である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

今後の取組の方向性

学校において、多様な人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

また、令和4年度においては、区市町村等の要請に応じて実施校数を増やしていく。

2 「放課後子供教室における活動の推進」(地域教育支援部)

(1) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体型の推進

目 標

「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施

取組状況

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体型を推進する区市町村を主な対象に、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施した。

- ・専門人材を活用した活動プログラムの実施(令和3年度実績)

| 実施内容 | 実施回数 | 延べ参加者数 |
|--------|------|--------|
| スポーツ教室 | 45回 | 593名 |
| 科学実験教室 | 22回 | 255名 |

- ・新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症対策のため、活動プログラムを中止とした放課後子供教室もあった。

成 果

専門人材を活用した「科学実験教室」や「スポーツ教室」プログラムの子供向けアンケートでは、両プログラムとも約99%が「とても楽しかった」「楽しかった」と回答し、非常に高い満足度が得られた。また、「もっとやりたい」「またやりたい」という声もあり、子供たち自身が試行錯誤しながら実験に取り組む様子が見られ、子供たちの好奇心をかきたてるプログラムを提供することができた。

教室スタッフ向けアンケートでは、講師の指導方法や子供たちへの関わり方が参考になったという感想があり、今後の教室実施へ生かすことのできる機会を提供できた。

課 題

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

今後の取組の方向性

区市町村に対して学童クラブとの連携や地域人材の活用など多様な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムの展開等区市町村における活動内容の一層の充実を支援する。

(2) 「放課後子供教室」の促進

目 標

区市町村における「放課後子供教室」の実施を推進する。

取組状況

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

実施地区数及び教室数等の推移

| 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地区数（区市町村数） | 55 地区 |
| 教室数 | 1,240 教室 | 1,260 教室 | 1,272 教室 | 1,280 教室 | 1,258 教室 |
| 小学校区数 | 1,178 校区 | 1,187 校区 | 1,196 校区 | 1,212 校区 | 1,192 校区 |

・新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症対策のため、一定期間事業を中止、また規模を縮小して実施した放課後子供教室もあった。

(2) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わる地域コーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。

参加者数の多い「スタッフ研修」については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、YouTubeチャンネルによるオンデマンド開催とした。

【実績】 コーディネーター等研修（2回） 受講者数 378 名
 スタッフ研修（オンライン開催） 視聴回数 延 996 回

(3) 情報提供

東京都教育委員会ホームページを活用して「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

成 果

新型コロナウイルス感染症による制約がある中でも、各自治体・放課後子供教室において感染防止対策を講じた上で、放課後等の居場所及び体験活動等の場を提供することができた。

課 題

コロナ禍における「放課後子供教室」の実施に当たっては、十分な感染防止対策を講じることが不可欠であるとともに、活動内容等に制約が生じる場合がある。そのため、コロナ禍における事業実施上の課題や工夫等を把握し、有効な情報提供を行う等によりコロナ禍における事業実施の支援が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、コロナ禍において事業を実施する上で参考となる情報を提供するなど、各地域の実情に応じた取組が一層充実するよう引き続き支援していく。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1) 「地域未来塾」の促進（再掲）（地域教育支援部）

目 標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

| 年度 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地区数（区市町村数） | 21 地区 | 29 地区 | 31 地区 | 30 地区 | 30 地区 |
| 対象校数 | 428 校 | 640 校 | 659 校 | 652 校 | 658 校 |

・新型コロナウイルス感染の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。

・取組内容

大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとって、学習教室は学習のリズムをつくるペースメーカーとなっている。」「集団での学習が苦手、授業内容がよく理解できない等の子供たちにも基礎学習が定着するよう、一人ひとりに寄り添いながら学習支援を行った。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

| 年度 | R 2 | R 3 |
|------------|-------|-------|
| 地区数（区市町村数） | 30 地区 | 30 地区 |
| 対象校数 | 652 校 | 658 校 |

課 題

地域人材の学習支援員の協力を得て実施する「地域未来塾」は、コロナ禍により令和2年度に続き令和3年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）（地域教育支援部）

目 標

平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和2・3年度は実施地区を拡充し実施する。また、モデル実施の効果や効果的な運営方法等について検証する。

取組状況

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 5地区 計 29 中学校、中学3年生 240 名が参加
- ・ 数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 8 月から 2 月にかけて平均 29 回程度

成 果

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し 4 地区、令和 3 年度は 5 地区でモデル実施した。

生徒対象のアンケートには、「何度も模試を行ったので英語の点が大幅に上がった。」「難しい問題への理解が深まり入試においておさえるべきポイントがわかった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

| | A 地区 | B 地区 | C 地区 | D 地区 | E 地区 |
|--|---------|--------|---------|---------|---------|
| 【志望校への進学】 第 1 志望に合格 | 90% | 89% | 84% | 90% | 81% |
| 【平均点の比較】 業者による事前テスト (初回) と事後テスト (最終回) の結果 | 英語+13.6 | 英語+7.2 | 英語+10.8 | 英語+13.5 | 英語+0.5 |
| | 数学+12 | 数学-2.6 | 数学+28.9 | 数学+5.4 | 数学+13.5 |

課 題

各実施地区とも成果と課題を踏まえ実施方法等の改善を図ってきたが、実施地区が拡大したにもかかわらず、令和 2 年度 243 名、令和 3 年度 240 名と参加生徒数は増加しなかった。コロナ禍における進学状況の把握や、更なる効果的な進学支援に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 平成 30 年度、令和元・2・3 年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和 4 年度以降も事業を継続して実施する。
- ・ 具体的には、6 地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた実施計画の策定を促すことで、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、2 年間（令和 2・3 年度）指定した。

- ・ 国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・ 各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・ 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和3年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。 | 72.0% |
| ②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。 | 77.0% |
| ③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。 | 70.0% |

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ 令和4年度から30校を2年間指定する。
- ・ 学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）（指導部）

目 標

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う。

取組状況

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・ 対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・ 実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

成 果

- ・ 進学実績の向上（国立大学、GMARCH、日東駒専）
- ・ 成績の向上、学習習慣の改善

課 題

- ・ 講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・ 生徒の出席率の低下
- ・ 講座内容の充実と教員の参加の推進

今後の取組の方向性

事業実施の効果検証を行い、事業については令和3年度で終了した。

| | | |
|-----------------|----|-----------------------------------|
| 基本的な方針 | 12 | 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動 |
| 施策展開の方向性 | 30 | 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します |
| 予算額：2,585,498千円 | | 決算額：2,186,977千円 |

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

目 標

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実を図る。

取組状況

企業・大学・NPO等の専門的な教育力を、学校教育をはじめとした子供たちの教育活動に効果的につなげるための仕組みを生かしながら、多様な教育プログラムの提供及びその活用への促進を図った。

- ア 小・中学校等を対象とした、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う
「プログラムアドバイザー（教科学習分野、キャリア教育分野）」の配置（協力団体：3団体）
- イ 「令和3年度地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催としての企画及び実施
- ウ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- エ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

| 年 度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 会員団体数 | 548 団体 | 576 団体 | 586 団体 | 590 団体 | 596 団体 |

成 果

- ・ 会員団体数が、6 団体増加した。
- ・ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、59 団体が都立高校 138 校の「総合的な学習の時間」等において、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。

課 題

- ・ 学校や放課後子供教室などから、企業・大学・NPO等の教育プログラムの情報や、具体的な活用事例を把握することが難しいとの声を聞くことから、小・中学校等への効果的な教育プログラムの提供方法やプログラムアドバイザーの活用についての周知方法等の検討が必要
- ・ 新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に適った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実

今後の取組の方向性

- ・ 「統括コーディネーター」や「放課後子供教室スタッフ」等を対象とした会議や研修、フォーラム等を通じて、企業・大学・NPO等の多様な教育プログラムの提示やプログラムアドバイザーの効果的な活用等について、周知等を行っていくとともに、企業・大学・NPO等との連携や多様な主体の「地域学校協働活動」への参画を推進し、子供たちの学びが充実するよう支援していく。
- ・ 会員団体である企業・大学・NPO等と連携しながら、都立高校における新学習指導要領（総合的な探求の時間）や放課後子供教室の活動等に対応した「教育プログラム」の導入を支援していく。

2 「地域学校協働本部」の推進（地域教育支援部）

(1) 「地域学校協働本部」の設置・促進

目 標

地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を支援する。

取組状況

ア 区市町村の取組

区市町村が主体となって行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

- ・実施地区数及び学校数の推移

| 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 | R 2 年度 | R 3 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地区数 (区市町) | 30 地区 | 31 地区 | 32 地区 | 34 地区 | 36 地区 |
| 学校数 | 1,135 校 | 1,246 校 | 1,309 校 | 1,327 校 | 1,355 校 |

- ・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

イ 東京都の取組

- ・推進委員会の開催 2回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

- ・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布：2,000 部

- ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施

区市町村の地域学校協働活動関係者を対象とし、コロナ禍における取組事例等動画のオンライン配信を行った。

成 果

- ・地域学校協働活動推進事業実施校数

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）

| 年度 | R 1 年度 | R 2 年度 | R 3 年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 全学校数に占める実施校数の割合 | 69% | 70% | 72% |
| 実施校数 | 1,309 | 1,327 | 1,355 |

課 題

- ・実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進
- ・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

- ・未実施地区における地域学校協働本部の未設置理由を把握し、地域の実情に沿った設置を支援する。

(2) 統括コーディネーターの配置促進

目 標

「地域学校協働本部」の設置地区における統括コーディネーターの配置を促進し、地域学校協働活動を推進する。

取組状況

- ア 統括コーディネーター会議 8回（うち5回はフォーラム企画小委員会）
 都が統括コーディネーター（東京都地域学校協働活動推進員）を委嘱し、地域学校協働活動の推進等に関する情報交換や協議を目的として統括コーディネーター会議を開催した。またオンライン会議を併用し開催した。
- イ 地域学校協働活動推進フォーラムの企画及び運営
 統括コーディネーターがプログラム内容の企画や運営の担い手となり、地域学校協働活動推進フォーラム及びテーマ別オンライン分科会を開催した。

成 果

令和元年度から地域学校協働活動推進事業実施地区における統括コーディネーターの配置を促進した。

配置地区数

| 年度 | H30 年度 | R 1 年度 | R 2 年度 | R 3 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 地区数 | 4 地区 | 29 地区 | 31 地区 | 32 地区 |
| 統括コーディネーター数 | 7 名 | 32 名 | 34 名 | 37 名 |

課 題

- ・ 統括コーディネーターの地域人材からの発掘
- ・ 実施地区における地域学校協働本部の設置の促進や地域コーディネーターの育成
- ・ 地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

- ・ 統括コーディネーター会議の開催、統括コーディネーター会議を通じたコーディネーター研修情報や多様な地域学校協働活動事例の提供などにより、オンラインも活用しつつ、区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

(3) 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置に向けた調査研究の実施

目 標

元気高齢者が運営の担い手となり、多世代のつながりの中、学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等、様々な活動を実施する地域交流拠点を、学校の敷地内又は隣接地に整備する区市町村の取組を支援することで、元気高齢者の社会参加を促進するとともに、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを推進する。

取組状況

学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の活動支援及び調査研究の実施

- ア コミュニティハウスにおける活動支援
 学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等、地域学校協働活動の推進を図るとともに、様々

な活動を通じて元気高齢者の社会参加を促進するため、清瀬市が清瀬中学校の敷地内に設置した地域交流拠点における活動支援を行った。

イ コミュニティハウスの設置に向けた調査研究の実施

コミュニティハウスの活動によるソーシャルキャピタルの蓄積や、学校教育にもたらす効果を測定・検証するための調査を実施した。

成 果

- ・ コロナ禍ではあったが、ICTを活用するなど、地域のNPO法人が活動の中心となり、大学や企業と連携し、地域学校協働活動に取り組んだ。
- ・ 清瀬市内の小中学校の教員、児童生徒、保護者、地域住民等、コミュニティハウスの活動参加者等を対象とした調査を実施した。

課 題

コミュニティハウスの活動を通じた地域学校協働活動の活性化

今後の取組の方向性

- ・ コミュニティハウスでの活動の一層の充実を目指し、活動内容の検討を行っていく。
- ・ コミュニティハウスの活動によるソーシャルキャピタルの蓄積や、学校教育にもたらす効果について、経年での変化を測定できるよう引き続き調査を実施していく。

3 地域と共にある学校づくりの推進（都立学校教育部）

(1) 地域との連携・協働による学校運営の推進

目 標

地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働し、地域との連携・協働をブランドイメージとする「地域連携リーディング校」の取組を支援する。

取組状況

- ・ 「地域連携リーディング校」として、第三商業高等学校、園芸高等学校、武蔵村山高等学校の3校を指定し、平成29年度から2年間のモデル事業に引き続き取組を支援している。
- ・ 「地域密着型教育活動推進校」として、竹台高等学校、大森高等学校、飛鳥高等学校、光丘高等学校、山崎高等学校の5校を平成31年度から令和3年度までの3年間指定した。

成 果

地域連携リーディング校では、学校が組織的に地域連携に取り組んでいる状況が地域団体等に見えることにより地域の意識が向上し、学校と地域との関係がより密になり、教育活動の幅が広がった。

課 題

地域から支援を受ける一方で、地域側との連絡調整が必要になり、教員の負担が増加している。

今後の取組の方向性

令和3年度をもって事業終了

第6 点検・評価に関する有識者からの意見

佐藤 昌宏（デジタルハリウッド大学 教授・学長補佐）

令和3年度分の点検・評価を拝見し、コロナ禍のなか、2020東京オリンピック・パラリンピックを無事終えることができ、世界から注目される都市の教育施策として、多岐に渡る多くの課題に対して積極的に取り組み、改善されている点、そして、事業目標達成に対して大きな遅れを出していない点については一定の評価と感謝を申し上げたい。その上で更なる向上に向けてコメントするが、これらの結果の原因分析を更に深くお願いしたい。具体的には、変化の多かった特定のグループや個人に対するインタビューなど、各種調査手法を通して、学力や自己肯定感の向上に学内外含め、何が大きな原因となったかなどの課題・原因分析（因果関係の仮説など）を抽出頂けると、今後の取り組みなどに繋げていけるのではと考える。

個別施策については、特に教育のデジタル化に伴う施策について言及したい。

<全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 基礎学力の定着について>

■学力向上に向けたコンテンツやツールの選定について

・実際に東京ベーシックドリルを使ってみたが、児童生徒がワクワクし、教員が効果的に学習管理できるような仕組みになっているか、再度、検討して頂きたい。場合によっては、セキュリティや個人情報に気をつけながら、民間教材の積極的な活用をすべきではないかと考える。

<「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の推進>

■環境整備から利活用へ

・各区市町村のネットワーク拡充の課題は残るものの環境整備は整ったことは素晴らしい。
・教員による利活用は大きなテーマであり、教育イノベーション研修 156回実施 延べ6,335人参加は大きな成果だと考える。慣れ親しんでいない教員にとっては時間が必要なこともあり、ぜひ継続することをお願いしたい。
・情報モラル教育に関しては、重要性を鑑み、必修化の検討もお願いしたい。

■とうきょうの情報教育 情報教育ポータル

・サイトのUI/UXも見やすく良い。情報量も多く、YoutubeやTwitterによる情報更新も頻繁に行われており素晴らしい。もっと多くの方に見てもらえるような取り組みを検討して頂きたい。

<英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテストの導入に向けたプレテストの実施>

■全国初の英語スピーキングテストの実施

・とてもチャレンジングで首都東京として素晴らしい取り組みでぜひ全国に広げていくための事例を作って欲しい。特に自学習における発話量は確実に増加すると予想しているので、プレテストにおける検証結果にも記載して欲しい。

・今後の取組の方向性にもあるが、事業の趣旨に関する理解も積極的に発信して欲しい。その周知、発信方法の具体的な案も検討頂きたい。

<目標達成度を見やすく共有>

例年指摘している点ではあり、毎年、少しずつ改善はしてきているが、目標に対する進捗がわかりにくい。形式的な報告や点検・評価を避けるためにも、そして、中期計画の後半を迎え、最終の振り返りにはこれらの積み上げが成果となることからぜひ再考をお願いしたい。

3年間のみの有識者経験に基づく感想ですが、この短期間であっても、ずいぶん情報発信を簡潔にかつわかりやすくなさろうとした努力は高く評価できるものと存じます。しかも、コロナ禍で例外対応が増えた年度にもかかわらず、当初予定していた施策を何とか形態を変えながらも実現しようとした努力に敬意を表します。また、都の事業として、容易にはスクラップ&ビルドを行えないこともよくわかりました。

今後は1)「今後5か年の施策展開の方向性」の各施策を統合するとすれば、どういう事業を展開することになるのか、そこからどういう効果が得られるのかというブレインストーミング、2)その上で現在の事業からその芽となるような取り組みはないかという洗い出しとその効果検証、3)翌年度以降に向けた事業化（スクラップ&ビルド）を図っていった、4)昨年度までと対比検証することが有効かと存じます。

そのために、令和3年度の個別の事務事業について詳細に検討した所、次の特徴を持つ事業が有効だとの所見が得られました。

- ① 事業の目的が明確である
- ② 目的に沿った取組がなされている
- ③ 成果が実践・実施結果に基づいている
- ④ 課題や今後の方向性が「次にすぐやるべきこと」として明確になっている

具体的には、下記の特徴です。

- 「障がい者、経済的困窮者、業務過多の副校長」など支援したい対象が明確
- 幼少連携や協議会の設置など関係者が一丸となった取組

これらはまとめると、対象が明確で問題がみなに関わるものと意識されれば、積極的（情熱的）な取組が展開されやすいということが示唆されています。社会においてボーダーやエッジと呼ばれる周辺や分岐点にいるような対象が熱心に支援されやすいということです。

逆に、上記とは対照的なボリュームゾーンの児童生徒や教員を対象にした、日々ルーチンとして行われるような業務に関する取組は高い評価が得られ難い可能性があります。これらは、どうしても対象者も多いため、指標も概括的なものが多く、なかなか実態に迫りにくいという難点があるのでしょう。しかし、ボリュームゾーンの児童生徒を対象に普通の先生が一生懸命授業をしている営み等をどう支援していけるかを考えることもまた、規模が大きいただけに効果も大きくなるはずです。加えて、単発的な取組（せっかく事業を行っているのに関係者の事情やコロナによって実施しなかったなどと記述された取組）もまた、事業の継続性・発展性という点で、心細いものがありました。最後に、制度の整備など淡々と行っているものも高い評価を得られ難いと考えますが、この種類のもは、EBPMにもかけやすいため、その検証もしながら、今後も行っていくべきでしょう。これらと介入的な事業をわけて、後者についてしっかりとその質を検証していくという整理も必要かもしれません。

以上のような事業の性質に鑑みた、大胆なスクラップ&ビルドを次の取組では期待します。

令和3年度も、学校も行政も新型コロナウイルス感染症の流行状況に大きく影響を受け、感染予防対策の徹底も求められる困難な1年だった。そのような中、東京都教育委員会では、令和2年度は中止せざるを得なかった事業もオンラインで実施するなど、幅広い施策・事業の着実な実施に取り組んだ。

まず、幅広い施策・事業の中から特に注目した取組等について、3点に分けて述べたい。

- ①新型コロナウイルスの影響で困難に直面した児童生徒や家庭への支援の継続は重要である。いわゆる「学びの損失」の回復とあわせて、経済的、心理的支援の充実を引き続きお願いしたい。また、留学や人が集まるイベントが制限される中で、学校外における英語に触れる機会を充実するために TOKYO ENGLISH CHANNEL を開設したことは、意欲のある子供たちが世界に目を向け英語を学ぶ意欲を高めるための貴重な取組である。
- ②特別支援を必要とする幼児児童生徒数が増加する中、令和3年4月に全公立小・中学校に特別支援教室を設置したことや、教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮し、力量をさらに高めることができるように教員の定期異動実施要綱を改正したことにより、特別支援を必要とする子供の学びや育ちに良い影響が出ることが期待される。
- ③教職員の負担軽減につながる、サポートスタッフの配置、専門人材等の活用（国際交流コンシェルジュ、社会の力活用事業など）、東京学校支援機構との連携が進んでいる。特に東京学校支援機構の取組は、学校単体では専門家を擁することが難しい分野（法律や国際交流など）の人材・機能を集約して提供しており、その価値が高い。これらの取組が進み、教員がより学習指導に時間を使うことが可能になったり、働き方改革が進んで教員を目指す優秀な学生が増えたりして、教育の質の向上につながることを期待したい。次に、今後の点検・評価の在り方に関する期待を述べたい。

国でも自治体でもいわゆる EBPM（Evidence-Based Policy Making）や DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められており、点検・評価についても従来とは異なる発想に基づく取組が求められることが想定される。このため、第5次の東京都教育ビジョン策定にあたっては、推進する施策について、あらかじめ、目指す成果（アウトカム：効果や望ましい変化）、成果につながると考えられる実績（アウトプット）、実績を生むための取組（アクティビティ：事務事業の内容等）といった段階を意識し、それぞれの段階における評価指標を検討するといった議論が行われることを期待したい。また、学校や児童生徒の情報についてデジタル化や統合を進める際には、それらの情報（データ）を評価指標として活用することも念頭に進め、学校と行政双方における情報（データ）収集の負担の軽減が図られることも期待したい。その際、データ分析に基づき分かることには限界もあり、データの不存在は施策の効果がないことを表すものではなく、さらなるデータの収集や分析の必要性を示すものであることや、データは主に集団全体の状況を推測するもので、一人一人の子供の育ちや学びを保障し支援するためにはデータ以外の情報が必要になる場合もあることなどにも留意していただきたい。

<資料>

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。
この要綱は、令和2年5月12日から施行する。